

樺太及北海道

東亞同文會編纂局編
鈴木陽之助校

明治
38 年 21
丙交

東亞同文會發行

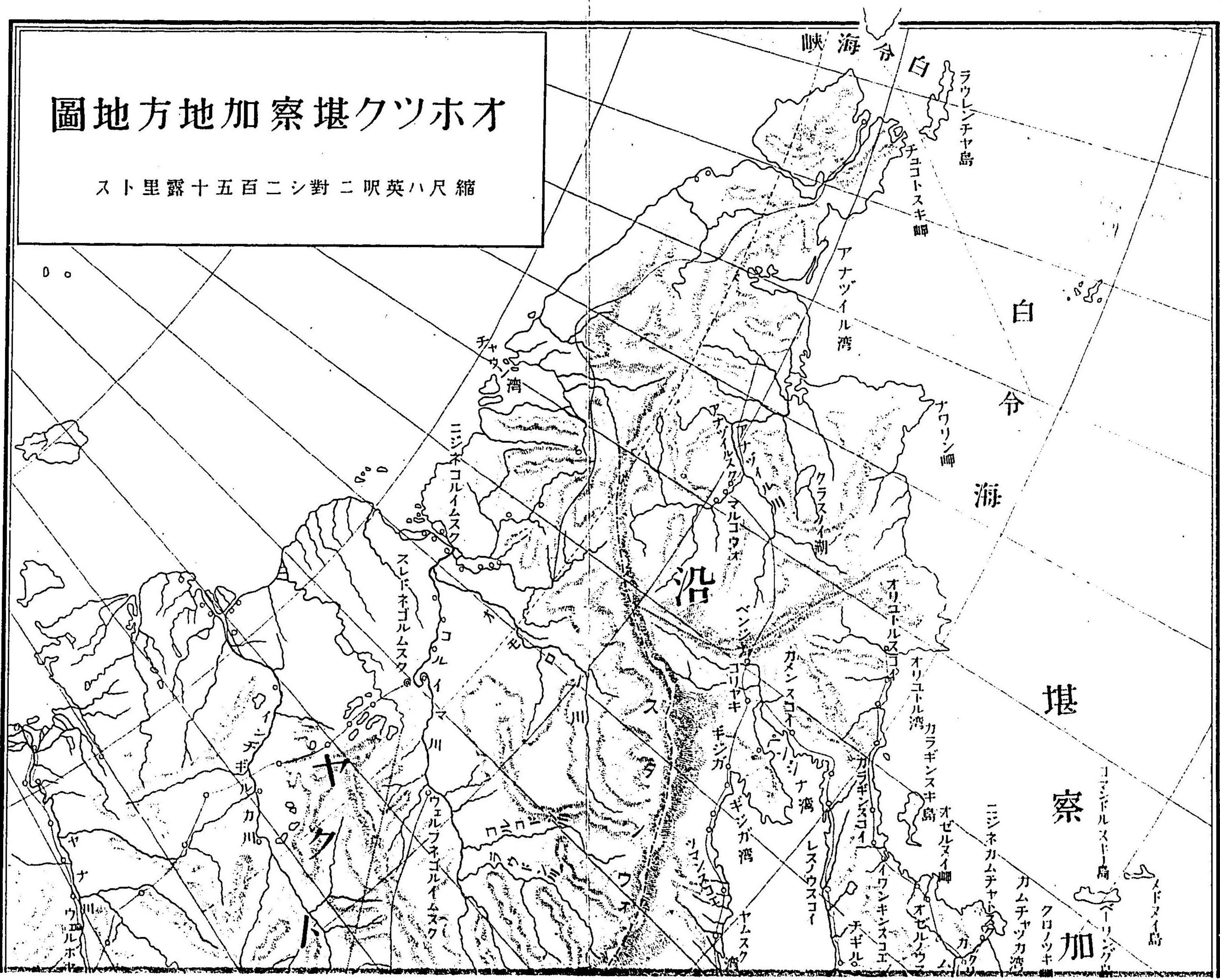
東明區文會徵行

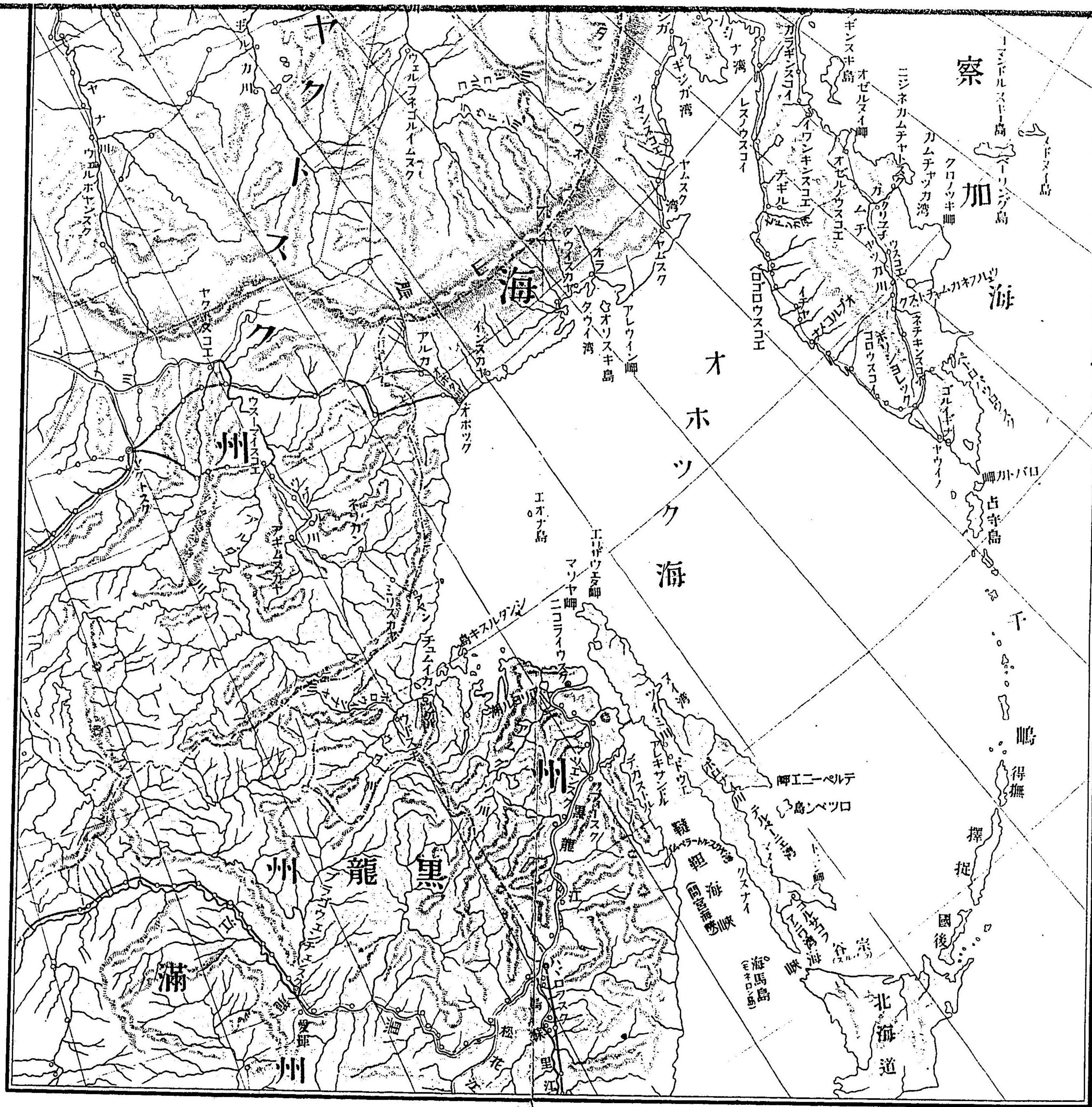
林大以行海記

錄本影本名錄
東明區文會徵行

オホツク堪察加地方地図

縮尺八英呎ニ對シ五百露里ト





北沿海州事情

凡例

- 一 本書は樺太事情と北沿海州事情との合冊なり名けて樺太及北沿海州と云ふは惟簡に従ひ稱呼に便ならしめたるに外ならず
- 一 樺太事情は明治三十八年五月本局編修成田與作が個人として編述したるを本局に收め樺太「コンサコフ」日本領事館書記生として約二十年間同地に在勤し此方面の事情に最も精通せる副領事鈴木陽之助君の精細なる校閲を経たるものなり
- 一 北沿海州事情は原名を「オホツク」「カムサツカ」地方經濟事情一班と云ひ露國人「ブロン・ロン」氏が實地踏査の上編述刊行(千九百二年)したるを繙譯したるものにして均しく鈴木君の校閲を経たるものなり
- 一 本書は右二書の合冊なるを以て前後編述文章の體裁相同じからず或は閱讀に便ならざらんも事情誠に止むを得ざるものあり讀者幸に之を諒せよ
- 一 書中の附記は一章の參考に供し附録は全部の參考に資したるものにして共に露人の所論に係るものなり
- 一 書中の貨幣及度量衡は主として露國の制規に據れり故に特に凡例の末尾に日露貨幣及度量

凡例

衡比較表を附して對照に便ならしむ

一 本書は凡て日露戰爭開始前の調査に係るものなるを以て其開戦後に於ける情況の變化は固より記述せず近くは我軍の樺太島に上陸するに及んで其地名を變改したるものあるも本書は皆舊名に依りたり但彼此對照の便を計り凡例末尾に本年七月十五日迄に改稱せられたる新占領地の名を記せり

明治三十八年七月

東亞同文會編纂局識

日露貨幣比較

露	西	亞	日	本
銀(百カヘーク)			一圓二錢八厘	
銅(百カヘーク)			一錢一厘	

日露度量衡比較

露	西	亞	日	本
「アルミン」(Armine)			凡 二尺三寸四分六厘九毛強	
「同(平方)」			同 五平方尺五〇三	

「サーヤホシ」(Sugono) (三ノルシシ)	同 七尺〇四分〇八毛弱
「ウエルスト」(Vest) (五百サーヤホシ)	同 九町四十六間五尺弱
「ウヤドロ」(Yelno)	同 六升八合餘
「キーチカ」(四十ウヤドロ)	同 六斗八升三合八勺弱
「コロー」(Koroo)	同 一石一斗二升八合二勺強
「チホトウヤホシ」(Chakvart)	同 一石一分三厘八毛
「ソロトニータ」(九十六ドリーヤ)	同 百九分二分強
「フント」(Fund) (九十六ソロトニータ)	同 四貫三百六十八分二分九厘六毛弱
「プー」(Pool) (四十フント)	同 四十三貫六百八十分三分七厘強
「ペーロウヤホシ」(Jepkovais)	同 一町一反四畝八步
「テシヤチン」(Dessiatino) (五百平方サーヤホシ)	同 二百十九立方尺七九四
「クラフター」(Klifter)	同 百六十七立方尺八八八五五
「スタンダー」(Stander) (露都ニ於ケル材木量用)	

凡例

北沿海州事情目次

第一章 東亞露領ノ概況

一 沿海州ノ位置及面積

二 行政區劃

三 烏蘇里沿岸地方

四 浦潮新德港

五 「ニコライウスケ」港

六 薩哈連島

七 「オホツク」及堪察加地方

第二章 「オホツク」海沿岸諸港

一 「オホツク」港ノ状況

二 「ワードスク」「チヌマイカン」並「シヤンタルスキー」諸島ノ状況

三 「アヤン」港ノ状況

四 「オーラ」港ノ状況

五 「ギシガ」港及極北東「アナイル」地方ノ状況

第三章 堪察加半島

一 堪察加貿易ノ現況

二 主要ナル貿易地點

目次

一 一
 二 一
 三 一
 四 三
 五 一
 六 二
 七 二
 八 四
 九 十
 十 十
 十一 二十
 十二 二十
 十三 三十七
 十四 四十三
 十五 四十八
 十六 六十二
 十七 六十二
 十八 六十三

凡例

占領地新舊名稱

新 命 名
 近 藤 岬
 重 藏 岬
 東 伏 見 岬
 對 馬 崎
 千 郎 灣
 七 郎 灣
 片 岡 岬
 海 豹 島
 海 豹 岩

舊 名
 ノ ト 岬
 シ レ ト 岬
 ア ニ フ 岬
 エ ヅ マ 岬
 ロ ヅ イ 岬
 テ ル ベ ニ 岬
 テ ル ベ ニ 岬
 ロ プ ベ 岬
 シ プ チ 岬
 オ バ ス ノ ス ト 岩

目次

三 「ペトロパワロウスク」港ノ状況及貿易……………六十五

四 同港ノ貨物輸入高及獸皮輸出高……………六十九

五 貂、鹿皮及其他ノ獵獸業……………七十

六 物價及貿易ノ状況……………七十四

七 堪察加ノ漁業……………八十二

八 「ペトロパワロウスク」郡中ニ於テ捕獲スル魚類ノ數及其製造法……………八十七

九 日本風ノ製法……………九十二

十 罐詰製造ノ開始……………九十五

十一 漁業規則ノ實施及其結果……………九十八

附記

第四章 「コンマンドルスキー」諸島

一 「コンマンドルスキー」諸島ノ行政一斑……………百十一

二 「ペーリング」島及「メドノイ」島ニ於ケル漁業及島民ノ生活……………百十三

三 牧畜、農業及獵業……………百十七

四 鯨鯊獵業……………百十八

五 鹿皮獵業……………百二十五

六 鹿皮ニ關スル國庫納付金……………百三十三

七 一千八百九十二年乃至一千九百一一年間ノ鹿皮獲高……………百三十七

八 一千八百九十二年乃至一千九百一一年間ノ鹿皮獲高……………百三十八

第五章

結論

九 鹿皮獲高ノ減少及其原因……………百四十

十 鹿皮獲高ノ減少下沿革……………百四十二

十一 堪察加商工業會社及露國政府ト同會社トノ契約條件……………百五十一

十二 「コンマンドルスキー」諸島貿易ノ概况……………百五十二

十三 同諸島ニ貨物ノ輸送方、其總額、米國品及露國品……………百五十五

十四 島民ノ收入……………百六十一

十五 鹿皮及鹿皮ノ概况、獸皮ノ區別法……………百六十四

結論……………百七十一

目次

北沿海州事情

第一章

東亞露領の現況

露國「プロゾーロフ」原著

沿海州の位置及面積

本州に接する亞細亞大陸の東岸北緯四十二度以北一帶の地は露國の領土にして沿海州と稱し、北は北氷洋に接し、西は滿洲黑龍江及び「ヤクートスク」州に接し、南は朝鮮と境を交へ、東は太平洋に面す、沿海に散在する島嶼も亦此の露領沿海州に屬す、其島嶼中の主なるものは「コンマンドルスキー」諸島及び「シヤンタルスキー」島なり、此の沿海州の面積は總體約百五十萬二千四百平方露里にして、沿岸線約一萬二千露里あり。

二 行政區劃

而して此露領沿岸線は行政上の關係に於て左の九郡に分割せらる。

第一、南部烏蘇里郡、政廳は「ニコロスコイ」にあり。

第二、烏蘇里哥薩克郡、政廳は「カイメニ、ルイボロフ」にあり。

第一章 東亞露領の現況

第三、「ソフイヤ」郡、政廳は「ハバロウスク」にあり。
第四、「ウードスク」郡、政廳は「ニコライウスク」にあり。
第五、「オホツク」郡、政廳は「オホツク」にあり。
第六、「ギデガ」郡、政廳は「ギデガ」岬にあり。
第七、「ペトロバウロウスク」郡、政廳は「ペトロバウロウスク」にあり。
第八、「アナツイル」郡、政廳は「マルコオ」村にあり。
第九、「コンマンドルスキイ」諸島、政廳は「ペーリング」島、「ニコルスコイ」村にあり。
沿海州には六個の市府あり、其中「ハバロウスク」は黒龍江沿道總督府の所在地、浦潮斯徳は沿海州の中心都會にして、沿海州軍務知事の所在地たり、「ニコライウスク」は黒龍江口の一港にして自餘の「ソフイースク」「オホツク」及び「ペトロバウロウスク」は格別重要な價値なし。
沿海州とは太平洋の露領沿海一帯の總稱にして之を大別して烏蘇里沿海地方及び「オホツク」堪察加地方の二區と爲すを得べし、其南部は即ち烏蘇里沿海地方にして、黒龍江の下流及び烏蘇里河並に薩哈噠島之に屬す、又同州の北部は即ち「オホツク」堪察加地方にして、「オホツク」海及び「ペーリング」海に沿ひ、北氷洋に至る間の細線と、堪察加半島、「チコート」半島、「コンマンドルスキイ」島及び其他の諸島之に屬す、此の如く沿海州を二分する所以は、烏蘇里沿海地

方と「オホツク」堪察加地方とは、氣候上、地理上、經濟上、天産物、人口其他の諸般の關係に於て著しく相異なるに由るなり。

三 烏蘇里沿岸地方

烏蘇里沿海地方は愛暉條約に依り露領と爲りたるより、四十二年の短日月に拘らず發達著しく、人口繁殖し、地方繁盛に赴き、今より數十年を経たらんには黒龍江の流域は露西亞帝國の最も繁華なる地方とならん、實に該地方の發達の要素は悉く能く具備したるものにして、勞働力に堪ゆる移住民多く貸下地を受け之が耕作に着手すれば土地肥沃にして直に其勞に對する酬あり、家族の生計に不足を感せず、裸麥の粉「ブード」の價格一留五十哥乃至二留の間にあり、菜園業も能く行はれ、加ふるに同地方の水産物に富むを思はば、歐洲露西亞より移住したる人々の故郷を忘るゝに至るも怪むに足らざるべし。

附記 露國兵事新報の所載に依れば「ハバロウスク」郡と、南部烏蘇里地方を包含するの沿海州は、軌近拾數年間に、殆ど其形勢を一變したり、拾萬有餘の人口は増加して軍人を除き、殆ど三拾萬人に達し一千八百九十年の初に於て、毎年二千人にすら達せざりし露國農民の移住は、軌近に至りて毎年一萬二千人の増加を示し「ハバロウスク」郡の南部地方黒龍江沿岸には、獵漁を業とせる二千の人口を有したる十八箇の村落あるに過ぎざりしに、

曩に獵夫たる「ゴリッド」人の往來したる窩集の地に三千人の人口を有する拾七箇の村落新たに起り、未開の森林は一變して開墾地と爲り麋鹿山羊の通過したる徑路は、橋梁を架したる道路と爲れり、又同郡北方に殖民の發達するも、蓋し遠からざらん、南部烏蘇里地方、烏蘇里河の上流「ウラヘ」及び「ダウビヘ」等には小露西亞人就中「チエルニゴフ」縣の移民より成れる拾一箇の村落起り、曾て興凱湖の湖底たりし所にある「レーフ」河の流域にも、殖民行はれ「ビキン」河「スンガチ」河に沿へる廣漠たる溪谷及び興凱湖の沿岸の如き、目下沼澤沮洳たれども、乾燥すること容易なるを以て、亦是れ遠からず殖民するを得可し、烏蘇里哥薩克兵は「ドン」軍、「オレンブルグ」軍及び「ザバイカル」軍の屯田より移住したる兵を以て殆ど六千人に増加し、浦鹽斯德及び「ハッロウスタ」の兵亦増加して二倍以上と爲り烏蘇里鐵道と東清鐵道の交叉點には兵數を除き、一萬一千の人口を有する「ニコリヌク、ウツヌリスキ」と稱する新市起れり一千九百一年の調査に依るに、總體沿海州の人口は

- (甲)露國人
 - (イ)市民五萬一千人
 - (ロ)農民六萬六千人

- (ハ)哥薩克兵一萬五千人
- (ニ)流刑囚徒四千人
- (乙)土人
 - (イ)土人四萬四千人
- (丙)外國人
 - (イ)支那人三萬六千人
 - (ロ)朝鮮人一萬一千人
 - (ハ)日本人二千人
 - (ニ)他の外國人千人
- 合計二十三萬人

と註せらる、支那人朝鮮人の人口には該地方に土着したる人數に依り算定したるものと見做すべく、夏期に渡來する勞働者たる支那人や、露國移民の傭人たる支那人をも、加算したらんには、此數は蓋し著しく増加することならんと思はる。

沿海州殖民の成功著しき所以は、其原因一には移民に對する拂下地の甚だ廣大なるにあり、一には移民をして一驚を喫せしむる生産力の饒かなるにあり、是れ恐らく其重なる

原因ならん、久しき間一人に對する拂下地百「デシャチン」(「デシャチン」は一町一段歩餘)なりしが今日の拂下地と雖も歐洲露西亞の通例拂下地の面積に超過し、就中沿海州地方移住民の要素たる小露西亞人の故郷に數倍せり。

南部烏蘇里地方の植物たる南北兩方面に適當する樹木の種類甚だ多く、樅は「ロドデントル」(木の名)と相並び、松は橡と相接し、樺は榛樹に伍し、檜は黒楓と接し、白楊は榆及び蒺梨と相並び、落葉松は梨樹、林檎樹と接し、柳は櫻及び胡桃と接する等の異觀あり、彼得大帝灣の沿岸には野生葡萄の房をも見るにあり、樹木は皆美麗なる葉にて蔽はれ、其葉の美麗なる能く樹幹其他の缺點を隠匿し、人をして殆ど植物の本性質を知るを得ざらしむ、而して深く注視するときは樹木の過半は未熟にして殆ど不具なるを知らん、樹木の種類に固有の性質は今漸く其端を發したるのみ、例之ば橡の皮の如き薄くして何等の製造にも適せず、櫻の果の如き甚だ苦く、梨は澁く、林檎は酸くして食用に供する能はず、胡桃の樹は寧ろ灌木に似て果を結ばず、葡萄樹は必ずしも毎年熟せず其酸は小にして酸さ等以て其他を察すべし、加之樹木は皆殆ど丈低く空孔あるもの多く曲りたるもの亦多し。

余は「ハッロウスク」に於て、土地の人民の間に一口碑の傳はるを聞きたることあり、傳へ云ふ初め全世界に植物を植付くるに當り、各天神其の赴く地方の氣候と地味とに適する植

物の種を入れたる袋を携へて、東西南北に分遣せられ、各播種の任務を了へて歸りたるに、南部烏蘇里地方には全く播種するを忘れたることを發見し、諸の袋より粗末なる種子の殘物を集め、之を混じて手に委せ、場所を擇ばずに地方に蒔きたりと、此口碑や頗る妙にして實際を穿てるものと云ふべし。

樹木が前記の如き奇觀を呈するは、畢竟氣候及び地味の然らしむる結果なりとす、樹木の發達の最も旺なる五月及び六月には、降雨絶えず濕氣の饒多なる爲め、樹木をして徒らに枝葉を繁茂せしめ木幹の發達を妨害す、又一方より見れば植物繁生の地層は到る處甚だ淺く、下層は或は疊々たる岩石若くは硬固なる粘土にして、孰も木根の發達を妨害せざるなし、想ふに此事情たる樹木の發達を妨ぐる一大原因たらん、何となれば植物發生に適する地層の豊かなる窪地に於ては樹木の伸長著しく全く強健の觀を呈すればなり、例之ば野生の櫻を取りて之を土地の肥沃なる庭園に移植したらんには其果實は漸次苦味を失ひて食用に適するに至るなり、されば沿海州地方の植物界は、性質に富むと云はんよりも、寧ろ雜多なるに富むと云ふを當れりとす、叢野は之と異なり肥沃精汁豊かなる青草蔓々として四方を蔽ひ「ハッロウスク」より浦鹽斯德に至るの間行人の目を樂ましむ、叢野一面百花繚亂として、妍を競ひ、灌木亦咲き亂れて、千紅萬紫の美觀を呈し、其種類の夥しき眞に驚

くべきものあり、此の花類の豊富なる養蜂の業の發達に益するものにして該地方の殖民日猶淺く、且移住民の園藝經營的嗜好薄きに拘はらず、一千九百一年南部烏蘇里地方に於て蜂窩の數既に二萬五千以上に達したり。

菜園業は未開の状態にありて、土地產出の果物の市場に現はるゝものなく、蔬菜は甚だ不良にして水氣強く、果實は日本及び新嘉坡より輸入し、而して輸入果物と雖ども亦重要視せられず、一見甚だ植物に富むの觀ある南部烏蘇里の地は未だ他の果物の豊富を以て移住民を喜ばしめざるものゝ如し、總體農業は豫期せし如く發達せず、土地の作物は地方人の需要に供するに足らず、穀物は今に至るまで歐露、米國、西貢等より輸入せらるゝ、且つ地方に發生する穀物の性質は甚だ悪く就中小麥に至りては當分麥酒の原料に供するに過ぎず、之を食用とするに於ては人をして厭惡の情を生じ再び之を食せんとするの食欲を起さざらしむ、此くの如き現象の原因並に全く人目に觸れざる菜物の病因は余の觀る所にては、未だ全く研究せられざるものゝ如し、要するに其原因は果して田畑の性質にありて到底避くべからざるものなるか、此くの如き現象は總體菜園業の比較的不出來の事として果して移住民其人の罪に歸すべからざるか。

極東に來る移住民は空手千金を攫取せんことを期するのみにして充分勞働をなさず、移住民に對する拂下地の面積甚だ廣大なるを以て、敢て收穫の多からんことを求むるの必要なく、收穫を多くせんとせば下の方法に據るも可なり、即ち開墾地を擴張する是也、開墾地を擴張せば耕作の爲め之に應ずるの勞働を要すること勿論なりと雖も、地方の移住民懶惰なるに拘らず、勤勉なる朝鮮人來りて其業を助く、移住の地は殆ど悉く朝鮮人にて耕作播種せられ、作物の收穫も穀粒を磨くことも概ね朝鮮人の爲す所なりと云ふも謬言に非ず、朝鮮人は其勞働の爲め收穫物中より一定の分配を受け、冬期に至れば之を携へ故郷に歸るを例とす、若し夫れ之に加ふるに移住民たる小露西亞人が多數の團體を組織して生活し、各土地所有主の耕作地が其の土着の住所と遠く相隔り、移住民自ら開墾地を巡見すること稀なる事實を以てしたらんには、移住民が土地の事情に通曉せざること亦論を俟たず、之に由りて現時の情態を一變するに非ざれば移住民をして新殖民地に適し新たなる氣候に慣熟せしむること容易ならざる所以、菜園業の進歩の遅々たる原因もこの不適不慣熟にある所以亦自ら明かなるべし、備夫たる朝鮮人は其知らざる穀物の種子を蒔くの一事にても、菜園業に實益を與ふること能はざるを知るに足らん、彼等が故郷に於て栽培する所の者と露領地方に於て蒔く所の者とは全く其種類を異にするなり、過去世紀の四十年時代精里河上流に殖民せし「モロカン」人の農業は此説を證するに足る、初めには彼等の事業も亦成功

せず年々不作相續き、彼等が歐洲露西亞に於て慣用したる農業方法に基づきて竭したる勞働は、何等の効果をも奏せざりしに「モロカン」人は新開地方に適するに至るに多くの時日を費さず、彼等は獨立して他人の指導を待たずに新たなる農業の方法を發明し奏功著しかりき、聞く所に依るに「モロカン」人の村落は萬般の關係に於て繁榮を極め、凶作なるものあるを知らず、専ら小麥を播種し其粒美にして收穫豊かなりと云ふ、「モロカン」人は自ら耕作して未だ曾て土人の幫助を藉りたることなく、而して勞働者の不足を補はんが爲め盛んに種々の農具を使用す、「モロカン」人が酒を悪魔の毒藥と稱して禁酒を守るの風習も、之が奏功に與かりて力あるものと謂ふべし。

以上述ぶる所の沿海州に於ける農業の缺點は、余の見る所を以てせば主として拂下地の非常に廣大なる爲め、移住民が自ら耕作人と爲らずして、朝鮮人を僱用する地主と爲るの一點にあり、此の空手一攫千金の想像は農業發達の一大妨害と爲るものにして、一千九百年六月廿二日（露曆）發布の沿海州開墾地拂下新規則の制定も蓋し之に等しき考案より出でしならん、同規則に依り一人に對する拂下地は百「デシヤチン」より俄に十五「デシヤチン」に減せられたり此處置が常に人口繁殖の上のみならず農事整頓の上に良好の影響を及ぼさんこと蓋し疑なし」（以上本會報告第五十七回轉載）

四 浦潮斯德港

太平洋に二大良港あり、一は黒龍江口の「ニコライウスケ」は浦潮斯德にして今日已に東洋の貿易上主要の位地を占む、氣候の關係に就ては浦潮斯德の位地頗る善く、寒氣甚だ凛烈ならず一年中結氷すること僅に一ヶ月半乃至二ヶ月（十二月及び一月）に過ぎず且政府は此不便を除かんが爲め碎氷船を作りたるを以て今浦潮斯德は殆ど不凍港たるに等し。

浦潮斯德が隣邦支那朝鮮に接近するを以て同國に貨物を輸出するに至れり其貿易額左の如し。

	滿洲より輸入額	滿洲への輸出額
千八百九十四年	八三七、〇六一	三五八、九八六
千八百九十五年	九三三、四五一	一、八六八、七六五
千八百九十六年	九八二、六四九	一、〇七〇、六三九
千八百九十七年	七四二、五二七	一、二八七、七九六

千八百九十四年の滿洲に對する輸出高其前年に比し少きこと五十萬五千留なるも是れ統計蒐集の方法の不完全なるに依るものなり、又千八百九十五年の輸出高の非常に増加したると、其翌九十六年に減少したるとは日清戰爭の結果なり、支那人は牛莊を占領せらるゝに及び露領を經過する貨物の數著しく増加したりしが、同港再び支那人の手に移るに及び同貨物の通過は前年の如く減じたり、朝鮮に對する陸路貿易は滿洲に對するよりも少くして左の如し。

千八百九十三年	朝鮮よりの輸入額
千八百九十四年	五八、六二六
千八百九十五年	四三、四六五
千八百九十六年	一四〇、二六〇

朝鮮への輸出額
一五五、四九一
九〇、七八九
一〇三、九九五
一四八、四五九

本表は沿海州総覽に載する公報に據るものなれども、貿易額正確ならず、税關吏の謂ふ所に依るに露國貨物の輸出は少くとも本表に二倍すと云ふ。

浦潮斯德には海外より多くの貨物輸入す(雜貨は獨逸より、麥粉は亞米利加より)千九百年の末に至るまで、沿海州に無稅自由港の制度を設けられたる爲め、外國輸入の貨物の賣捌き好く、歐露より輸入する貨物は之が爲め害を蒙りたるを以て、政府は同地方の製造工業を發達せしめ、且露國物産の販路を擴張せんとし、自由港制度を廢止したるも之と共に物價騰貴し、商業上俄に困難を來したり、只浦潮斯德及び「ニコライウスク」地方の人民は之に堪へ得べきも、「オホツク」及び堪察加地方は人民貧困にして各所に散在し概ね獵獸業を業とする土人のみにして左なきに同地方に輸入する物品の供給甚だ少きを以て、同地方に對しては依然自由港制度を實施せられたり、同地方に製造業を起すは、勞働者の皆無其他不利なる條件あるを以て到底望みなし。

五 「ニコライウスク」港

又「ニコライウスク」港は東部西比利亞の好漁業場たる黒龍江の上流數十露里の所にありて、發達上最も便宜の位地にあり、同地方の航運業の著しき發達の兆あるものは黒龍江に由り内地に輸送する貨物の運轉高の夥しきを證するものにして、此航運の盛んなるもの内地の發達に助勞すること至大ならん、加之ならず「ニコライウスク」よりは年々浦鹽斯德及び海外に黒龍江邊の豊かなる海産物を輸出するに依りて益々重大の價値を占む、同地方の魚類は重に紅魚にして黒龍江及び同支流沿岸に散在する土人並に露國民は自己と飼犬との食料として漁業を營み魚を貯藏し、又鹽漬として之を輸出す、土人の之が爲め勞働する者多きも其大半は日本人なり、鹹魚は日本に販路夥し、同國には鮭の湖る川不充なるを以て、日本漁業家は隣邦に目を注ぎ、就中露領の海産物に對して垂涎せり、初め日本の漁夫は黒龍江口に來り種々の漁具を以て同江口を遮り巨多の魚類を捕獲し、同方面に來る漁業家年々増加し、沿岸は悉く日本漁夫の占むる所となりて殆ど餘地なく、且つ營業を監督する露國官吏の來りて漁業税(「ブード」に就き十哥)を徵收することあるに依り、日本人は河口より遠く海に出て漁業するに至れり、日本人は帆船にて多くの漁船を曳き來り漁獲したる後船中に於て之を鹽漬とし、直に日本海産物販賣の中心たる箱館に送り以て輸出税の徵收を避けたり、斯の如き漁業の不法なることは勿論なり、日本漁夫は嘗に河口を遮るのみならず、其前面に於て廣く漁業を營み、魚類をして黒龍江に湖らし

めざるを以て産卵の爲め湖河せんとする魚類を絶滅し、魚類を以て主要なる食物とする同地方人民をして魚類の不足を感ぜしむるに至れり。

紅魚なるものは産卵に際し常に湖河するを以て同地方の人民は其季節を窺ひ魚類の湖河するを見るに及び諸般の業務を放棄して漁業に全力を注ぎ長き冬期間家族並に犬の食料を得んが爲め魚類を捕へ之を貯藏す、此魚類にして缺乏したらんには土人は餓死するを免かれず、且つ漁業の衰頹は獨り土人の利害に關するのみならず、同地方全體に影響を及ぼすものたり、露國兵站部は「ニコライウスク」の漁業場より年々浦潮斯德地方駐在兵の食料として鹹魚を買入れ、又貧困者並に鐵道に奉職する勞働者に取りても魚類は最も多く食用に供せらる、且魚類の價格は漁業高に依りて差を生ずるものにして、例へば千八百九十七年の秋の如き、浦潮斯德に於て「ニコライウスク」鹹魚の價格非常に騰貴したりしが、其原因は同年の夏、黒龍江附近に於て日本人の夥しく捕獲したるに據ること普く人の認むる所なり、同年日本人の漁業帆船殆ど千艘に達し、數千の日本漁夫は漁業を營みたり、是に於て地方の利益を保護せんが爲め將來日本人の密獵を禁じ、露領沿海の海産物の保護を充分ならしむること急務なりとの説書々として起りたり。

六 薩哈噠島

將來漁業の最も見込あるものは薩哈噠島なり、同島に於ては露國人たる漁業家も亦之を營み、

同島の日本に屬せし時より夙に同島の魚類に富むを知れる日本人を始め、監獄署の囚徒、土人等悉く漁業に従事す、同島の西岸一帯殆ど漁場ならざるなし、同地方に於ては魚類のみならず、烏賊昆布をも採取し鮮を以て肥料を製す、薩哈噠島に於ける日本人の漁業は迥かに露國人の漁業に超過し、其漁獲物は日本特有の鹹魚とし並に肥料として日本に輸送す、烏賊及び昆布は廣く日本及び支那の市場に販賣せらる。

薩哈噠島に於ける森林業も滿洲鐵道の材料及び其他の建築物に對する需要夥しきに由りて大に發達したり、太平洋を航海する蒸汽船の數増加したるより、日本の石炭の價格騰貴し、今より三年前一噸五圓七十五錢のもの今日は小樽若くは室蘭に於て一噸に就き八圓二十五錢以上なり、露國の軍艦は今日已に薩哈噠産の石炭を使用し居ることなるが、露國の商船及び鐵道も數年の後には高價なる日本石炭の供給を仰がずして、薩哈噠島及び西比利亞地方に於て採掘する石炭を使用するに至らん。

要するに烏蘇里沿海地方の前途は頗る有望にして、森林、魚類、石炭のみならず、鐵及び其他の鑛物の採掘業起らば當に地方人民の需要に供するのみならず、各國市場に輸出するに至らんこと期して俟つべし。

七 「オホツク」及堪察加地方

唯「オホツク」及堪察加地方に在りては之と異なり、其長さ沿岸線は「スタノワヤ」山脈にて、西「ヤクトースク」州と相隔り、東には航海に不適合なる「オホツク」海及び「ベリリング」海あり、北には北氷洋あり、故に露國の同地方を占領せしより、殆ど已に三百年に至るも該地方は今日尙半野蠻の狀態にありて而も土人の減少と其の貧困に傾くの衰勢を見るのみ、露國人は官吏の外同地方に住する者甚だ少なく僅に二十人の貿易業者と基督教牧師、哥薩克兵及び數戸の移住民あるのみ、堪察加には「トムスク」及び「イルクーツク」州より移住せられたる露國民の住する村二個「シルコー」村及び「クルチエウスコイ」村あるのみにして、多くは「トングース」「ヤクート」「ギリヤーク」「チクチュ」カムチャダル「アレウト」等の土人なり、此土人は四方に散在し全然天産物と天候とに因りて生命を繋ぐのみにして、夏には魚を食して足れりとし、冬には天候の妨げざる限り獵獸に従事し、其生活に必要な茶、麥粉、火藥より衣服に至るまで、一として之を同地方に交易する商人に供給を仰がざるを得ず、而して獸皮と交易して買入るものは皆第三者の手を経るが故に高價にして土人は益々窮境に陥るのみ。

目下「オホツク」及び堪察加の貿易事業は露國臘腦膺營業會社の獨占する所なり、同會社は千八百九十一年「コンマンドルスキー」諸島の臘腦膺、臘虎及び狐の買入業を營まんが爲め成立せられたるものなりしが、後堪察加にも其の事業を擴張し、薩哈噠島及び黒龍江以北全體に麥粉食

鹽を始めとして諸般の日用品を販賣す、若し此會社にして其北部露領に於ける貿易事業を中止したらんには同地方人民(約一萬五千人)は擧つて非常の困難に遭遇せん、只堪察加には貨物の貯藏割合に多く、且つ浦潮斯徳と交通の便あるが故に、同地方の人民は甚しき不便を感ぜざるべしと雖も、「オホツク」海沿岸地方に商船の航通絶ゆるに於ては、人民は麥粉、挽割、食鹽、火藥、亞鉛、散彈等の如き官有倉庫の販賣する物品を除くの外食料品を得るに由なかるべし、斯の如き官有倉庫は「ベトロバウロウスク」「ウスト、カムチャツスク」「チギル」「ギジガ」「オホツク」「アヤン」「ウレドスク」並に「コンマンドルスキー」諸島に在りて哥薩克曹長の監理する所なり、此等の倉庫に貯蓄する麥粉は航海の困難にして、船舶の覆没するの虞れあるに依り、平均二ヶ年分貯蓄する例なり、其他の砂糖、茶、麥粉、白米を始め衣服、靴等の貨物は貿易商の販賣する所にして、同地方人民は之が供給を仰ぎて生活するものなり。

沿海州地方は今も猶殆ど皆物品交換の交易にして土人の間には貨幣の流通なく、獵獸業の外に有利の事業絶無なるを以て貿易も盛大なるを期すべからず、露國臘腦膺營業會社は堪察加の主なる村落並に「オホツク」沿海諸港中「アヤン」港に支店を置き倉庫を築き、堪察加半島内地にも店員を派して直接營業せしむ、其店員なる貿易商は夏の末に「ベトロバウロウスク」の倉庫より交易に必要な貨物を引取り、獵獸業開始と共に村落を巡回して交換貿易を爲す。

同會社は「オホック」諸港に於ては従前の營業人たる「ヴァーレンシ」兄弟商會より譲受けたる建物あれども「アヤン」港の外、直接貿易を營まずして同地の商人に卸賣するのみ、會社は同地方商人より年中販賣の見込ある貨物の目録を受けて、翌年の航海時期に各港に之を輸送す、貨物の大半は歐露に於て買入れ義勇艦隊汽船にて浦潮斯德、若くは日本に輸送し、同所より會社所有の汽船を以て之を「ペトロバウロウスク」に輸送し、桑港買入の貨物も亦同時に輸送せらる、會社は各港に貨物を陸揚げして同地の商人に賣渡し、而して其商人は貨物の總額に對して獸皮を引渡すの契約なるも、獸皮の數常に貨物の代價に相當する程多からざるを以て、常に次期に受くべき獸皮に對する前貸金として貿易商人の負債と爲すを例とす。

獵獸期の近づくと共に、商人は自ら進んで獵獸業者に必要なる物品(茶、麥粉、火藥、散彈等)を供給し、之を負債として獸皮と交易の契約を爲し、獵獸業者亦常に成るべく多くの物品を買入れんとす、此前借なるものは同地方人民に非常の害を及ぼすの弊ありて、之が爲め同地方人民は貧困を極む、土人には貯蓄等素より之れ無きを以て、一ヶ月或は一ヶ月半獵獸の爲め林中に赴くに當り、必ず貿易商人に就て物品を前借し、商人も亦巧みなる獵師より多くの獸皮を得んとして之を貸付く、商人は深く林中に入り争ふて獸皮を買入れんとし、獵獸業者亦往々捕獲したる獸皮を直ちに賣るの風ありて、曩に前借と共に契約したる商人に非ざる者に賣渡す

ことあり、之が爲め獵獸業者の多くの商人に對して負債を負ふ者尠からず、此の如く獵獸業者は商人に對し負債を生ずるを以て商人も亦貨物を仕入る、一大會社に對して常に精算勘定を爲すこと能はず、故に今後獵獸業者にして衰頹したらんには負債も亦益々増加するに至らん。概して北方の土人は天然上甚だ不利なる状態にあり、其唯一の天産物は魚類にして漁獲高夥しと雖も同地方人民を益すること割合に微々たり、土人は翌年の夏までの食料として自己及び飼犬の爲め必要の分を蓄ふるの外、此天産物を利用するの法を知らず、販賣の爲め魚類を貯藏せんとせば、多くの鹽と樽とを要するも、土地の人民に取りては此等を買入る、資力なきのみならず、之に先だちて起るものは何人に魚類を販賣すべきか、何處に輸送すべきかの問題なり、同地方漁業の發達せざるも故なきにあらず。

茲は同地方貿易資金の運轉方法を述べんに、歐露に於て十一月より製造品及び其他の貨物の買入を始め、翌年二月の末までに「オデッサ」に集め、義勇艦隊の三月初航の汽船に積込み、四月の末浦潮斯德に到着し、五月の初めに堪察加に航海する汽船は北方各地に此貨物を輸送し、其の實際販賣せらるゝは秋にして、商人は冬期間土人の獸皮と之を交換す、而して其獸皮は翌年の八月悉く「ペトロバウロウスク」に集め、同所より夏の末即ち九月に倫敦に輸送せられて、其年の十二月若くは翌年の一月競賣に附せらる、故に「オホック」堪察加地方の貿易に投じたる

資金は、二年三ヶ月の間僅に一回の運轉を爲すに過ぎず、此の如く貨物の輸送に不便なる資本運轉の甚だ遅るゝを以て、極東地方の貿易に對し資金を投ぜんとするもの少なく、隨て同地方の物價甚だ高し、例へば莫斯科に於て一留の價格の貨物、堪察加及び「オホツク」沿岸諸港に於ては二留七十五哥乃至二留に非ざれば買ふを得ず、就中「オホツク」沿海の諸港は貨物の運送賃高きに依り物品は殊に高價なり、露國臘臍營業會社は同地方の事業に着手せしより物價を低減するが爲め充分の盡力を爲したれども、「アヤン」の外「オホツク」沿海諸港には會社の名を以て貿易を營まず、單に貨物の輸送と獸皮の買入を爲すに過ぎず。

目下貨物を輸入する汽船の寄港する場所は、堪察加半島に於て「ペトロバウロウスク」「ウスト、カムチャツスク」及び「チギル」の三港、「オホツク」海沿岸に於ては「ギジガ」「オーラ」「オホツク」「アヤン」及び「チユムイカン」の五港なり。

第二章 「オホツク」海沿岸諸港

一 「オホツク」港の状況

露國は東邦侵略上夙に黒龍江畔に出て「ヤクトースク」城を築き、同地方土人より獸皮を租税として徵收し、更に進んで太平洋沿岸に出てたる最初の地點は「オホタ」河口にして、千六百四

十七年此に「オホツク」を築き、「ヤクトースク」より哥薩克兵を分遣して駐屯せしめたり、千七百十六年哥薩克「ソコロフ」なる者彼得大帝の勅命に由り、「オホツク」より堪察加に渡航を企て、「オホツク」を経て交通の便開けたるより、「オホツク」は俄に繁盛に赴き、千七百三十一年「オホツク」に於て堪察加に航海する船舶三四隻を造ることを命ぜられたり、然るに同港は「オホタ」川の急流なるのみならず、海波荒くして沿岸の土砂を洗ひ去り、且つ「オホツク」村は「オホタ」川と「ク、トイ」川の河口の狹隘なる間に介在するを以て、人口の繁殖と共に大に狹隘を感じたり、就中千八百三年に至り、露國が海路「クロンシタツト」港より「オホツク」に航路を開き、従來の西北利亞經由の陸路に代へ、海路貨物を「オホツク」に輸送し始めたる時より益々狹隘を感じ、露米商會の起るに當りて益々不便を感じ、新たに「オホツク」海沿岸に之に代ふべき良港を求めんとす、遂に千八百四十五年露米商會は全く「オホツク」を棄て、其營業場所を「アヤン」港に移したり、「オホツク」の盛んなる時代には、同所に製鹽所及び煉瓦製造所、病院等ありて人口約一千に達したりしが、露米商會の「アヤン」に港を移したるより、「オホツク」は大打撃を蒙り、従來の「オホツク」より「ヤクトースク」に至る陸路交通道路は、一變して「アヤン」より「ヤクトースク」に至ることゝなれり。

目下「オホツク」の人口は男女合計僅に三百四人に過ぎず（但「オホツク」全部の人口は男女合計

四千三百二人なり)而も市中に住するものは官吏、牧師、商人及び哥薩克兵のみにして、土人は牧畜の爲め遠く「ク、トイ」川の上流に散居す。

「オホツク」港は風を防ぐ天然物なく碇泊危険にして常に同港沖合三四露里の所に投錨す、同港に寄港する最も安全なる時期は七月就中八月なり、義勇艦隊の如き同港に寄港するを好まず、露國臘膈膈營業會社も上海より紅茶及び其他の貨物を「オホツク」及び「アヤン」の二港に輸送するも、多くは常に「アヤン」にのみ寄港するを例とす、東部西比利亞露領各地に茶を販賣する中心は「ヤクートスク」にして、「オホツク」及び「アヤン」の兩港より陸路同所に茶を輸送することとなるが、目下支那より「オホツク」への海路輸送は露國臘膈膈營業會社の一手に占むる所なり、其の「オホツク」に陸揚げする茶は三千箱に過ぎざるも、「アヤン」に陸揚げするもの八千箱に超ゆ、「オホツク」の商工業は見るに足るものなく、政府は同地方人民の食料に供せんが爲め、土人に耕作の法を授けたれども目下全く其跡なし、又政府は同地方の魚類に富むを見て之を土人の食料と爲さんとし、貯藏の方法を圖り、已に千七百十五年頃製鹽所を設け流刑囚徒をして製鹽事業に従はしめたれども、其製法の不熟練なると事業監督の不整理なるとに由り、製鹽費に多額の資金を費し、「ブード」の製鹽費十五留に達したるより政府は元費に堪へず、千八百三十六年之を廢止し、昔「オホツク」に於ける造船業は船舶の材料を同地の森林より得たる爲め

價格の廉なるに由りて著しく發達したりしが、今日は其影をも止めず、人民は天産物を利用するに過ぎず。

同地方人民の經濟上の關係に於て重大の價值あるものは魚類なり、魚類の豊かになると其性質の高尙なるとに就ては、同所は「オホツク」海全體に於て第一位を占むと雖も、單に人民の食料及び犬の飼料に充つるだけ捕獲製造するに過ぎず、春期「オホタ」川及び「ク、トイ」川に溯る鯉及び其他の小魚類多しと雖も、人民は棄て、之を顧みず、六月の半より稍々大なる紅魚の一種土音「ニヤルカ」と稱する魚湖河し始め七月の半又は末に至る、此魚は土人の最も嗜好する所にして之に次ぐものは鮭なり、同地方の鮭並に「ニヤルカ」の平均量目は八「フント」にして大概六「フント」乃至十四「フント」の間に在り、土人は之を漁獲するが爲め自ら網を編み、建網は唯「ク、トイ」河口に建つるのみにして、川の上流に於ては手網を以て魚類を捕ふるを例とす、而も湖河する魚類は非常に夥しきを以て土人は充分に之を漁獲すること容易なり、八月頃湖河する鯉及び其他の魚類亦多しと雖も土人は之を重要視せず、土人の製造する魚類は所謂土音「ユイコラ」と稱する乾魚にして製法甚だ簡單なり、先づ魚類の骨に刃物を當て尾より頭に至るまで之を割きて其儘棹にて造りたる干魚棚に吊す、雨天の時も其儘晒し置くを以て蟲の生ずることあるも、土人は之を意とせざるもの、如し、斯くて乾燥するに及び、五十匹宛を一束として小

屋に貯へ冬に至りて之を食す、夏秋雨季間は人民及び犬は通例鮮魚のみを食す、他に一種の魚類貯蔵法あり、即ち土人は深く穴を掘り、漁獲したる魚を其穴に投入し一穴に千尾乃至千五百尾堆積するに及び、板を以て其上を蔽ひ、板の上に土砂を振り掛け、冬には其上層少しく凍り下層は濕氣に依りて腐敗す、乾魚は犬にも與ふと雖も、其製造法に手數と時日を費し、且貯蔵する場所を要する爲め、製造高翌年の春に至る迄は食料に供するほど充分ならざるを以て、十二月より翌年の三四月に至るの間は、前記の土中貯蔵の魚を以て犬の食料とす、土人は「オホツク」と「ヤクトヌク」の間に毎月郵便の輸送用として犬を使用す、土人の飼犬は甚だ多く一家にして四十疋を飼養する者あり、此犬は一組を拾疋とし、之に對し「ユーコラ」四千尾の見積とし、外に前記の酸製魚を以て其食料に供す、此外干魚をも多く製造して「ユーコラ」の不足を補ふ。

輓近の漁獲製造高左の如し。

	一八九三年	一八九四年	一八九五年	一八九六年	一八九七年
鮮魚	三二六、九〇四	三〇六、九四〇	三三三、九四〇	三四〇、六二〇	
鹽漬	三四、三三〇	五六、七八五	四五、二四〇	七六、六二二	七一、〇六〇
ユーコラ	二五九、七二〇	二八九、三三〇	二八三、七六〇	三五〇、一六〇	三四九、九二〇
干魚	五九、二二〇	一三六、〇〇〇	七三、四七〇	一一八、一〇五	一三一、六六〇
酸製魚	一五七、八四〇	一六〇、八三〇	一四八、七一〇	一九〇、二六三	二二、一一〇

	一八九三年	一八九四年	一八九五年	一八九六年	一八九七年
凍製魚	二七一、三九〇	一八八、四一〇	三三三、二四〇	二九七、〇六七	二七四、二五〇
魚骨		六、〇〇〇			

本表は『沿海州綜覽』と稱する書に載する公報なれども、統計の不完全なるを以て信を措き難し、例へば鮮魚の數は千八百九十四年に一も捕獲數を示さず、次に千八百九十三年同く九十五年及び九十六年に凍製魚無かりしとは思はれず、若し千八百九十四年に其製造高二十七萬尾に超過したりとせんには其以前にも年々之が必要ありしや疑なし、凍製魚脊の數は唯千八百九十四年にのみ之を擧ぐれども、實地調査したる數に徴すれば甚だ少なし。

魚類の鹽漬法は發達せず、其原因は鹽の高價なると鹽漬とする器物殆ど絶無なるに依るなり、「オホツク」の官有倉庫に於ては食鹽を「ブード」一留五十哥宛にて販賣するも、内地に入るに従ひ更に高價なり、之が爲め土人の健康に取りて「ユーコラ」の代りに好食物たる鹽漬魚を製する能はず、鹽の外「ク、トイ」川に沿ひ森林多きに拘らず樽匠なきを以て樽を造る者無し、然れども同地方の官吏、商人、牧師及び富裕の土人は小桶に鹽漬とする魚は毎年「オホツク」に於て約三萬五千尾なり、其鹽漬魚は「ニヤルカ」魚に限り同魚の下腹の最も脂肪強き部分を切取りて鹽漬とするを例とす、其量約掌大のもの最も佳味と稱す、千八百九十四年及び其翌九十五年に於て黒龍沿道商會は鹹魚を製して浦潮斯德に輸出を試みたれども失敗に畢りたり、浦潮斯德は

黒龍江の漁場「ニコライウスク」に接近するを以て、鹹魚の價格甚だ低廉にして、漁業の了りたる秋の初めには「ブード」に就き、一留二十五哥に低落し春に至り缺乏するに及び漸く二留五十哥に騰貴す、浦潮斯徳と「ニコライウスク」との交通は便利且つ頻繁なるを以て、「ニコライウスク」以北より輸入する鹹魚は到底競争に堪へず。

同地方人民に取りて輸出の利益ある唯一の水産物は「ニヤルカ」を以て製する燻製魚脊なり、「オホック」地方の人民は概して魚類の燻製を務れども、其目的に供する燻乾含少なきを以て製造高多からず、此燻製魚脊とは「ニヤルカ」の脊部を切り燻製するものにして「オホック」に於ては百尾に就き十五乃至二十留なり、前表には燻製魚脊の製造高唯千八百九十四年に於てのみ六千尾ありと記すれども、同魚が廣く「オホック」地方人民の食料に供せらるゝを以て見れば、其他の年に於ても燻製せられたること疑ひなし、土人の言に據るに此燻製魚脊は「オホック」より海陸共に輸出し、就中内地の「ヤクトウスク」に輸送するもの多く、冬期に一尾の價時として九十哥乃至一留に上ることあり、「ヤクトウスク」のみにて食料に供する「オホック」の燻製魚脊は毎年一萬三千尾に達し、此外「オホック」港に寄港する汽船の買入るゝもの亦多く、就中日本船の寄港する時最も多し、故に「オホック」の毎年輸出高を概定して少くとも二萬五千尾と爲すは至當なる可し。

「オホック」に魚類多きより鱈の魚類を捕へて食物と爲さんと集來するもの夥し、此鱈の量目重く従ふて脂肪多きに拘らず土人の之を利用する者少なく、唯銃器を以て數十尾を撲殺するに過ぎず、海豹の類も亦魚類を追ふて河口に來るもの多く、土人は之を捕へ、其皮を以て長さ百「サーデエン」の革條を作り、肉を以て油を製す、其量目約五「ブード」あり皮は「サーデエン」に就き十五哥にして、油は一「ブード」に就き三留の價格あり、「ヤクトウ」人の好みて買ふ所なり。

鷹、鴨の類の「オホック」に來るもの亦夥しきも人民は全く其羽毛を利用する方法を知らず、就中多きは「トルバン」(ヒドリカモ)と稱するものなるが、人民は之を捕へて、夏期にありては直ちに食物とし冬期の爲には鹽漬として貯藏す、同地には好牧場ありて牧畜も盛んに行はれ、人民の冬期に屠戮する牛馬多し、概して同地方は獵獸業微々たるも此魚鳥家畜に富むを以て人民の生計之にて補足せらる。

世人の「オホック」に目を注ぎたるは、其の高價なる獸皮に富むが故に非ずして、其地獸皮に富むの島嶼と近接したる沿海に在るに因るなり、昔臘虎の多く捕獲せられたる時代には、人々殆ど「オホック」附近に於て集められたる獸皮に注意することなかりしが、今日高價ならざる獸皮に對してすら需要増加したるを以て人民は専ら獵獸を事とす。

「オホック」地方に於て土人の獵獲する獸皮の大半は「オホック」港を経ずして、陸路「ヤクトースク」の市場に輸送せられ、同所より西比利亞を経て「イルビット」市場及び「ニデネ、ノウゴロド」の市場に轉送せらるゝを例とす、昔獸皮の價格低廉なりしも歐洲に於ける需要の増加すると共に競争起り價格頗る騰貴したり、今日「オホック」に於ける價格は、黒褐色の狐皮一枚に就き最低七十五留乃至百留、紅褐色狐皮十留乃至十五留、赤狐皮五留乃至五留五十留、狸皮十留、栗鼠の皮は尾の有るもの二十留乃至三十一留、尾の無きもの十九留、熊の皮十留、狼の皮五留乃至六留なり、「オホック」の栗鼠の皮は世界に於て最良の物と看做さる、歐羅巴に於ては其色人參色なれども東方に遠ざかるに従ひ益々黒色と爲り、「オホック」に至りては黒灰色にして光澤あり、尾の如き純黒なるを以て土人は時として之を切取り、衣服の修飾用として珍重することあり、要するに獵獸業は「オホック」地方の重なる収入の營業に非ず、即ち同地方には貴重なる貂の皆無なるが故に獵獸業の收入微々たるを以て、「オホック」の貿易も亦盛大ならず、同地方の貿易は「アレウト」諸島並其他に腫虎買入に赴く貿易商の傍らに營む所たり、政府は同地方駐在兵の食料に充つる目的を以て、耕作の發達を圖りたれども遂に其功を奏せず、而して寄港船舶の少なきと且屢々破船の虞あるとに依り、人民は常に穀物の不足を感ずるを免れず、初め露米商會一手に同地方の貿易を營みたる時には物價非常に高かりしが、同商會の解散後「ヒ

リップペウニス」氏之を繼續し、貨物の價格を低減するに盡力したり、氏が千八百八十二年より同八十三年に涉る營業期間に麥粉、挽割、食鹽等の如き食料を政府との契約價格に由り販賣したるもの八千七百留にして、自餘の貨物貿易運轉高總計一萬四千留なりき、「ヒリップペウニス」氏の事業は悉く「ツラールシ」兄弟商會の手に移りしが、近頃に至り物價又非常に騰貴したり、同地方に於ては哥薩克兵「ヤクト」土人を始め、凡そ糧に貨物を積み得るものは悉く商人となり、内地に入込み獵獸業者に賣附け貧困なる土人をして益々窮狀に陥らしむ。

同地方の商權を握る者は「ブシニューイフ」と云へる商人にして、「オホック」に本店を置き各地に支店を開設し、露國臘膾營業會社より貨物を買入れ販賣す、其運轉高「オホック」のみに於て三萬乃至三萬五千留に達す、輒近「オホック」に起りたる事業二あり、一は「カイゼルリング」捕鯨會社の支社此に開設せられたることにして、一は「オホック」に「カルマコフ」なる者國庫より土人に鹽漬法及び樽詰法を教ふる契約を以て、一萬五千留の補助金を得漁業に着手したること是なり、此補助金は近頃下附せられたるのみなるを以て、其結果と人民の同事業に依り得たる所の利益とは今知るに由なし。

前記の如く目下「オホック」に於ける商權は、「ブシニューイフ」氏の掌握する所なりと雖も、同地方官吏、哥薩克、並に人民の供給に充つる食料品は、官有倉庫より支給せらるゝことを忘るべか

らず、同倉庫には常に二ヶ年分の貯蓄を爲すの例にして、毎年義勇艦隊の船舶にて輸入する物を以て其缺を補ふ、左に「オホツク」官有倉庫に輸入されたる食料品及び其賣捌価格を示さん。

年	麥粉	挽割	鹽	火藥	亞鉛
一八九三年	二、三〇〇	一六〇	四〇〇	一〇〇	二〇〇
一八九四年	一、六〇〇	一八〇	—	三〇	—
一八九五年	二、一〇〇	一五〇	六〇〇	一〇〇	二〇〇
販賣價格 (「ブード」に就き)					
一八九三年	二、一五	挽割麥			
一八九四年	一、九五二分	二、四〇			
一八九五年	一、九四	二、四三二分			
		二、四五			
			食鹽		
			一、五〇		
			一、五二分		
			一、二〇		

此等の貨物は政府が浦潮斯德に於て買入るゝものたり、其販賣する時は買入直段に輸送賃と倉敷料を加ふるのみにして、商人の如く原價に加ふるに金利及び其他の雜費を以てせず、其輸送賃と倉敷料とは總計原價の二割五分に相當す、同地方に最も必要なる食鹽の如き「ブード」に就き七十哥の費用を要するを以て、「オホツク」堪察加地方の物價一般に高きは亦怪むに足らず。

二 「ウードスク」「チユムイカン」並に「シヤンタルスキイ」諸島の状況

前記せし如く、「オホツク」港の不便なると其狹隘なるとに依り且つ「ヤクトスク」に對する陸路亦不便なる爲め、政府は之に代ゆべき良港を其以南「オホツク」海沿岸に求めたりしが、一時「ウダ」川の河口を以て船舶の碇繋場と爲さんとしたり、「ウダ」川は夙に露人の間に知れ亘りたる所にして、千六百三十六年の頃已に同河口を去る八十露里乃至九十露里の左岸に「ウードスク」村を築き、「トングース」土人より税を徵收する中心と爲し、第十九世紀の初めには人口二百名に達し戸數三十四戸ありたり、當初守備兵をも置きたりしが、後に至り堪察加に其兵を移したると、「ウードスク」灣が探險上船舶の碇繋に不便なること證明せらるゝに及び、「ウードスク」村は漸次衰頽して黒龍江口の「ニコライウスク」に其勢を奪はれたり。

「ウードスク」地方には天産物多く就中貂の獵業盛んに行はれ、此獵業は目下人民の大部分を占むる「トングース」土人の生計の基となり、併せて貿易の要素たるものなり、北方山地は十月初め降雪の時分より貂の獵業に着手し、翌年三月初めに至る、「ウードスク」の貂は皮の大なるのみならず、柔毛深く色合平等なるを以て價高く、堪察加の貂に次ぎて最良のものとして看做さる、黒色の貂も尠からざるを以て、其價格時として最初の買入直段七十五留乃至百留に達することあり、土人の巧みなる獵師は一冬に四十四匹を捕ふること往々之れ有りて總體捕獲數多し、貂の外には獵獸高の少きと價額の微々たるに依り土人に取りて價値なし。

同地方には熊、栗鼠、獺、狐等あり、總體獵獸業は年々衰頹の状を呈し、且つ同地方に金鑛俄に發見せられたるに依り人民の勞働力之に奪はれ、又森林の採伐に依りて貂は遠く散じたるものゝ如し、今尙貂の皮を買入れ種々の物品と之を交換するが爲め同地に赴く人多し、一は「ニコライウスク」より一は「ヤクトースク」より又一は「ウダ」川口の海上より赴くものなり(但「ウ」ドスク」郡の中心は黒龍江口の「ニコライウスク」なれども本書は「ニコライウスク」の事に就き論述するの目的にあらざるを以て此に之を省略す。)

貨物を以て貂と交換するが爲め、地方官は毎年場所を指定し時を限りて市場を開設するを例とす、其重なるものは「ブルガン」村、「スルクフン」村、及び「アリョール」村にして市場開設の時期は約二週間なり、貂皮の大半は東洋に於ける獸皮貿易の中心と稱せらる、「ヤクトースク」商人の買占むる所たりしも露領北方各地に於けるが如く獸皮と物品交換の爲め人民の前借負債を生ずるの風盛んに行はれ、商人は深く林中に赴き獵師の手に獸皮の有るを見れば、直に之を交換せんとし密々酒を携へ行きて競争することあり、貂は「ウ」ドスク」地方より「ニコライウスク」及び「ヤクトースク」に販賣するの外海路各港を経て倫敦に輸送せらる。

同地方の港と稱すべきものは「ウダ」川の右岸に位する「チユムイカン」ならん、「ウダ」川は「オホツク」海に流入する大河の一にして、其源は遠く黒龍江の支流精里川の上流に發し約七百露

里間流れて海に入る、「ウダ」川の流入する港は甚だしき淺瀬にして干潮の時の如き汽船は河口を去ること遠く、海岸の見えざる所に非ざれば碇泊するを得ず、上陸は満潮の時に非ざれば爲す能はずして、貨物の陸揚は殊更困難なり、故に「チユムイカン」は港と稱せらるゝも、僅に同地方に必要な貨物を輸入する小港たるに過ぎず、「チユムイカン」村は「ウダ」川に沿ひ海に突出したる岬の一村落にして、同村の「トングース」土人は冬期は概ね林中に入りて獵獸業を事とし、夏に至れば川に出て、漁業に従事す、此にも露國腦筋營業會社の倉庫ありて土人と交易する獸皮を貯藏す、「チユムイカン」の貿易額は同地方を視察したる「コウミン」氏の視察に「冬期中三人の商人が約一千留の貨物を輸入販賣したりと云ふに依りて其高を推知すべし。」

「ウ」ドスク」地方の獵業は甚だ微々たるものにして、輓近の公報に依るに「ウ」ドスク」郡中に於ける獵獸高左の如し。

	千八百九十三年	同 九十四年	同 九十五年	同 九十六年	同 九十七年
貂	一、九六三	二、四五九	六八四	三五二	一、四五九
狐	六二八	六二〇	三一九	一五三	七四
熊	二〇八	七六	一五四	九四	二一〇
栗鼠	一〇	一七	九四一	三二四	三、二九〇
獺	四、三三八	四、九九二	三七一	二五	二五
類	一六八	二四二	三七	八	
總	二八一	二一八	九		

鹿	二二一	一一九	三十四
鹿	二四〇	二六四	一九
			九
			三三

此統計は實地の捕獲高と差異ありて「ウードスク」郡の獵獸業は全體衰頹すと雖も、本表に示すが如く甚しき激變を以て衰頹するものに非ず、同地方に屢々森林の火災起ると、金礦の採掘發達し鑛業者の山奥に入込み獸を驚かし、之を追ふもの其衰頹の原因なり。

此に海路輸出の獸皮の高を示さん。

	千九百九十三年	同九十四年	同九十五年	同九十六年	同九十七年	同九十八年	同九十九年
貂	二八八	二八〇	三三五	四〇〇	二六二	一二八	一二七
栗鼠	一、〇〇八	二、七〇〇		六六〇		五四〇	一一七
熊	二五	九	二九	九	四	九	二
羊	一〇	二四	一九	七	一五	三三	三〇
紅褐色狐	一〇	四一	三八	一五	三	五	三
藍色狐	二	二	二	四	三	三	一
類	二	三	二	二	三	三	一
赤狐	四七	一九	三六	四	四	二	四

本表に由り「ウードスク」地方の海路輸出の獸皮の微々たるを知るべし、其大半は現金にて買入

るも他は貨物と交易するものにして其額少し、例へば千八百九十八年の夏に露國臘臍齋營業會社の「チユムイカン」に輸入したる貨物總額六千留に過ぎず、「ウードスク」地方は陸揚げの困難にして多くの時日を費すと、「チユムイカン」が「オホツク」海中遠隔の港にして貨物輸送に多額の費用を要するに由り、同地方の物價は「オホツク」海沿岸全體中最も高し。

同地方に於て物價の標準とするものは同地方輸入の重なる貨物たる磚茶にして、磚茶の價格の高下に依りて他の物價に變動を及ぼし、獸皮の價は貂の皮を以て標準とし、其價格の高下に依りて他の獸皮の價格を定むる例なりしが、靴近「オホツク」及び堪察加全體に於ては貨物の價低落して獸皮の直段騰貴したり、貂は毛の色合に由りて非常に高きものあり、「ヒリツペウス」氏の如き一枚二百留宛にて買ひたりとの説あり、目下の直段貂皮一枚に就き三十五留乃至四十五留、熊の皮一枚十留乃至十二留以上、赤狐の皮六留なり。

土人は概ね魚を以て食物とす、夏期土人は「ウダ」及び其他の「オホツク」海沿岸河川に湖る種々の魚類中重に鮭を漁獲し、冬期の食用として之を乾製貯藏し、他の小魚の如き土人之に意を注がず、川には魚梁を作らず普通の網を以て捕ふ、是れ湖河魚類の多くして網のみにても充分に必要な魚類を漁獲し得るに由るなり、「ウードスク」地方に於ては犬に代ふるに馴鹿を以てするが故に、「オホツク」の如く冬期犬の食用とする多くの乾魚を貯藏するの必要なし。

「オホツク」郡中「ニコライウスク」を始め黒龍江に於ては漁業は現に貿易の一要素たれども、「ウイドスク」地方に於ては漁業は單に土人の食料を製する事業に過ぎず、耕作は同地方に於ても同じく發達せず、是れ氣候及び土地の不適合なるが爲めなり、官有倉庫ありて同地方の價格を廉價に保つと雖も人民の官有貯藏品を利用するもの少なし、同地方の官有倉庫に貯藏する貨物の輸送は義勇艦隊の義務に屬すれども、「チュムイカン」には同艦隊汽船の船長寄港するを好まざるが故に、千八百九十八年の航海には沿海州軍務知事、露國臘臍營業會社と契約し、之をして浦潮斯德より官有貨物を輸送せしめたり。

同年「ウイドスク」の代りに「ツグルスク」港に貨物の陸揚を試みたれども、天候の不良なる爲め失敗に了りたり、「ウイドスク」郡は今日に至るまで同地方人民の生計を保ちたる獵獸業の著しく減少するに拘らず、同地方に發見せられたる他の天産物の採掘業に依りて前途繁盛に赴かんとする兆あり、金鑛多きに拘らず今之を採掘するもの少なし。

大陸を離ること四十海里の所に「シヤンタルスキ」群島あり、十三乃至十五箇の小島より成りて、其中には唯一の岩石に過ぎざるものあり、最も大なるものを大「シヤンタル」島と稱す、周圍大凡二百十露里あり、若干の河あり又島中に長さ十二露里の淡水の湖あり、「シヤンタル」諸島にも毛獸就中熊多く棲息すとの説あれども、「ウイドスク」の人民にして同島に至るもの甚

だ少し、今より七十年前以前に大「シヤンタル」島より大凡二百匹の貂を輸入したりしと云ふ、千八百二十九年露米商會は「ヤクトースク」より「ウイドスク」村を経て、獵師を家族と共に四十六人同島に移住せしめんと計畫し、此人々は翌年の冬に貂百七十三匹、狐十五匹を捕獲し、森林の多さを利用して小屋を建てたれども、獵獸の微々たるに依り僅に二年間滞在したるのみにして引揚げたり、爾來同島に棲息する獸類に就ては何等の報告なし、一説に「シヤンタル」諸島にも金鑛ありと云ひ、又森林の火災は全く獸類を滅亡せしめたりとも云ふ、此火災の起りたる原因は曾て米國の捕鯨業者「オホツク」海に來りて捕鯨し、一時其船數百隻以上の多さに達したりしが、颶風濃霧の起る毎に彼等は島に避け陸上に篝火を焚きたるより火災の起りたるに依るものなり、斯の如く米國人は多くの鯨を捕獲し現今に至るも猶之を繼續するに依り、鯨の減じたること疑なしと雖も、「オホツク」海に於ては今猶捕鯨業を起すも有利の業なりとす。

輒近二十年間に之を企てたる露國人は、「リンドゴルム」氏を始め生死不明の「ズイズイモフ」氏及び「カイゼルリング」伯等なり、鯨油は初め「ツグルスク」港に於て製造したりしが今日は浦潮斯德港附近の「ガイダマツク」海に在る「カイゼルリング」伯の製造所に於て製造し日本に送りて之を販賣す。

三 「アヤン」港の状況

「オホック」港の不便なる爲め露國政府及び露米商會は夙に「オホック」沿岸に他の良港を求めたりしが、千八百四十年露米商會の「オホック」支店長に任ぜられたる「ザライコ」氏は、本社に向て「オホック」より「アヤン」港に支店を移すことの利なるを建言し、本社は氏の見込に依りて移轉すべき全權を委ね、氏は千八百四十二年船長「オルロフ」氏と共に「アヤン」に赴きたりしが「オルロフ」氏は「ザライコ」氏に先立ち「アヤン」に達して支店設置の工事に着手し、「ザライコ」氏の翌年同地に至りたる時には工事全く竣工したり、此時より「アヤン」の發達著しく、有名な東部西比利亞總督「ムラヴィヨフ」將軍同港を通過したるより、就中「アヤン」港の名世に知られたり、爾來同港に移住するもの多く、貨物は露國本土より「アヤン」港に輸送し、同地方にて集めたる獸皮は同港を経て露國に輸送し、堪察加北米殖民地並に露國に發航する船舶は「アヤン」港を起點としたる故造船場も起り、千八百六十一年には人口百九人と爲れり、千八百六十七年露米商會の業務を停止してより、「アヤン」港は政府の所轄に歸し、後に至り「ヒリツペウ」氏に貸下げられたり、同氏時代にも露國貨物の一部分は「アヤン」港を経て輸送せられ、「オホック」海沿岸及び堪察加に於て集めたる獸皮は、同港を経て「ヤクトースク」に輸送せられたるが故に當時猶繁盛の狀を呈したり、其後獸皮が日本を経て歐洲市場に輸送せらるることとなりたるより、「アヤン」港は俄に商業港たる價値を失ひ全く衰微せんとしたりしが、「ヒリツペウ

「イス」氏大に「アヤン」港の形勝の地たるを愛し其衰頹を防がんとし、牧師及び哥薩克の給料、病院維持費、労働者の賃銀等毎年一萬五千留の私費を抛て其維持を圖り、「オホック」沿岸航海の後自ら數週間此に來り休息するを樂みとしたり、「ヒリツペウ」氏の後「ザフォルシ」兄弟商會も自費を以て「アヤン」港を維持し來りしが、千八百九十五年以來同港は「ザフォルシ」兄弟商會を買収したる露國臘腦臍營業會社の所屬となれり。

「アヤン」港は北東に突出したる岬にあり、同港に入る時海上より眺望する所頗る美觀にして、北方の風波なき地方を旅行したる後此に來りたる者は自然愉快を覺ゆ、「アヤン」港の建物は總計十三個其中七戸は住宅にして、最も大なる家屋は露國臘腦臍營業會社支配人の住宅にして、露米商會時代に建てたるものなれども、今日に至る迄破損せざるを以て見れば、同地方の材木の堅固なるを證するに足るべし、此外の一家屋は臘腦臍營業會社の雇人たる「ヤクト」土人の家族と共に住する所にして、彼等は會社の爲めに労働したるも其労働は茶の揚げ卸しに過ぎざるを以て、近年に至り十五人の者四人に減じたり、次に牧師の住する家屋あり、同人は俸給を露國政府より受けずして今猶ほ臘腦臍營業會社より受く、其他警察署長の家屋と臘腦臍營業會社の商店等あり、同港に會社の倉庫三軒ありて同倉庫は「オホック」沿岸及び堪察加地方に於て最良のものと稱せらる、荷揚げの爲め甚だ便利なる波止場を築き、陸揚の終るに及んで之を取

外すを例とす。

「アヤン」の人口は目下男女合計四十人乃至五十人あり、多くは露國臘肺營業會社の社員及び労働者にして、土人は「ヤクト」人種なり、「ヤクト」人は夏には「アヤン」に來り其他の時は馴鹿を牽んで「アヤン」の附近に游牧し、冬には再び「アヤン」に來りて内地の茶の輸送を爲す、「アヤン」地方には獸類少なく、且之を捕ふるに困難なるが爲め土人は多く茶の輸送を爲すを以て得策とするなり、「アヤン」と「ヤクト」の間には今猶獵獸業行はれ、其獵獲物は悉く「ヤクト」の市場に販賣せられ、價格頗る高く就中黒色及び黒褐色の狐は、毎年約五十四捕獲せらるゝに過ぎざるを以て其皮高價なり、貂は「アヤン」の附近に居らず其他の獸皮は價格安し、故に同地方の獵獸業に關係ある貿易亦微々たり。

「アヤン」より「ヤクト」に至る途中に「ネリカン」村あり、同所には官有倉庫設置せられ「ピリツベウ」氏の時代には同村にて貿易を營みたれども、露國臘肺營業會社は收支償はざるを見て之を廢止したり、「ヤクト」の商人が海路「アヤン」より「ネリカン」を経て貨物を輸送することの、陸路の輸送よりも廉なるを悟るに從て、「アヤン」は益々繁盛に赴くの狀あり、海路の輸送は茶に取りて殊更便利なり、輒近十年間に此輸送は低廉となり、「ヤクト」の市場に取引する一萬箱の茶は大概皆「アヤン」を経て輸送せらるゝこととなれり。

左に上海より「アヤン」を経て「ヤクト」に送りたる茶の數を示さん。

千八百八十七年	五百箱
千八百九十一年	千三百五十六箱
千八百九十二年	四千八百二十二箱
千八百九十三年	六千七百八十九箱
千八百九十四年	七千八百十箱
千八百九十五年	六千七百箱
千八百九十六年	六千六百二箱
千八百九十七年	六千七百十三箱
千八百九十八年	八千四百三十六箱
千八百九十九年	八千八百四箱
千九百年	五千二百一箱

茶の外に千八百九十三年黒龍沿道商會の輸入したる麥粉百九十二噸草三噸、各種の金屬製造品十七箱、食料品十俵あり、又同年「ウァトルシ」商會の「アヤン」港に輸入したるもの挽割麥五十九噸、白米二百「ブード」果實の罐詰二十打なり、千八百九十四年に黒龍沿道商會の輸入高

各種の貨物四百二十俵にして、同年「アヤン」港に輸入したるもの茶二千二百八十二箱の中、同商會の手を経たるもの二千七百七十箱あり、此外同年露國臘膺營業會社の輸入したるもの茶の外に麥粉及び其他の貨物六百俵あり、之を代價に見積りて一萬千百留なりき、又千八百九十五年黒龍沿道商會の輸入高も麥粉及び白米七百「ブード」にして、其翌千八百九十六年露國臘膺營業會社の輸入したるもの各種の貨物百七十「ブード」なり、毎年「ネリカン」の官有倉庫に輸入する貨物約五百「ブード」あり、「アヤン」より「ヤクートスク」に至るの道は、「アヤン」より「ネリカン」まで三百露里、「ネリカン」より水路「マヤ」川に由り「ウスト、マイスコイ」村に至るまで六百露里、「ウスト、マイスコイ」より「アルダン」川に由り「レナ」川に至るまで八百露里、更に「レナ」川に由り溯ること二百露里にして延長總計千九百露里あり、其中六百露里は水路なるも二百露里は流を溯るが故に、此道路に由り「アヤン」より「ネリカン」に至るまで二十日を費し、「ネリカン」より「ヤクートスク」に至るまで又同等の日数を要するが故に運賃不廉なり。

北方露領に於ける貿易は磚茶第一位を占め、土人は收入少き時には麥粉を購ふこと能はず、魚類のみにて生活し、衣類の如き素より買ふこと能はずして、年中鹿の皮にて製したる衣服を著するも、茶を飲まずしては生活する能はず、獵獸業者は四十日乃至五十日間獵業に出るに當り、乾魚のみを携へ食物とするも其身體の温氣を保つ爲めに必ず茶を携ふるを例とす、而して此茶

は皆上海より「オホツク」及び「アヤン」を経て、北部露領の貿易の中心たる「ヤクートスク」に輸送せらるゝを以て、「アヤン」港の貿易の大半は磚茶なりとす。

「アヤン」港は此の如く船舶の碇繋安全なるを以て、將來「オホツク」海の諸港中に於て第一位を占むべし、就中近年「オホツク」堪察加鑛業探險隊なるもの、同地方附近に於て饒かなる金鑛を發見したるに依り同地の繁榮を來すこと疑ひなし、唯「アヤン」の人口繁殖に取りて缺點とすべしものは魚類の乏しきことなり、「アヤン」港に流入する河は二箇あるのみにして魚類の之に溯ること少し、然れども「アヤン」には他の「オホツク」堪察加地方の村落に於けるが如く、多くの飼犬無さを以て魚類少なきも敢て不便を感じず、同地には唯露國臘膺營業會社の飼養する一組（十頭）の犬あるのみ、此犬は倉庫に貨物を運び及び其他の勞働を爲さしむるが爲めに飼養するものなり、之が食料に充つる乾魚は「オホツク」より買入るゝを以て、「アヤン」にては乾魚を製するの要なし、同地方にては馴鹿をして犬の代用を爲さしむ、其價高く一頭三十五留乃至四十五留なり。

四 「オーラ」港の状況

「タウイスク」灣内の一港「オーラ」港は、今より七十年前以前始めて汽船の寄航したる所なるも、目下「オホツク」諸港中に於て首要の位地を占む、「タウイスク」灣上の沿岸には土人の少數の村

落あるのみにして、其中の最大なる「オーラ」村は「オーラ」川の左岸にあり、海岸を隔つること約一露里の所に「トングリス」土人の家屋あり、其側には常に馴鹿の徘徊するあり、同人民の游牧の民たるを證す、其小屋より一露里を隔て、土著人民の住する人家凡そ二十戸あり、此處には牧師、哥薩克、商人及び其他の人民住居す、其建物木造にして堅固なり、漁業の際には冬期の食料を貯藏せんが爲めに、人民は皆河岸に移るを例とす、彼等は夏期に於ては自己の食料並に同地方に於て、郵便輸送の爲め使用する飼犬の食料を製造するを以て、夏期には沿岸に臨時の小屋造を爲し、魚類を乾燥するに忙はし。

「オーラ」村の人民は男女合計百二十五人あり、収入微々たるを以て極めて貧困なり、北方地方の土人をして、毎年數十留の収入を得せしむる獵獸業は同地方に於て甚だ乏しく、僅に赤狐數百匹、紅褐色狐數十匹と、栗鼠五千匹を捕獲するに過ぎず、「オーラ」地方の栗鼠は殊更高價にして、土人は平均一人に就き栗鼠の革十五枚を以て納税とする故、之を獵するに最も意を注ぐ、土人は夏には之を獵せず、秋季九月の半より獵業を始め翌年の三月に至る、春期三四月の頃は栗鼠の懷胎時期なるを以て繁殖を害するの虞あるが故に之を獵せず。

「オーラ」の前途も「アヤン」と等しかるべく、「アヤン」は「ヤクトスク」地方即ち「レナ」川流域の爲め交通の便を興ふる如く、「オーラ」は「コルイマ」川の附近に散在する多數の人民に取り同

地方に對する輸入港となるべし、「コルイマ」地方並に總體西比利亞の北東部は、人民の食料品は皆他所より供給を仰ぐものにして、從來貨物は皆「ヤクトスク」より輸送し來りしが、「ヤクトスク」より「コルイマ」川に至るの間は二千三百十五露里ありて、通行困難不便を極め、貨物の輸送に多くの費用を要したるを以て、「コルイマ」地方の食料品の價格は非常に高かりき、黒龍江沿道商會は「コルイマ」地方に貿易を營みたるも、陸路貨物輸送貨の高價なるに由りて不利を感じ、遂に「オーラ」港より「コルイマ」に輸送するの道を發見したり、同商會の支配人「オヘロフ」は「オーラ」を経て、「ヤクトスク」に通ずる便宜の道路を發見し得べきを看破し、千八百九十三年の夏「コルイマ」地方に送りたる貨物の中一部分を「オーラ」港に陸揚し、冬に至り新道路に依りて「スレドニ、コルイムスク」に輸送することを試みたりしが、同貨物は無事に到着したり千八百九十四年の初、同地方長官「ヘルソンスキイ」氏は官費を以て、同地の經驗ある「ヤクト」人及び「トングリス」人を以て探險隊を組織し、自ら之を率ゐて「オホツク」を出發し「オーラ」を経て「コルイマ」に赴きたり、此探險の結果、從來未だ足跡の到らざる「コルイマ」地方に到るの道を發見したるより、「オーラ」港の「オホツク」海に於ける良港としての地位は益々世に知られ、「オホツク」海を航海する汽船は「オーラ」に寄港し、同港に陸揚する貨物の數は年々増加したり、千八百九十五年以來義勇艦隊の汽船は「タウイスク」灣に寄航すること

となり、千八百九十七年には「コルイマ」地方の官有倉庫の爲め五千四十五「ブード」の貨物を陸揚げし、同年冬其貨物は犬と鹿とにて「コルイマ」川の沿岸に輸送せられ、同所より土人の造りたる小船にて「コルイマ」川を下り、「スレドニ、コルイムスク」市に送られたり。

此の「オーラ」より「スレドニ、コルイムスク」に至る道路は、「アヤン」より「ヤクトスク」に至る道路と同じく水陸の二つに分たる、陸路「コルイマ」川に至る旅行は天候の模様によりて差ありと雖も最も早きを二十日とす、此間犬と鹿にて貨物を運びしむることなるが、食物及び其他の原因に依りて同地方の人民は多く馴鹿を使用す、又「コルイマ」川の水路は同河幅の廣さに依りて航行甚だ易く二週日を出てす。

「オーラ」附近には獵獸業少きを以て、貿易額も亦微々たり、一年間の運轉高は漸く八千万至一萬留を出てすと雖も、近年土人は貨物の輸送并に船舶に揚げ卸しの勞働を爲すにより、収入の増加すると共に年々貿易高の増加する勢あり、「オーラ」に於て貿易を營む者二人あり、一は黒龍沿道商會の支配人にして、一は「ブシュイフ」氏なり、黒龍沿道商會の船舶は初めて貨物を積み「オーラ」に寄航して同地方人民と交易し、「ブシュイフ」氏は「オホツク」に住する叔父より貨物の輸送を受け之に獸皮を交附す、千八百九十七年露國臘膈膺營業會社の汽船も亦「オーラ」に寄航して麥粉、茶及び其他の日用品を販賣し、其翌年より年々「オーラ」港に寄港して「ブシュ

イフ」氏に注文の貨物を輸送す、當地の貿易に於て最も勢力を占むるは黒龍沿道商會にして、同商會は「オーラ」港を経て「コルイマ」地方に貨物を輸送するの利なるを看破し、社員の住宅と多くの倉庫を建築し、冬期輸送の爲め多くの馴鹿と犬とを買入れ輸送事業に向て多くの資金を投じたり、若し此事業にして失敗したらんに「オーラ」港の漸く占め得たる位地に由り、同地方人民の享くる利益を失ふに至らんとす、同地方人民は貧困にして夏期貯へたる魚類のみを食物とし、副食物とするは八月頃群を爲して飛び來る「ヒドリカモ」にして、土人は河水の満水する時之を追込み減水するに及び沿岸に於て之を撲殺す、此鳥の肉は魚類の味を帯び土人は鹽漬として貯藏す、「オーラ」を経て「コルイマ」に到るの道は輸送費の低廉なるのみならず、「オーラ」港が船舶の碇繋に便なるを以て、將來益々發達を見るに至らん、「タウイスク」灣は深くして山に蔽はれ船舶の碇泊に安全なるのみならず、汽船は沿岸近くに碇繋し得、又満潮の時のみならず干潮の際にも終日陸揚げするを得るを以て「オーラ」港は「オホツク」海沿岸諸港中「アヤン」港に次ぐの良港なり。

斯の如く從來殆ど交通の道なしと認められたる「コルイマ」地方は、「オーラ」港經由の新道路の發見に由り、太平洋の貿易の中心たる浦潮斯德港を経て、獸皮は勿論極北地方大河の下流に發見せらるゝ象牙まで日本に販路を開くに至るべし、各種の狐、黃鼠、栗鼠、鳶色熊、各種の鹿

革等は従来巨額の輸送費を費して「ヤクトースク」に輸送せられたりしが、是亦今後太平洋に輸送せらるゝに至らん。

五 「ギジガ」港及び極北東「アナヅイル」地方の状況

「ギジガ」川の左岸同河の「ギジガ」灣に流入する所より、二十五露里を隔つる所に「ギジガ」市あり、純乎たる露國風の村落にして取るべきものなしと雖も、高丘の上にあるを以て外観美なり、最近の調査に依れば「ギジガ」の人口男女合計約五百人ありと云ふも、人民は市中にのみ住するものにあらず、戸數五十戸乃至五十五戸あり、北東露領中に於て「ギジガ」は最も人口多く、且つ「オホツク」海の北隅に位地を占むるを以て、北方露領即ち「ギジガ」郡のみならず、「アナヅイル」地方全體並に「コルイマ」地方の一部の人民に供給する貨物の輸入港たり、「ギジガ」の起源は露人の亞細亞に於て殖民したる他の場所の如く、元哥薩克兵の征服して土人より徵稅（歴制的に獸皮の徵收）するが爲め建てられたる所の要塞なり、露人の始めて北方に建てたる要塞は昔「アナヅイル」と稱し、現今「マルコオ」と稱する所にして、千七百五十六年「オホツク」港司令官の命に依り「ギジガ」要塞を以て之に代へたり、爾來同港を経て堪察加と陸路交通を開きたる爲め、最初に建てられたる「アナヅイル」要塞は殆ど世人の忘るゝ所となれり。

「ギジガ」は始め「ヤクトースク」州に屬し、後「イルクーツク」の管轄となり、「オホツク」港の開

設せらるゝに及び其管轄に屬し、千八百五十一年「オホツク」港及び「オホツク」沿岸の監理署廢せらるゝに及び「ギジガ」港は堪察加軍務知事の所轄となりしが、千八百五十六年より獨立の市となりて直接沿海州軍務知事に屬し、「ギジガ」郡の行政及び通商の中心と爲りたり。

「ギジガ」は従來通商上重き價値を有せざりしが、近年に至り露領沿海地方に於て陸路の交通漸々海路交通に代へらるゝに及び、「ギジガ」も商船の寄航する所と爲りて稍々繁盛に赴きたり、北東地方に貿易を營みたるものは、常に高價なる獸皮に富むの地方を求めたるを以て、堪察加及び「アレウト」群島は就中彼等の目を注ぐ所たりしも、獵獸業（貂）乏しき「ギジガ」は、初め獵獸業者の度外視する所たりき。

千七百六十五年以前に於て極東地方の人口最も多き場所は「アナヅイル」要塞にして、千七百六十年の調査に據るに常備兵三百三人、義勇兵（哥薩克）二百八十五人、即兵のみ合計五百八十八人ありたるを以て、之に其妻子と其他の人民を加へたらんには男女合計千人以上なりしならん「アナヅイル」に斯の如く多數の兵を駐屯せしが之に食物を供給する經費少からず、然かも同地方に於て得る所の獸皮少きを以て政府は全く同要塞を廢したり、之が結果として同所の人民は「ギジガ」に移り同港の人口増加し、且つ游牧の土人獸皮を以て貨物と交換せんが爲め此に來りたるを以て、一時繁盛の狀を呈せしも、千八百年來「コリヤク」土人の一部は北方に游牧

し、他の一部は堪察加半島の「チギル」に游牧するに至りたるを以て「ギジガ」の貿易は衰頹したり、然れども「ギジガ」の運轉高は他の「オホツク」沿岸諸港に比すれば尙ほ多額なりき。

	輸入高	輸出高
千八百十七年	四二、〇〇〇 ^圓	五一、〇〇〇 ^圓
千八百十八年	四三、〇〇〇	四九、〇〇〇

此輸入額中には官有倉庫の貯藏品として輸入したる、裸麥(四千乃至五千、ブード)食鹽、彈藥、亞鉛、及び酒類總計五萬留は算入せざるを以て、是等の諸貨物を合算する時は約十萬留に達せしならん。

前表の輸出高に依りて當時獵獸業の盛なりしを知るに足るべし、而して此輸出輸入額を比較するに就ては、貨物の價格と獸皮の價格とに古今一大變化の起りたることを思はざるべからず、目下物價は當時に比し二倍低廉にして獸皮の價格は約三倍騰貴したり、故に輸出物の貂、栗鼠、狐、鹿の革、海馬の骨等に止まるを思はば、當時の輸出高極めて大なるを知らん。

「オホツク」地方の事業に従事したる會社は、始め高價なる獸皮に富むの「アレウト」諸島並に堪察加半島の南部にのみ眼を注ぎ、「ギジガ」を顧みざりしを以て露國政府は毎年「オホツク」艦隊中一艘の船をして官有物のみならず、民間の貨物をも「ギジガ」に輸送せしめたり、此の船は八

月「オホツク」を出帆し、「ペトロパウロウスク」港、「ギジガ」港及び「チギル」港に寄港し、同地方に供給する貨物を陸揚し、歸航には土人より貢として徴收したる獸皮を積み歸りたるを以て「アナヅイル」地方全體の獸皮は之を「ギジガ」に集められたり。

斯の如き情勢なりしを以て「ギジガ」の貿易發達せざりしが、千八百六十五年八月三十一日始めて米國の國旗を翻したる、「アルマ」號と稱する帆船「ギジガ」に入り、「アナヅイル」に輸送せんが爲め一萬五千留の貨物を陸揚げしたり、此船は米國々旗を掲げたるも「ヒリツペウイス」氏に屬するものにして、氏は此時始めて「オホツク」諸港に航海を企て、「ギジガ」にも寄航したるものなり、氏の外堪察加に於て貿易を營みたる米國人「ゴルドマン」氏も「ギジガ」に至り貿易を營みたりしかば、競争の後千八百七十二年「ゴルドマン」氏は堪察加及び「ギジガ」に於ける事業を停止し、同地の貿易は遂に「ヒリツペウイス」氏の獨占に歸し、氏は千八百八十九年其業を「ヴァールシユ」兄弟に譲り、同兄弟商會は千八百九十五年に至り之を露國臘臍營業會社に譲りたり、同年以來黒龍沿道商會も「ギジガ」に貿易を開始し、目下此二商會の手にて同地方の貿易を營めり。

「ギジガ」港を経て輸送する地方の區域甚だ廣く、東は太平洋に突出する「オリュトルスコイ」村に至り、西は「コレイマ」に至り、北は「マルコオ」村に至り、更に遠く北氷洋にまで至るを以て、

「ギジガ」港は極北の廣漠たる地方に取りて貿易の中心たり、年々「ギジガ」港に寄港する船舶四艘あり、第一は義勇艦隊汽船にして官有貨物並に民間輸送の貨物を輸送し、第二は黒龍沿道商會宛にて寄港する汽船にして、「ギジガ」より「マルコオ」及び「スレドネ、コルイムスク」に至るまで同商會の貨物を輸送す、第三は露國腦筋營業會社所屬の汽船「コーチツク」號なり（編者曰く今回我國にて拿捕したる船）第四は「コスイギン」セメノフ「兩氏が浦潮斯德より「ベンジナ」灣に派遣する帆船にして、「カーメンスコイ」村に貨物を陸揚したる後「ギジガ」に寄港するを例とす。

「ギジガ」港の位置は沿岸淺瀬にして碇泊に便ならざるを以て殆ど港と稱せらるゝの價値なし、今日「ギジガ」港に寄港する船は河岸を距る三十海里の所に投錨し、船上よりは海岸を明かに見分け難く、岸よりは船の帆柱をすら見ること能はざる程なり、初めて「ギジガ」に船舶の寄港するは七月なり「ギジガ」河の兩岸に相對して人家あり、「ギジガ」郡長及び哥薩克兵の官有倉庫は其右岸にあり、土人の家屋並に露國腦筋營業會社に屬する三四の倉庫は其左岸にあり、夏期此に住する者約三十人にして冬には人民概ね内地に引揚げ官吏のみ此に常住す。

「ギジガ」港は滿潮にあらざれば小蒸汽にて曳船を爲すこと能はず、而して滿潮は日に一回あるのみなるを以て汽船より貨物を陸揚し、獸皮を積み來ること日に僅々一回に過ぎず、汽船の碇

泊する海上は全く防波の設備なきを以て屢々風波に襲はるゝ虞あり、爲めに常に蒸汽を焚きて碇泊せざるを得ざるが故に、「ギジガ」港の寄港は入費夥しく殆ど收支相償はざることあり、斯く「ギジガ」港は汽船の寄港に對して不便不利なるに拘らず、同港は北方全體の貿易に取り肝要の地點なるを以て、年々同港輸入の貨物増加するの勢あり。

同地方の貿易は目下前記二商會の手に獨占せらるゝと雖も、此外官有倉庫は同地方人民に對し物價の騰貴を防ぐに與かりて大に力あり、最も多額の販賣高あるものは黒龍沿道商會にして、其販賣高六萬留に達す、同商會は「ギジガ」に在る支店に支配人を常住せしめ、商店を開き倉庫を築造し、物品を販賣すると共に獸皮を買込み、商店には土人の日用品たる麥粉、挽割、砂糖、茶より羅紗、絹布等に至るまで陳列し、同倉庫は北方露領の一大倉庫たり。

「ギジガ」附近には獵獸業微々たるを以て、獸皮交易は同地に於て廣く行ふこと能はざるが故、商會の番頭等は冬期間犬をして貨物を運びしめつゝ深く内地に入り、「スレドネ、コルイムスク」及び「マルコオ」村等に開かるゝ定期市場に至り、獸皮と交易して之を「ギジガ」に運び夏に荷造りして商會の倉庫に貯藏し次季に之を輸出す、該商會の「ギジガ」支店員は獸皮交易に巧みにして、同地方には貴重なる貂、黒褐色狐等の少なきに拘らず、土人より多く鹿皮を買ひ入るゝを以て交易貨物の輸入割合に大なり、千八百九十七年に至り黒龍沿道商會の重役間に異論

起り、「シュヌストフ」氏同商會を脱したるを以て、目下「ギジガ」に於ては其同僚の「コ、ウエン」及び「バンフ」の二氏其事業を繼續せり。

露國腦筋營業會社の「ギジガ」に於ける貿易は前記の黒龍沿道商會と其趣を異にし、同所に家屋倉庫を有するに拘はらず直接土人と交易するを避け、同地方にありて廣く商業を營める「ブラギン」兄弟商會に貨物を輸送し、土人より買集めたる獸皮と交換するに止まれり、此「ブラギン」兄弟なるものは廉直に商業を營み、「オホツク」及び堪察加地方に於て令聞ある人なり、「ブラギン」兄弟中の兄なる「ニコライ」の寡婦が、年々腦筋營業會社より仕入する高三萬留にして、其弟「ワシリイ」の仕入高亦五千留に達し皆殆ど獸皮と交易するものなり、同地方の獸皮は高價ならず、定期市場に上るものは主に鹿の皮にして富める土人の如き數萬頭の鹿を飼養す、鹿の皮は高價ならずして平均一枚に就き約一留五千哥乃至二留にして年々數萬枚を販賣す、黒龍沿道商會は同皮を西比利亞に販賣し、土人の衣服の材料とし又其一部を莫斯科に販賣す、露國腦筋營業會社は倫敦に於て高價に鹿の皮を販賣すること能はざるを看破し、他の獸皮と共に之を米國桑港に送り販賣したるに、一時「アラヌカ」金礦に多く販賣せられ、又柔皮を造る爲め彼得堡に輸送す。

「ギジガ」地方には紅色の狐多く其色純紅色を帯び其價四五留なり、貂は甚だ少なきを以て之を常業とする者なく、「ギジガ」に於ては其價廉にして十五乃至二十留にて買入るゝことを得、黒色狐及び黒褐色狐に至りては「ギジガ」に於て見ること稀なるを以て、他の地方に於けるが如く、其皮頗る珍重せられ其價亦た甚だ高し、黒色狐皮の價格は皮の性質に依りて差ありと雖も、通例百留以上にして三百留に達することあり、又黒褐色狐皮は毛濃く形大にして一枚十留乃至十五留に過ぎず、昔栗鼠は多く捕獲せられ數萬疋に達したることあれども、屢々林中火災の起りたる爲め、同獸は遠く内地に逃げ入り、目下「ギジガ」に於て捕獲するもの五千乃至七千疋に過ぎず、其價皮一枚に付十八哥乃至二十一哥なり、尾のあるものは價高きも尾を切斷したる皮は十八哥以下なり、土人は栗鼠の尾を裝飾用及び衣服の附屬品として珍重す、「ギジガ」河及び其他の河川には獺棲息す、其皮一留にて十二枚を買得ると云へり、此外「ギジガ」を経て輸出する獸皮ありと雖も、皆内地の「アナヅイル」地方に於て得たるものにして、「ギジガ」は單に之が集合地として輸出するに過ぎず。

同地方貿易は物品交換なるを以て、物價は獸皮の捕獲時期と捕獲の多少に依りて高低あり、磚茶の如き卸賣價格一個五十哥のもの「ギジガ」地方に於ては一留以下にて買ふこと能はず、就中物貨の缺乏を告げたる時には、商人は土人の足元を見込みて貨物の價格を騰貴せしめ、而して獸皮の價を低廉とするが故、土人に取ては交換貿易頗る不利なり、同地方に官有倉庫を設け

たるは聊か此急を救ふものなり。

「ギジガ」に於ては牧畜發達せず、此れ同地方に於ては豊かなる鹿の肉を食物とし他に肉の不足を感ぜざるが故なり、「ギジガ」人民の主なる食料品は「オホツク」海沿岸の他の場所に於けるが如く魚類なり、「ギジガ」河及び其他の諸川に溯る各種の魚類中土人は多く鮭を漁獲す、鮭は七月十日頃より河口に溯り、又鱈も多く溯河するが故、土人は夏中河岸に生活して男女共に捕魚と製造とに従事す、彼等が製造するものは所謂乾魚(ユーコラ)なり、同地に於ては冬期内地に貨物并に郵便物輸送等の爲め多くの犬を使用するが故多く乾魚を製造す、又「ギジガ」海には鮎類の小魚殆ど筆紙に盡すべからざる程多く群來し、風波にて岸上に打ち上げらるゝも土人の漁獲は他の魚にて十分なるを以て之を放棄して顧みず。

「オホツク」海の北部に、「タイゴノス」小半島突出して同海を二分す、其西は「ギジガ」海にして東は「ベンデナ」海なり、「ギジガ」の状態は前説したる如くなるを以て、此に「ベンデナ」海と同海の「アナヅイル」地方に對する交通の關係に付て一言すべし。

「ギジガ」より「アナヅイル」郡の「マルコオ」村に至るの道は、最初東に傾き「カーメンスコイ」村に至りて北折し「ベンデナ」河に沿ふものなり、「カーメンスコイ」村は「ベンデナ」河口に接し「ベンデナ」海に臨むを以て、將來此四百露里を距る「ギジガ」と「カーメンスコイ」間の交通道路を

廢し、直に「ベンデナ」海に船を寄港せしめ、「アナヅイル」地方輸送の貨物は「ギジガ」の代りに同所に陸揚げせらるゝに至らん、「カーメンスコイ」の人口は四百以上ありて殆ど皆「コリヤク」と稱する土人なり、彼等は運送業に依りて少額の收入を得るの外天産物を頼みに生活する者にして、五月の半に解氷する河に鮭の遡ると共に之を漁し、冬期の食料として之を製造貯蓄す、其他の鮭及び松魚等の如きものは土人之を漁獲せず。

「ベンデナ」海には小魚の豊なるより海豹の類之を捕へんとして來るもの多し、土人は船に乗り海に出て、海豹並に屢々同海に來る大鯨を捕ふ、鯨の肉と脂は土人並に犬の食物とし、皮は細く裂き最も高價なる部分の鯨鬚は商人に賣渡し、「ブード」に付數留を得ることあり、「ベンデナ」海に入り來る鯨は多く鬚を有するものにして最も貴き鯨たり、「オホツク」海に於て捕鯨業を營む米國の漁船中、千八百九十七年「ベンデナ」海に入りたるもの三艘ありたり、然れども彼等の傷けたる鯨の中、持去るものは之なくして其棄て去りたるものは土人之を利用す、鬚の量は時として七乃至八「ブード」に達することありと云ふ、以て其鯨の大なるを推知すべし。

「コリヤク」土人の生活は甚だ質素にして同地方に乏しき狐及熊を獵し其收入を以て満足す、「カーメンスコイ」村に貿易を營める「ユスイギン」及び「ブラギン」の二氏あれども、其業の微々たるが爲め「マルコオ」を往復するの途次之を營むに過ぎず、毎年「セメノフ」氏は其組合人たる

前記「コスイギン」氏の爲め、浦潮斯徳より種々の貨物を積みたる帆船を「ベンデナ」灣に送り、「ベンデナ」灣の外堪察加の諸港にも寄港せしむ。

千八百九十七年までは「ブラギン」氏は「ギジガ」を経て「マルコオ」との間に貨物を輸送し來りしが、同年露國臘臍營業会社の汽船「コーチク」號「ベンデナ」灣に寄港せんとしたるに、天候不良なるが爲め少許の貨物を陸揚して去りたり、是れ汽船の同灣に至りたる嚆矢なり、土人の言に依るに「カームンスコイ」村前の海中には多くの暗礁ありと云ふ、千八百九十八年にも再び「ベンデナ」に寄港したりしが結果良好ならず、「マルコオ」に至るの途中「ベンデナ」川を遡ること二百五十露里の所に「ベンデナ」村あり、人家六戸ありて「ギジガ」より移れる若干の商人住居し遊牧の土人と交易す、彼等は夏期の間多くの魚類を以て乾魚を製し、之を貯蓄し冬期長時に亘る旅行中の食とし又「ベンデナ」村を経て往來する旅人に販賣す。

「アナヅイル」郡は亞細亞大陸北東の全端を占め（其面積一萬三百平方露里ありて獨逸より稍々廣し）其行政廳は「マルコオ」村にあり、人口は殆ど全く「チクチャ」と稱する土人のみ、此土人は生活の有様に依り三種に別れ、第一は土著の人種にして「アナヅイル」河に沿ひ生活し、第二は遊牧の民にして鹿を率る各地方に移住す、第三は北氷洋及び太平洋沿岸に住し海産物を採收し自餘の土人と貿易するものなり、「アナヅイル」地方の人民は北方露領の人民と等しく其天産

物たる漁業及び獵獸業を營み、三月の頃河の解氷するを待たず氷孔を穿ち網にて魚を漁獲す、但同時期に捕ふるものは貯藏に適せず直に食料に供するのみ、「アナヅイル」河の解氷後七月二十日頃より「マルコオ」邊に現はる、紅魚は、「アナヅイル」河に遡り初め土人之を漁獲し其中約十萬尾を冬期の食料として乾製貯藏す。

「アナヅイル」地方に於て捕獲する獸類中重なるものは熊、狐、黃鼠、臘臍、栗鼠、鹿等なり、熊は概して北方地方に多く北極に赴くに從て益々毛色白くなり、市場に於て非常に高價を見ることあり、「アイヅイル」河中の多くの小島には臘臍多く棲息す、同地方に於て重なる價値を有するは野鹿と馴鹿なり、毎年鹿は北より南に又南より北に往來し、其間土人は勝て數ふべからざる群の中より、自己の利用すべき良好の鹿を選び之を捕へて營業上の使用に供す、春には鹿の氷を渡るとき銃器を以て之を撃殺し、夏期には鹿の河を泳ぎ渡るとき小舟にて之を追ひ鎗を以て撲殺す、鹿の肉は食料とし其皮は土人の衣服其他の用に供し餘分のもの、み之を販賣す。總體北方地方の人民は足部より頭部に至るまで鹿の皮を用ふる有様にて、其婦人の鹿の皮を縫ふの術は實に驚くべきほど巧妙にして臘虎及貂皮を以て之を修飾したるものは殆ど寶玉又は錦繡を以て裝飾したるもの、如く大に珍重せらる、鹿の皮は寒氣を防ぐの効著しきが故に同地方に於ては之に代用すべき衣服なく馴鹿も隨て非常に珍重せらる、數千の鹿皮「ギジガ」より海路

輸出せらるゝのみならず陸路を経て販賣せらるゝもの亦た夥し。

北米合衆國政府は北米大陸の北方に住する「エスキモー」土人をして鹿を飼養するの法に慣熟せしめんとし、亞細亞大陸より米國に移したる鹿數千を以て數ふ、又米國政府は鹿飼養奨勵法として一定の期間(五年乃至十年)人民に數匹の鹿を貸下げ、該期限終るに及んで同數の鹿を政府に還納せしめ、該鹿より繁殖したるものは之を人民の所有とするの方法を設けたり。

「アナヅイル」地方の如き遠隔の地方に於ける獵獸業の額は之を測定すること至難なり、一千八百九十五年度の沿海州綜覽に依るに「アナヅイル」地方より輸出したる赤狐一千四百八十四疋、紅褐色狐八十四疋、黒褐色狐二疋、臘虎八十二疋、臘膺膺四疋、貂六疋、貂鼠百九十六疋、白狐八百七十八疋、綠狐四疋、栗鼠千二百一十一疋、黄色鼠二百三十三疋、褐色熊四十六頭、白熊五頭、狼八疋なりと云へり。

「アナヅイル」地方の貿易は、同郡長たる「ゴングッテ」氏の注意深き政略に依り定期市場の外に於て貿易を營むを禁じ、市場の數を増して十四と爲したりしが、市場に來る商人は自然競争を爲して土人の利益を來たすこと少からず、且つ「ゴングッテ」氏は浦潮港より日用品を買入れ輸入して商人の暴利を防ぎ、「アナヅイル」地方の中心たる「マルコオ」村には、一方「ギジガ」及び「カーメンスコイ」村を経、一方「アナヅイル」河口の「ノウオマリエンスコイ」村を経て輸入する

貨物は、「アナヅイル」河口より「マルコオ」村に至る八百露里の間の運賃は、半ば金錢にて支拂ひ大半は貨物にて支拂ふ事としたり。

昔「ギジガ」より「マルコオ」に至るを通例の道路とせしが、今日に於ては「アナヅイル」河口の「ノウオマリエンスコイ」を経て直接輸入するもの多し。

同地方の貿易に従事するは黒龍沿道商會「ブラギン」兄弟商會、「コスエイギン」等にして、「チークチャ」人の小賣業を營む者亦多く、土人は獸皮を携へ來りて貨物と交易す。

「アナヅイル」地方には獸皮の外海馬の牙、鯨の鬚、就中象牙夥し、土人は懶惰なると且つ地面の氷結すること多きを以て、單に外面に現はるゝものを採取するに過ぎず、象牙の價一「ブード」に付約十二留乃至二十留なり。

「アナヅイル」地方は北米に近きを以て夙に米國人の垂涎する所と爲り、近海に來りて海産業を營むの外貨物を携へ來りて盛んに土人と交易し、土人は陸路稀に來る所の商人よりも、米國人の貨物の代價廉なるを以て自然之を歓迎するに至り、鯨鬚、海馬の牙、象牙及び各種の高價なる獸皮夥しく米國人の占むる所となれり、且つ米國人は土人飲酒の癖あるを知り酒精を輸入密賣して土人の爲め有害なる習慣を増長せり。

又同地方には金鑛に富むとの風説傳はりてより、政府より公然採掘の許可を得たる者の外、密

探掘を企つる冒險家の同地方に入り込む者亦た多しと云ふ。
要するに「オホック」沿岸諸港の前途は有望なり、目下同地方の輸出品は殆ど獸皮に過ぎずと雖も他日金銀、炭鐵等の採掘業起り、漁業及び其他の事業亦發達して人民に收入の途を得せしめ經濟上の情態を改良するに於ては、天然の産物のみに依頼する同地方人民の情態一變するに至らん。

第三章 堪察加半島

一 堪察加貿易の現況

堪察加半島の貿易は物品交換にして、人民は同地方に貿易を營みたる會社に對し常に負債し、之が爲め破産する會社少からざりしが、目下露國臘膈營業會社は同地方に貿易を行ふに際し専ら其弊を除くの方法を執れり、目下人民は同會社に對しても素より多少の債を負ふのみならず、土人が物品を前借するの習慣甚だ強く、殆ど之を拒絶する能はざるの風あると、土人が獵獸業に必要な器具及び食糧を有せざる時は出獵するに由なく、隨て物品を前借するに非ざれば貨銀を得ること能はざるの事情あると思はる、負債の生ずるは已むを得ざるに出づるを知るべし。

二 首要なる貿易地點

堪察加の地勢は貿易の爲め甚だ便利なり、「ベトロパウロウスク」の外安全なる船舶の碇泊場なしと雖も、其全半島沿岸到る所航海碇繋するを得べし、初め西海岸中船舶の出入したる主なる場所は「ポリシマヤ」河口にして、同所の「ポリセレンツク」村を経て「オホック」と交通を保ち、「ニデネ、カムチャツスク」に中心點の移るに至るまで、「ポリセレンツク」村は堪察加の要市となりしが今日は形勢一變して同河口に出入する船舶なく、貿易も獵獸業も徹々たるを以て貨物は「ベトロパウロウスク」より、夏期には馱馬にて冬期には犬にて輸送し、土人の獵獲したる獸皮と交易するに至れり、西海岸の主なる商業地は「チギル」河口を隔つる五十露里の所に位する「チギル」村なり、然れども夏季に寄航する船舶は常に「チギル」河口の沖に投錨するを以て、「チギル」村の商人は大半海に出て、交易し恰も海上に一村落を作るが如し、其所に於て汽船より貨物を積卸し獸皮との交易を爲す。

目下毎年「チギル」に輸入する貨物三萬五千乃至四萬留に上れども、此貨物は獨り「チギル」村のみならず堪察加西海岸全體の人民に供給するものなり、「チギル」河口は淺瀬にして干潮の時の深さ一呎半乃至二呎に過ぎざるを以て滿潮の時に非ざれば渡航する能はず、且つ其港灣は安全なる碇繋所にあらずるが故に、汽船は常に海岸を隔つる三四海里の沖に投錨し風波に襲はる、

の恐れあり、荷卸の時には常に小蒸汽を以て同所に荷揚げする貨物を積來り、歸途には獸皮を積める小舟を曳かしむ。

西海岸に於て近年露國臘膈營業會社の汽船の寄港する場所は、「チギル」の外「オブルコウイナ」川及び「オゼルナヤ」川等あれども、碇泊安全ならざるを以て風波の穩かなる時に限り寄港するのみにして、「オブルコウイナ」村には同村注文の貨物を積卸し、「オゼルナヤ」川口に於ては同村の漁場に於て鹽漬にしたる魚類を積去るを例とす。

東海岸に於て船舶の寄港するは「ペトロバウロウスク」港及び「カムチャツカ」河口の二箇所なり。「カムチャツカ」川は頗る急流にして小蒸汽を入れることすら困難なり、燈臺地の岸上に「ウスト、カムチャツスコイ」村あり、戸數十七乃至二十戸あり、官有倉庫、露國臘膈營業會社の倉庫並に同會社の造りたる魚類鹽漬、氷藏室亦此にあり。

船舶は常に「カムチャツカ」河岸を去る三四里の場所に燈臺と相對して投錨し荷物の積卸甚だ困難なり、元來「カムチャツカ」灣は「ベロリング」海に屢々起ることある東風及び北東風を受くるを以て、就中「ウスト、カムチャツスコイ」沖は寄港最も危険なり、「カムチャツカ」河口は全半島的好漁場にして、同河及び其無數の支流に沿ひ散在する人民の貨物は、悉く同河より輸入すべきが如き好位置を占むるに拘はらず、碇泊及び荷卸に危険なる爲め「ウスト、カムチャツスコイ」村に輸入せらるる貨物割合に多からず。

三 「ペトロバウロウスク」港の状況及貿易

「ペトロバウロウスク」港は之に反し「アフチン」灣の深き海水の上に位する良港たり、「アフチン」灣は四方高山にて蔽はれ多くの灣曲を作り、其中「ニコリスカヤ」山にて「アフチン」灣と隔てられたる一小灣には、天然の防波堤ありて船舶の出入及び碇泊に安全便利なり、即ち「ペトロバウロウスク」港は世界の「良港」と稱するを得べし、「ペトロバウロウスク」市は海上より眺望する時は美觀を呈するも、其實斜坂に沿ひ茅屋の兩側に列りたる狭長の寒村に過ぎず、其中目に觸るるは冬期及び夏期の二個の教會堂と、地方官の官邸、郡役所、當地の巨商たる「ルサノフ」氏の家屋、露國臘膈營業會社所有の若干の家屋等なりとす。

一千八百七十六年「ヒリツペウニス」氏が政府と北方露領地方に食料を販賣する契約を爲し、一定の價格に依りて彈藥、食鹽、其他の物品を販賣するを約したる時より、堪察加半島中殆ど「ヒリツペウニス」氏の店員の到らざる所なく、同氏の政府より得たるもの一等商鑑札一枚、一等番頭免狀十一枚、小賣商免狀一枚、飲料販賣特權證一枚、商店開設免狀十四枚、煙草小賣免狀十一枚、行商免狀八枚なりき、而して「ヒリツペウニス」氏の商業は暴利的ならざりしを以て堪察加地方人民を益したること尠からず。

「ペトロバウロウスク」の商人は毎年郡役所に賣買高の統計表を提出するの義務ありたりしが、今同郡役所に於て得たる記録に據るに、千八百八十七年「ヒリツペウイス」氏の堪察加に輸入したる貨物の数は、四萬三千五百二留七十一哥にして之を細別すれば左の如し

日本汽船玄武丸の輸入高一萬九千五百五十七留五十二哥
桑港より三艘の汽船にて輸入したる高二萬三千百一留
其他麥粉四百俵代千二百四十四留十九哥

一千八百八十六年定期航海の契約期限終りたるを以て、「ヒリツペウイス」氏は所有の汽船を賣拂ひ雇汽船を以て之れに代へ、玄武丸にて日本より露國産貨物並に日清兩國の貨物を輸入したり、一年間「ペトロバウロウスク」を始め同郡各地に輸送したる貨物の數總計三萬八千四百二留七十三哥にして、「ペトロバウロウスク」に於て販賣したる高五萬九千三十留、各地方に於ける販買高二萬四千百一十一留九十哥なり。

右輸入貨物の代りに輸出したる獸皮左の如し。

貂	二、四四三	四一、二五四
類	一四二	九三八、八五
黃鼠	三九	七、八〇

紅	狐	二五	一九八、〇〇
雜	狐	一	二、五〇
白	狐	七	一七、五〇
腹	虎	二	五六三、〇〇
綠	狐	二	六、〇〇
赤	狐	六六一	二、〇八五、八〇
熊	熊	一八七	九四〇、二五
熊	熊	三二二	二四七、八五
タル	バカン	三	一、五〇
狐		四	八、〇〇
海	馬	「ニゾード」 「ニセ」 「フント」	三二、八六
總	計		四六、三〇四、三八

此の如く一千八百八十七年に於ける「ヒリツペウイス」氏の貿易運轉高は、貨物輸入四萬三千五百二留七十一哥にして、輸出高四萬六千三百四留三十八哥なり

一千八百八十九年に至り「ヒリツペウイス」氏の死後、其事業は「ツヲルシユ」兄弟商會の手に移りたり、同商會の貿易を營みたる六年間は同商會に取りて頗る有利なりき、同商會の事務を執りたるは「ポウウエルス」と云へる人なり、氏は米國人なれども二十年餘堪察加に於て事業を營

み、「ピリツペウス」氏と共に屢々「オホツク」海を航海し堪察加事情に精通したる人にして敏活に事務を取扱ひたりしが、後に至り同商會は更に事務を簡略にせんが爲め、「コンマンドルスキー」諸島營業貸下の特権を得たる露國臘脂營業會社の代表人「マロワンスキー」氏と協商したり、其契約に依りて「マロワンスキー」氏は毎年春桑港より「ペトロバウロウスク」に米國の貨物を輸入し、「ツラールシユ」商會の代表人「ボーウエルス」氏は日本に至りて越年したる後、「ツラールシユ」商會主人「トーマス」氏は常に神戸に住居し冬に夏期の勘定を爲すを例としたる故「堪察加及「オホツク」海の爲に「ペトロバウロウスク」に日露兩國及其他の貨物を輸入し、其代價として土人の冬期間獵獲したる獸皮を得ること、したり、「ツラールシユ」商會は之が爲め桑港に貨物買入の代表者を置くの必要なく、又「マロワンスキー」氏は「ペトロバウロウスク」に直接貿易を營まざる故、貨物貸付の煩なく貨物代として獸皮を得たるが故に雙方共に有利なりき。「ボーウエルス」氏は毎年五月春雇入の汽船に搭して「ペトロバウロウスク」に至り、同地の交易事業を終りたる後、七月半に「オホツク」海に向て出發し各港を巡回し貨物を配分して、同地方土人の獵獲したる獸皮を蒐集し、之を日本に輸送して倫敦に轉送したり。千八百九十五年露國臘脂營業會社が前記諸氏の事業を一手に買占むるに及んで同事業頗る整理し、今日浦鹽斯德以北の貿易は同會社の獨占せる一大事業たり。

四 同港の貨物輸入高及獸皮輸出高

「ペトロバウロウスク」港は「オホツク」堪察加地方全體の中心にして内外軍艦の入港するあり、商船の出入頻繁にして而も行政廳、商館等あり、同地方の人民の間に貨幣稍々融通するが故に同地方の貿易は（就中夏服に於て）他の露領地方に於けるが如く物品交換的のみにあらず、較近七年間（千八百八十九年乃至千八百九十五年）「ペトロバウロウスク」港に輸入したる貨物の總價額六十三萬七千九百二十留三十七哥即ち一年平均九萬千三百三十一留五十哥に上れり、而して毛獸皮の輸出高は總計四十八萬六千九百二十九留五十三哥にして、一箇年平均六萬九千五百六十一留三十六哥なり、該時期に於ける貨物の賣上高五十六萬千二百四十一留二十哥（即ち平均毎年八萬百七十七留三十哥なり）是の如く「ペトロバウロウスク」港貨物の販賣高と輸出獸皮との間に大差（一年約一萬留）ある所以は、前記の如く貨幣融通の途あるに依るなり、但し此統計は「ペトロバウロウスク」地方廳の調査に係る、是れ「ペトロバウロウスク」港に於ける商人の資本運轉高」と題する記録に基くものなれば、同地方の商人に屬せざる人々の買入れたる獸皮（多分は此類の人々の買入所なり）競賣に付する租稅代納の獸皮並に官立糧食倉庫に具ふる食料品、官有船舶の需用に供する爲め薩哈噠島より輸入する石炭（約五千噸）等は此統計に入らず。内地各所に於て買入れたる所の獸皮は春に至て悉く之を「ペトロバウロウスク」に輸送し、夏の

間に歐洲に於ける獸皮の中央市場たる倫敦、「ライプチヒ」等に輸送し、同所より卸賣商人に依りて世界各國に分配せらる、故に西比利亞産の獸皮にして英京倫敦若くは獨逸の「ライプチヒ」に輸送せられたる後「ペトロボウロウスク」の商館に轉送せられ、同地に於て販賣せらるゝもの少からざるは予の目撃したる所なり。

堪察加及び「オホツク」海の諸港の如き遠隔の地方に於ては、輸入貿易は必ず之を輸出貿易と聯關するにあらざれば其の如何を知る能はず、是れ他の場所に於ては輸入及び輸出は各々相異なる人に依りて行はるゝも、同地方に於ては輸出入とも一個人若くは一商會の手に合併せらるゝが故なり、同地方に貨物を輸送するに於ては之が代として金銭を受くる能はず、假令漸次拂込みの方法たりとも民間に金銭の融通なく土人は獸皮を以て貨物と交易するが故に、輸入商は之を標準として土人と計算を爲したる後輸出販賣するを例とす、是れ輸出入の全然一個の獨立事業たらざるを得ざる所以なり、輸出入貿易の關係是の如くなるより貨物の購入及び輸送に依り費す所の資本の還轉期を二倍長くし、且つ同地方に貨物の販賣と併せて獸皮購入の事業に通曉する人を置くの必要あり。

五 貂、鷹虎及其他の獵獸業

堪察加は獸皮の種類のみ多き點に於ては實際今日に至るまで西比利亞に於て第一位を占むと雖も

昔日の豊富なる譚話に就ては今は其影をだも留めず。

堪察加の名産たる貂の如き前世紀半ばに至るまで四十疋を以て計算の單位としたる程なりしに現時は十疋を以てすら單位とせざるに至れり。

此に貂の捕獲業に就て一言せんに貂を捕ふるは甚だ困難の業なるに拘はらず其皮の甚だ高價なるより、常に濫獵せられたるを以て、地方官は同獸保護の目的を以て堪察加半島内に二箇所の禁獵區域を設け、貂をして自由に繁殖するを得せしむる事としたり、其禁獵地の一は「クロノク」河の東岸にあり、一は「アサケ」の南端にあり、此外地方官は尙ほ貂の保護を目的とする處置を執り秋の末より冬に亘り露曆十一月十五日より二月末に限りて營業を許すのみ、此規則は單に地方官のみならず獵師も互に自己の利益を計りて注意履行する所なり、營業の初めを十一月十五日としたるは實際に基き、概ね雪の降り始まる月日までは貂は尙ほ夏の後のまゝにて毛深からず色合亦潤澤ならざるが故にして、營業の終りは春に近づくと共に貂の交尾並に牝獸の懷妊期に相當す、然れども是等の處置は猶ほ不充分にして貂の數は年々減少しつつあり。

昔貂の多き時代には之を捕ふるに罽、跡、係蹄等を用ひたれども目下は之を銃獵す、獵師の貂を捕ふるには特別の網と銃とを携へ犬を牽きて出づ、犬は貂の所在を嗅ぎ付け吠へて獵師に知らせしむ、貂は人に追はるゝや極めて輕妙に樹を飛廻り獵師は疲るゝ程之を追ひて射撃し又時と

して貂は獵師の射撃を免かれんとして樹洞若くは土穴に入ることあり、斯かる時には獵師は之を追出さんとして樹の洞口に火を焚き成るべく煙を多くし貂の耐へずして出て来るを待つ、之が爲めに時として獸皮の焼焦ることあり、又貂が土穴に潜む時は其口に木の枝を網の如くに編み之れに鈴を吊し犬を番に附して獵師は更に他に行きて獵獲す、貂は獵師が去れりと思ひ、若くは饑餓に迫りて穴より出て、網に罹る、概して堪察加の貂皮は獸皮中の最良のものと思はれ、最も高價なるが故に濫獵の弊亦隨て甚しきのみならず甚だ困難にして危険少からず、獵師は終日、犬を牽き連れて貂を林間に追ひ廻すが故に疲勞すること非常なり、是を以て獵師は預め身體の熱氣を去り氣力を保たしめんが爲め帽子の中に雪を詰込むを常とす、然るに其雪は駆け廻るに従ひ融けて冷水となり熱氣蒸々たる身體に注ぐを以て其健康に恢復すべからざる害を及ぼすこと多し、故に尤も健康なる獵師と雖も二三回以上の獵期に堪ふるものなしと云ふ。

堪察加に於ては貂に次ぎ貴重なる獸は臘虎なり、目下此の獸は「ロバトカ」岬附近に多く棲息すと雖も惜哉その捕獲の方法整頓せざるが故に未だ發達するに至らず、之に反し日本の獵船は恰も自國の海上に於けるが如く巧に此獸を捕ふるが故之を保護せんが爲め目下毎年行政官の選定に依り「ペトロバウロウスク」の人民七人宛監視として同地に派遣せらる、其報酬としては毎年一人毎に二疋宛都合十四疋の臘虎を撲殺するの權利を與へられ、其皮を販賣して得たる金額の中

半ばを國庫の收入とし半ばを本人に與へて平等に分配せしむ、初め臘虎は「ペトロバウロウスク」に於て競賣せられたれども現時其價格の騰貴を圖りて浦潮斯德に於て競賣するに至れり。

年々「ロバトカ」に派遣せらるゝ熟練なる獵師「コリヤギン」氏の説に依れば、該地方に群集する臘虎は更に多數を捕獲するも害なかるべしと云へるに拘はらず、之を制限して毎年僅かに十四疋とするは惜むべし、且つ同地方の人民は貧困なるを以て、國庫に其販賣金の半を收入することも甚だ覺束なきが如し。

臘虎は昔「ロバトカ」岬の外、堪察加の東岸一帯にも多く棲息したること疑ひなしと雖ども、人民が争ふて之を濫獲したる爲め漸く減じて現時は「ロバトカ」岬にのみ棲息することとなりたるものゝ如し。

「ペトロバウロウスク」より年々海馬の牙を輸出する亦た尠からず、唯海馬は其體大にして勢力強きが故に、獵師は之を捕ふるに勇氣と敏捷とを要す、此海馬は「シブンスキー」岬に棲息するものなるも彼等の現出する所は「カラギン」島なり、古老の話に依るに千八百五十五年同五十六年に米國の捕鯨業者は大擧して海馬の捕獲を企て獵夫は拔劍して海馬の群に投じ之を斬殺して其牙千對以上を取りたることありと云ふ、又該事業に従事したる人の話に依るに、當時「カラギ

「島は全島殆ど海馬の屍にて掩はれたり、米國人は皮と牙を運び去り、土人に對し一對に就き二留宛を支拂ひたりと云ふ、而も今日は海馬の捕獲等は其跡を絶ちたり。狐の種類中最も高價なるは黒狐及び黒褐色狐なり」ペトロパウロウスク」郡に於ては毎年若干疋を捕獲することありと雖も其性質良好ならず、其他の獵獸業は他地方に於けると同じきが故に茲に之を省き其全體に就き觀察を下さん。

六 物價及貿易の狀況

堪察加の貿易に於て特殊と認むべきは、二個以上の會社が同時に永く存在營業すること能はざる一點なり、其原因は堪察加及び「オホツク」沿岸一帯の貿易は皆獵獸業に直接關係するものなるに同業たる二個の大會社に充分の收益を與ふる程盛大ならず、隨て二會社同時に起るとは競争始まりて二會社共に損耗を招き、其結果二者の中一は必ず失敗するを免れざるに在り。堪察加の事情に通曉する人の言ふ所に依るに、獸皮就中高價なる獸皮の數は年々増加せずして反て著しく減少する傾向あり、今「ペトロパウロウスク」郡に於て捕獲したる獸皮の數を判定せんが爲に吾人は二個の統計を有す、一は一千八百八十九年より一千八百九十五年に至る時期の統計、他の一は一千八百九十四年より一千八百九十六年に至る時期の統計なり、此二者の中一は「ペトロパウロウスク」郡役所の記録に依り披萃したるものにして、一は「沿海州綜覽」と題す

る書中より引用したる當局者の報告に基くものなり、二者共に確實にして符合せざるべからざる理なるに實際は然らず其數の差甚しきを以て孰れに信を措くべきかを決すること困難なり、故に吾人は之が責任を帯びずして茲に兩者を列舉せん。
沿海州綜覽に載する所左の如し。

	千八百九十四年	千八百九十五年	千八百九十六年
貂	三、二九九	二、二六五	一、〇四八
熊	一、五四一	一、二五七	九〇三
鹿	一三	五	一〇
赤狐	九一四	七一	七〇五
類	三七九	二九三	二五一
狸	三七	四五	六六
狼	一一	三	一八
山羊	三七二	二八四	三三四
鹿	八四六	五三二	六〇六
海豹其他	一、七三三	一、五四五	二、一五一
北極狐	—	六	三
黄鼠	—	一二三	一二八

當局者報告編成の甚だ遅れたると之を得るの難きを以て最近の調査を知るに由なし、我輩の調査する所に依れば、千八百九十七年に於ける貂の捕獲數二千二百七十疋なり。「ペトロパウロウスク」郡役所の記録に依るに同港を経て輸出したる重なる獸皮の數及び其價格左の如し。

年	貂	赤狐	紅褐色狐	類	熊
千八百八十九年	三、七五三	三、四九九	三、三二	四、三九九	一、一四六
千八百九十年	三、七〇〇	九一六	六五	四、〇五	五二九
千八百九十一年	一、七七三	七五八	四八	四、七三	七〇八
千八百九十二年	三、三三五	一、三二〇	三、四	四、七三	八〇八
千八百九十三年	二、八三〇	一、三三三	三、八	三、七六	一、五三九
千八百九十四年	二、二七一	二、四〇	六	二、〇一	一、〇六二
千八百九十五年	一、七九四	一、三三	六	九七	六三九
千八百八十九年	七三、六四〇	一、四三九	三、二〇	三、三九七	一、二、二〇〇
千八百九十年	七八、九九四	四、二四〇	六八〇	三、九九三	六、五八八
千八百九十一年	三〇、九九一	三、四一五	四三八	四、二七五	七、三二四

年	貂	赤狐	紅褐色狐	類	熊
千八百九十二年	五三、四五九	五、五七六	三三〇	三、一三七	八、六八六
千八百九十三年	五一、一九三	五、五六四	三八〇	二、九五〇	一、八、五一
千八百九十四年	三九、二三五	一、一〇七	七〇	一、五七七	一、四、五六三
千八百九十五年	三三、七〇六	六六五	七〇	八九六	九、七三五

我輩は二者孰れに信を措くべきやに惑ふ、此報告の編纂の杜撰粗漏なるより其差甚だ大にして二者の中數の最も大なるものを正確と認むるは當然なるが如しと雖も、地方官の計算より逸する輸出獸皮の多きこと勿論なるを以て是れ亦正確とすべからず、唯此に一言するを得るは獸の捕獲數の年に減少する一事なり、而して此減少は同地方人民の收入貨銀を減ずるものなるを以て同人民に取りて頗る重大の意味あるものなり。

本表に依るに獸皮の中一として一千八百九十五年に輸出したる者、一千八百八十九年に輸出したるものより多きものなし、而して尙ほ此に附言すべきは一千八百九十五年以來獸皮の輸出を業とせる露國臘肺齋業會社が一度も二千五百疋より多く貂を輸出したることなき一事なり、而も此二千五百疋中五百疋は「オホック」海各所に於て買入れたるものなり、前記の表に依るに殆ど了解すべからざるほどの増減あり、例へば一千八百九十一年に於ける貂の捕獲數の如き、又一千八百九十四年に於ける赤狐の捕獲數の前二年に比して非常に減少したる如き、(即ち千三

十疋及び千二百三十三疋より俄に減じて二百四十疋となり其減少高約五倍なり。一千八百九十三年に於ける熊の捕獲数の一千八百九十二年に比し二倍増加したる等の如き是れなり、我輩は此に二表を對比して大略現時に於ける堪察加の獵獸の捕獲平均高を概定することを得、即ち其主なる獸皮中貂は二千八百五十疋乃至二千七百五十疋、赤狐は約八百疋、紅褐色狐は四十乃至五十疋、獺は二百五十疋、熊は千乃至千二百疋なり。

此外「ロバトカ」岬より捕獲したる獵虎十四疋を以て之に加ふるを得べし左に一千八百八十九年乃至一千八百九十五年間に於ける獸皮賣買價格の平均高を擧ぐ。

	貂	赤狐	紅褐色狐	獺	熊
千八百八十九年	一九六二	四、二二	一〇〇〇	七五〇	一〇、六五
千八百九十年	二一、三五	四、六三	一〇、六一	九、八六	一三、四五
千八百九十一年	一七、四八	四、五〇	九、一二	九、〇四	一四、四四
千八百九十二年	一六、五二	四、二六	九、七〇	八、三四	一〇、七五
千八百九十三年	一八、〇九	四、五一	一〇、〇〇	八、二〇	一一、〇〇
千八百九十四年	一七、二八	四、六一	一一、六七	七、八四	一三、七一
千八百九十五年	一八、八〇	五、〇〇	一一、六七	九、二三	一五、二三

此七年間は獸皮の價格總體騰貴したるが如し、唯一千八百九十五年に於ける貂皮の價格のみ平均一

均高一千八百八十九年より稍々廉なり、是れ貂の價格が年に依りて異動あるに依るものなり、例へば一千八百九十年に於て二十一留三十五哥のもの一千八百九十二年に於て十六留五十二哥となれり、然れども貂の價格は總體甚だ高く就中近年（一千八百九十五年以後）益々騰貴するもの、如し、今日最も不良なる薄黒の貂皮すら一枚十九留乃至二十留にして、更に黒さものは一枚二十二留以上なり、一千八百九十七年「ベトロバウロウスク」郡に於て土人の税代として納付せる貂皮を競賣に附したるに平均一枚十五留にて販賣せられ、一千九百年に至りては既に三十留まで競上げたり、貂皮の價格は此の如く捕獲の本場所に於て年に騰貴するを以て、今後五六年間を経たらんには歐洲の同皮卸賣商は之が買入れに危険を感ずるに至らん、此兆候は既に現はれ、歐洲に於ける貂皮の價格の騰貴したるよりして（千九百年の春）貂皮を買入れんが爲め遠く堪察加地方に赴きたるもの多かりき、近年需用の夥しきと競争の烈しきより獵獲地に於ける價格益々騰貴したりしが、一千九百一年の春には暴落して皮革商は大なる損耗を招きたり。

政治上の事件は高價なる獸皮に對して至大の影響を及ぼすものにして、一千九百年の春には皮革商等當時巴里に開設せられんとする萬國博覽會を當込み多くの獸皮を買入れたるに賣残りとなり損失を被りたるもの多く、又一千九百一年の春には引續きたる英杜戰爭に加ふるに北清事變起りて、商工業滯滞し金融逼迫し來りて皮革の價暴落し、貂皮の價の如き殆ど三割五分程下

落したり。

平時に於ては歐羅巴市場(第一倫敦次に「ライプツヒヒ」に於ける獸皮の價格は買入元(例へば堪察加)の直段に甚だ近くして其差は殆ど輸送費を償ふに過ぎざるものゝ如し、皮革商の利益を得るは唯不意に起りたる流行の時にあるのみにして、例へば巴里及び倫敦に於て二年間狐革製の婦人襟巻流行したる時の如き、同皮(頭と踵ある)の價格は頗る騰貴したりしが、一年の後再び下落して平時に復したり、前表に依るに一千八百八十九年より一千八百九十五年に至る間に堪察加に於て赤狐皮の價格の騰貴したること殆ど二割五分、紅褐色狐の價の騰貴したること一割六分七、獺の價格約二割三分、熊の價格約五割にして一千八百九十五年以降は總ての獸皮一般に騰貴したり。

堪察加人民の收入に著しき好影響を及ぼしたるは此等獸皮の價格の騰貴したるの外、近年政府の採りたる處置に依り經濟上の状態の改善せられたることなり、從來「オホック」及び堪察加地方に輸入せし貨物非常に高價なりしに近年に至り大に低落せり、即ち概近一千八百八十九年乃至一千八百九十八年の十年間、一の貨物として従前の價格を存するものなく、概ね二割五分以上低落し、十一割以上下落したるものすら多し、要するに一千八百九十五年露國腦筋營業會社が貿易を開始したる時より大に物價の下落を來したり。

「ペトロパウロウスク」港の物價は浦潮斯德に比して低廉なるを以て浦潮斯德との貿易は同港より堪察加に輸入するに及びざるに至れり、是れ露國腦筋營業會社が直接製造元より貨物を買入るゝを以て其販賣地の遠隔なると資本金運轉の遅々たるに拘はらず、「ペトロパウロウスク」に於て浦潮斯德の價値に大差なき價格を保つに依るなり、同會社は露京聖彼得堡に本社を置き成るべく露國産の貨物を買入れて堪察加に輸入し、性質と價格に依りて非常の差あるものゝみに限り米國品を買入るゝ方針なり。

同社の「ペトロパウロウスク」支社に使用する社員も成るべく土地の人民を任用するを以て、同社の事業の「ペトロパウロウスク」人民に經濟的良好の影響を與ふるもの少からず、同地方の男子は夏期會社の爲め種々の労働を爲して賃銀を得、船卸し、船積み、獸皮の種類別け、運搬等に使役せらる、此外壯年の土人二十人は毎年「オホック」海及び「コンマシンドルスキー」諸島附近航海困難なる時、會社の船に乗組みて水夫に助力し相當の賃銀を獲得す。

會社は堪察加半島全體に廣く貿易を行ひ、各地に支店を置き人口稀少なる村落には行商を爲し直接營業を爲せども、「オホック」海沿岸には「アヤン」港の外は唯土地の商人に貨物を卸賣するに過ぎず。

「ペトロパウロウスク」の人民は非常に懶惰にして一日労働すれば一留五十哥乃至二留の賃銀を

得るに拘らず、労働するよりも寧ろ安臥するを優れりとするの風あり。

七 堪察加の漁業

堪察加に於ける漁業は同地方人民の生活上に取り最大肝要の價值あるものにして獵獸業に劣らず、唯同地が露國本土を距る遠隔なるが爲めか又は其他の理由に依るにや、漁業専門家にして堪察加養魚に就て實地調査研究したるものなし、予は堪察加半島の中央漁業場たる「カムチャツカ」河口に至り居ること數日にして同河を溯り「クリチエウスキ」村に至り實地漁業を視察し、傍ら土人に就て質問したる所に依り此に漁業の概況を述べんとす。

堪察加の人民は夏季中漁業に従事し、冬期間に要する自己の食料並に犬の食料として之を製造貯藏す、其の内小魚は犬の食料にのみ供し、他の魚類例へば鮭の如き自己の食料の爲め鹽漬とし、紅魚は乾魚として人民並に犬の食料とす。

初春に當り河岸の尙ほ雪にて蔽はるゝ時「カムチャツカ」川には小魚夥しく現はれ、竹籠魚、鮎の如き最も多く群集す、土人は刳船に乗り漁網を携へ出て、直ちに水中より此魚を掬ひ上げ陸上に運び來りて乾製とす、其漁業期は概ね一ヶ月間にして露曆四月十五日乃至二十日頃より着手す、斯くて製したる魚類は唯飼犬の食料に供するのみ。

五月十日頃より十人の待設けたる「チエウチイヤ」(イトウ鮭)は海岸に現はる、同魚の大なるは

其量四十「フント」(「フント」は我百九匁)以上に達するものもあるも、其平均目方は十八乃至二十「フント」の間であり、「イトウ」鮭の始めて現はるゝ時には其數少きも六月一日頃より群來し初め六月末に至るまで繼續し其後漸次減少す、然れども少數の群を成したるものは、尙ほ七月十日乃至十五日頃に至るまで來ることあり、「ウスト、カムチャツカ」村の人民は同村を距る五六里の所の小灣に於て、十乃至二十「アルシ」(「アルシ」は我二尺三寸餘)の長さの網を以て之を捕ふ、土人が冬期の食料の爲め此魚類を貯藏するには鹽漬と爲すの外に方法を知らざるも、鹽の價甚だ高くして「イトウ」鮭の如き大形にして脂肪甚だ強き魚を充分鹽漬にせんとせば多くの費用を要するが故に、人民は自己の食料の爲め多く之を蓄ふるに由なく、其數量の甚だ夥しきに拘はらず土人は之を利用することを得ず、且つ「イトウ」鮭は他の魚類例へば紅魚の如くに半島中全ての河川に溯るものにあらずして、僅かに三四の川に溯るに過ぎず、即ち堪察加の西海岸に於ては大「チギリ」川に溯り、東海岸に於ては「カムチャツカ」川及び「アツチン」海に溯るのみ、土人は「イトウ」鮭の肉甚だ厚く能く乾燥すること能はずとの理由を以て、一切之を乾魚(ユーコラ)とせず、且つ其肉は甚だ脂肪濃きを以て極めて損じ易く乾燥する時に於て已に蟲の生ずることあり、故に「イトウ」鮭は同地方の人民に取りて其性質に對する程の價值を有せず。

概ね六月一日頃より紅魚、鮭、鱈の類現はれ来るを以て、其頃より漁業の主なる季節となり、「イトウ」鮭の最も多く溯河する時に於て、紅魚も小群を爲して現はれ始め、「イトウ」鮭の溯河の減少するに従つて益々其數多さを加へ、六月十五日乃至二十日頃には紅魚の群頗る夥しく、同月末に至りて大に群來す、同魚の溯河最も多き時には其狀一見紅魚なりとは何人も信ずること能はざる程なり、川の此岸より彼岸に至るまで一面に潑刺たる魚の充満する所となり、下層のものは跳りて上に出てんとし魚の互に争ふ有様殆ど名狀すべからず、土人は此季節を利用して成るべく多く魚を捕へんとし、岸に沿ふて流を下りつゝ、漁網を以て直ちに之を船中に擲ひ上ぐ（此魚の量概ね八「フント」乃至十「フント」あり）通例紅魚を捕ふるには網を使用すれども、此漁季に此の如き漁網を用ゆるは迅速にして且つ便利なり、紅魚小舟に充つれば土人は之を村邊に漕ぎ來りて直ちに岸上に之を投上ぐ、而して其處に乾燥場ありて婦女子は終日其魚を乾燥するの勞を執る、堪察加人及び犬に取りて一日も缺くべからざる乾魚は此紅魚を以て製するが故に、紅魚の溯る時には怠惰なる人民と雖も活潑に働くに至るも亦故なきに非ず。婦女子が紅魚の骨と肉を分つこと洵に巧みに且つ迅速なり、其骨を抜きて内部を取去りたるものは老人之を引受け干魚棚に懸け乾燥したる後五十四宛を一束として小屋に貯藏す是れ土人の乾魚（ユーコラ）を製する方法なり。

土人は家族の數と其使用する犬の數に應じて、冬期中食すべき乾魚を蓄へざるべからざるが故に、漁期には家族全體漁業に従事し他の事業を營むの暇なし、只同地方に於ては鹽甚だ高價なるを以て前記の如き方法にて魚類を蓄ふるの外に方法なし、然れども此乾魚の製法なるものは室中にて魚を乾燥する際往々酸味を帯び或は腐敗することすらあるを以て衛生上害なしとせざるが故に、完全なる製法にあらざることを疑ひなし、加之魚は乾製の爲め其量の殆ど五分の四を減ずるに至る、之を以て同地方官は近年に至り粉製として之を蓄ふるの法を土人に勸告し土人も好んで之を使用するの風あれども、其製法は乾魚に比して多くの勞働と時日とを要し且つ數日間之を蓄藏する場所に乏しさを以て此製法も亦利便ならず。

凡て堪察加に於ては紅魚を捕ふる爲め魚梁を設くること甚だ廣く行はるゝも、魚梁は沿川唯一箇村のみある場所若くは全く村なき場所に限りて設くることを許さる。

鮭は春秋の二期に「カムチャツカ」河口及び「タリエンヌカヤ」灣に現はるゝも亦土人の利用する所とならず、鮭は温度海水の加減、風向き及び其他の工合に依りて相異なるを以て其現はるゝ時期を確言し難し、春季の鮭は夏の初めに現はれ秋季の鮭は夏の末に現はれ且秋の鮭は春の鮭に比し肉太くして脂肪強し、鮭は初め小群を爲して來るも漸次大群となり岸上手にて捕へ得る程なり。

「ペトロパウロウスク」に於ては毎年鯡を鹽漬とし其大部分を浦潮斯德及び日本に輸送し又米國に輸送するものも尠からず、其他は土地の富裕なる人々に限り僅に其少部分を使用するのみ、是れ鹽の高價なると且つ殆ど皆無なるとに依り人民をして自己の需用の爲め鯡を鹽漬にするを得ざるに依るなり、堪察加の燻製鯡は頗る良味なれども脂肪濃きを以て久しく蓄ふる能はず、鯡は「オホツク」海の堪察加西岸に非常に多く産するに拘はらず同地人民の爲には全く無益のものたり、其原因は鯡を捕ふるには大船に乗り遠く海上に漕ぎ出でざるを得ざるも土人には海上數里を航すべし船なきが故なり、鯡は海岸を隔つる遠きに從て魚形大にして且つ良好なるも七月頃淺き海岸に來るものは大抵病魚にして捕ふるも食料に適せず。

鯡は「ペーリング」島の西北岬の附近に多く現はるゝを以て見れば、堪察加の東海岸にも棲息せるものゝ如し。

同地方は容易に且つ迅速に捕ふべき魚類に富み而して土人の外他に漁夫なきを以て鯡は前説せし如く全く之を利用せず、今日より十年前米國の帆船「オホツク」海に來り大に鯡を捕獲し鹽漬となして運び去りたることありしが、露國にては外國輸出の魚類に對し「ブード」に就き十哥宛の税を課したるより、米國の漁船は遂に來らざるに至れり、是れ税の高きが故に非ず、地方官が漁業者手前必ず「ペトロパウロウスク」に漁船の入港すべきことを命じたるに依り、船主が露

國官吏の監督を以て不便と見做したるに依るなり、然れども堪察加に在りては一も之が爲め害を受くることなし。

八 「ペトロパウロウスク」郡中に於て捕獲する魚類の數及其製造法

堪察加土人が自己の爲め並に犬の爲め貯ふる魚類の數夥しきに依り「ペトロパウロウスク」全部の漁獲高亦夥し此に近年の漁獲高を擧示すれば左の如し。

漁獲高		千八百九十四年	千八百九十五年	千八百九十六年	千八百九十七年
生魚	三三〇、八六八	二八、八九〇	一、一五、六五八	一八六、七八〇	
鹹魚	一七、五六三	二二三、五七〇	二、〇三七、三二五	七二二、八〇七	
乾魚	一、四三〇、〇八六	二、一〇七、七七五	二、〇三七、三二五	七二二、八〇七	
醃製	一、〇五一、二二〇	一、六六四、五〇〇	四六一、七八〇	七八四、四一〇	
粉製	五四四	六七三			

本表ニ肥スルモノ、外堪察加半島西海岸ヨリ米國船ニ運ニテ輸出セン鯡三十萬疋以上アリ

本表の漁獲數甚だ大なるが如しと雖も實際の漁獲高よりは尙ほ著しく少數なること疑ひなし、堪察加地方の魚類に富むこと夥くして何人も之を算する能はず、故に統計報告を作るに當りて之を土人に聞くも各幾何を捕へたるかを言ひ得るものなし、夏季には往々魚梁の傍に犬を繋ぎ

置き主人他處に赴くに當り魚梁より數匹の生魚を掬ひ取り之を犬に與へて去るが故に年の終りに至りて其の幾何の魚を與へたるかをも記憶せざるは當然なり。

堪察加の人民は最近の調査に依れば男女合計八千三百三十三人（内男四千八百八十人女四千五百十三人）にして此人口は七十八箇所の村落に住す。

同地の人民は自己の爲め必要の分量だけ特別の勞を費やさずして魚類を捕獲するに過ぎず、其他堪察加の無數なる水産物の全く利用せられずして廢物となるは誠に惜むべし。

堪察加に於ける此の天産物を利用する真面目の計畫は近年に至るまで企てたるものなし、一千八百七十八年の頃「ヒツツペウリス」氏は「チヤル」河口に鱈魚油蒸出の設備を企てたれども一萬五千留の損失を招きて失敗したり、又「ペトロバウロウスク」に於て貿易を營みたる米國の若干の商會も桑港に鹹製紅魚の輸出を試みたれども、其需要少からざるに拘はらず樽詰紅魚の鹹製整然たる發達を見るに至らざりき、要するに堪察加の魚類を鹹製とすることは甚だ困難の業にして専門的の熟練と技術とを要するものなるに「ペトロバウロウスク」に於ては此魚を鹹製とする方法を知るもの極めて尠し。

土地に樽の皆無なると鹽の高價なるとは前記の如く堪察加人をして魚類を鹹製にするの風習を盛んならしむるに一大妨碍の原因たり、故に「ペトロバウロウスク」に寄航する船舶は概ね常に

樽と鹽とを積み來り、土地の人民をして之に魚を積込ましむる時は土人は極めて少額の代價を以て紅魚を供給す、毎年同港に寄港する露國臘腸營業會社の汽船を始め同會社が夏季三回官有石炭を薩哈噠島より積み來る爲め借入る、船並に義勇艦隊の汽船、内外國の船舶等の此の如くにして積去る鹹魚の樽年々數千を以て數ふべし、（此魚は少數づゝ輸出せらるゝを以て輸出税を課せられず）是れ鹹製事業を整理したらんには常に販路の見込あるを示すものなり、其鹹製とするは概ね紅魚のみなれども同魚の甚だ饒多なるが爲め全體を取らず、其鹹製として最も珍重せらるゝ脂肪多き柔かなる部分のみを鹽漬とす、斯の如き魚は桑港に於て珍重せられ預め淡水に浸し鮮魚として之を食用に供す、右の外鮮をも鹽漬に爲すと雖も其量甚だ少し。

「イトウ」鮭は堪察加より輸出する爲め鹽漬とせず、是れ一には「アワチン」灣に其數多からざると、一には價格高きに依るものなり、且つ同魚は非常に脂肪濃くして之を鹽漬とするの方法至難なるが故なり。

堪察加の鮭漁を有利の事業として意を注ぎたるものは露國臘腸營業會社にして之を樽詰鹽漬とし市場に販賣せんと決したれども鹽漬及び輸送等の試験に三ヶ年の月日と多くの費用とを要し遂に損耗を招きて失敗したり。

一千八百九十五年、前記會社が「ウスト、カムチャツスク」に鮭の樽詰鹽漬製造を始め、其初年

約二百樽を製造したりしが、鹽漬法の不完全なりしのみならず販賣地の遠隔なる爲め輸送中に時日を費して魚の損ずることあり、爾來米國製の樽を買入れ氷藏室を設け鹽漬に充分の注意を加へたれども遂に復た失敗に終りたり、然れども土地の人民は之に由りて大なる利益を得たるを以て其業の中絶したるは惜まざるを得ず、一千八百九十六年の一夏期に鮭の漁業及び婦人の鹽漬手傳並に同村より海岸に運搬し之を船積みする等勞働の爲め、會社が同村人民に支拂ひたる金高は四千二百留にして、此金額は「ウスト、カムチャツスク」の少數の人民（殆ど皆哥薩克兵）に普く分配せられたるを以て著しく同村の景氣を良好ならしめたり、土人は何等の苦もなく數時間に二三千匹の魚を捕へ數留の賃銀を得最も敏捷に働きたるものは一日に數十留を得たるものありき。

九 日本風の鹽漬法

會社は日本風の鹽漬魚が日本に販路多かるべきを觀て、露國風の樽詰鹽漬を試むると共に日本風の鹽漬をも試みたり、薩哈噠島の漁業が今日の如き盛況を呈したるは殆ど全く日本と云へる廣大の市場近きにあるに因るものなれば、黒龍江漁業に次ぎ「オホツク」及び堪察加地方にも著手するに至るや必せり。

露國臘臍營業會社も此見込を以て試験に従事したり、同會社は政府より日本風によりて鹽漬

するの營業許可を得て、一千八百九十六年の春始めて「ストルボーツヤ」川及び「カムチャツカ」川に於て鹽漬の製造を試みたれども、同業に經驗なきを以て、其初年薩哈噠島の漁業家「セメノン」及び「デンビー」と合同したり、同會社は初年の試験に損失を招きたるに拘はらず、一千八百九十七年更に「オゼルナヤ」川及び「アワチン」海の漁場を合せ一層規模を擴張して再舉を圖り、一千八百九十八年及び其翌年に亘り漸々業務を擴張し、二十一箇處の漁場貸下を得て一千九百年の漁季に之が營業に著手したり。

會社は最初の三年間には日本漁夫雇料、漁場往復賃、鹽の代價、漁船、網及び其他の材料に對する失費を償ふに足るだけの魚をすら捕獲鹽漬とすること能はざりしが故に損耗を招きたり。鹹魚は日本に於て販路夥しく高價なるが故に堪察加に於て日本風に鹽漬するは甚だ有利の事業たりしに、一千九百年發布の漁業規則に依り千九百一年より漁業の爲め日本漁夫を雇入るゝことを禁ぜられたり、一千八百九十六年漁季に雇入れたる日本漁夫は六十六人、同九十七年には百三十人、同九十八年には二百七十七人、同九十九年には六百三十人に増加したり、是れ日本人の其業に適するを證するに足る、當局者が前記の處置を取りたるは漁業場に露西亞人（就中土人）を採用せしめんとするの意に出でたるや明かなるも、前説せし如く土人は概して勞働者たる資格なきは勿論、獨り日本風のみならず一般に魚類を鹽漬とする方法を全く知らず、加之

堪察加の人口多からざるを以て彼等自身に取りて漁業に多忙なる時期に會社が數百人の壯丁労働者を雇入るゝことは到底不可能のことたり。

抑も堪察加人口の中男子は全半島中に於て僅に四千に達するのみにして、彼等各人は漁季に於て労働するの必要あれば此四千人の中より日本人に代るべき労働者五百人を得るは至難なり、故に漁夫は露國臣民に限るとする政府の處置は堪察加に於ける日本風の鹽漬法に一大打撃を與へたるものなり。

十 罐詰製造の開始

堪察加に於ては前記漁業の外主なる漁業なかりしが、現時堪察加商工業會社は半島の「アワチン」海、「ペトロパロウスク」附近に二箇所の製造所を建築中なり、一は罐詰製造所にして一は肥料搾粕及び魚脂製造所なり、其側に蒸汽仕掛の木挽場をも設けたり。

一千八百九十六年海軍少將「イワシンツォフ」氏は沿海州沿岸各地（黒龍江、堪察加、「オホツク」海）に魚類の樽詰鹽漬並に罐詰製造の爲め漁業を起さんとして「イワチ」川と其支流とを十年間貸下げの事を請願し、最初の三年間は無税として四年目より貸下げ漁場に對し毎年一千留宛即ち製造したる魚二「ブロード」に就き五哥宛の税を納むることを約し、且つ其貸下區域内には政府が他の營業者就中外國人の營業を許すべからざることを要求したり。

此請願に對し露國政府は詮議の上、堪察加半島「アワチン」海の沿岸に漁業場設置の爲め「イワシンツォフ」少將に二箇所の場所を貸下げる要則を制定し、一千八百九十六年三月廿二日勅裁を得たり、この要則に基き沿海州軍務知事は漁業の爲め「アワチン」海に二箇所の地面を拾年間の期限を以て「イワシンツォフ」少將に貸下げ使用せしむるの權利を委任し、貸下人は最初三ヶ年間は無税とし四ヶ年目より貸下料として毎年一千留の税を納むることとし、三年間に貸下地の一區域になりとも價格十萬留以内の營業場を設置すべき條件を附せられ、漁業税は一般の法規に従ひ貸下の初年より國庫に納め、起業の二年目より二千五百「ブロード」以上の魚類を製造する事としたり。

「イワシンツォフ」少將は巨額の資本を有せず、爲に其婿と共に此業に七萬五千弗を投じ、自餘の資本（二十五萬弗）は米國の漁業家「ストックス」氏「イワシンツォフ」少將と協商の上其業に投資し總計六十五萬留を以て堪察加に於て事業に著手せんとしたり。

然れども「イワシンツォフ」氏は「アワチン」海に漁區貸下の特許を得たる後豫定の資本を集むる能はず、一千八百五十九年の秋死去したるを以て其特許を利用するに至らざりき、氏の未亡人（米國人）は間もなく露國政府に向て「アワチン」海に罐詰製造場設立の爲め其亡夫に與へ置かれたる權利を附與せられんことを請願したるに、政府は之を許可し、千九百年中に必ず其業に著

手すべき條件を附したるも未亡人は此條件を守らざりし爲め遂に政府より與へられたる特權を失ひたり。

其後露國臘膈營業會社は日本風の鹽漬を廢して更に高價なる水産物即ち鱈魚脂及び搾粕を製造するに決し、水産製造場設立の爲め堪察加に土地の貸下を請願したるを以て、露國農務及國財省は同會社に堪察加の「イワチン」灣中「タリインスク」港の沿岸に地所貸下の要件を制定し、政府に提出審議の上、千八百九十九年五月二十八日勅裁を経たり。

現時露國臘膈營業會社には已に此要件に基き、十年間の期限を以て沿岸に延長三百六十「サーヂェン」と四十「サーヂェン」の二箇所、面積四「デシヤチン」(即ち沿岸線總體四百「サーヂェン」)の地所を貸下げられ、會社は該地所利用の爲め各平方「サーヂェン」(我一步強)に就て一哥宛を國庫に納め、最初の三年間に會社は總計四萬留以上に價する二箇所の營業場を設立することの義務を帯び、加之既定の漁業規則並に將來堪察加沿岸海産業の爲に地方官の制定すべき法規に從ひ納税し、毎年二千五百留以上の税額若くは五萬「ブード」以上の魚類を製造することを約したり。(此貸下條件は大體に於て薩哈噠島に於ける「セモノフ」及び「デンビー」の貸下條件と同じく、唯堪察加の地方的事情を斟酌して少しく變改したる所あるのみ)労働者(漁夫)に關しては貸下人は最初五年間百分の五以上の露國臣民を雇入れ、其次の五ヶ年間には百分の十以上の露

國臣民を雇入れ、現場に於ける營業管理は必ず露國臣民を以て其任に當らしむべき事とし、該貸下條件の細則は沿海州軍知事之を制定して千九百年の夏會社と契約を締結したり。

東部西比利亞の露領内に於て鹽漬とする魚の大半は外國市場に輸出せらるゝが故に、東部西比利亞總督たりし「アヌーチン」中將は管て「ブード」に就て五十哥づゝの輸出税を課せんとしたれども、此税額は實際多額に過ぎ一も收入を得ざりき、其後千八百八十五年の初め總督「コルフ」男は試験の爲め露領より輸出する魚類に對し五哥宛の税を課し、且つ露國臣民は紙幣にて之を納め、外國人は金貨にて納むることしたり、此税額は割合に高からざりしを以て、充分その目的を達し國庫に多額の收入を來たすと共に漁業の發達及び海産物輸出の妨害とならざりき。

十一 漁業規則の實施及其結果 (樺太事情第十三章參照)

千八百九十六年沿黑龍總督は沿海州及薩哈噠島に於ける海産物營業規則を發布したり、同規則に依り漁業税は露國臣民に對し「ブード」に就き五哥、外國人に對し十哥としたり、加之魚油を熬る爲めに使用する釜一個に對し五留宛、並に營業に従事する漁夫の薪材を利用するが爲め漁夫に對し三十哥宛の税金を徴することしたり。

本規則は三年間實施せられたりしが、千八百九十九年露曆十一月一日更に沿黑龍總督認可の同總督府所轄内の海面に於ける海産營業假規則を發布せられ、千九百年より之を實施せられたり、

本規則には第一漁業、第二捕鯨並に其他の胎生海産物、第三昆布並に海鼠、蝦、蟹、其他の無脊骨海産物の營業に關する規則を編入せられたり。

該規則は領海内の漁業場を區劃し、漁夫の國籍を制限し繁雜なる罰金制度を設けたるの外、前規則に比して毫も新規の條項を設けられたる所無し、然れども漁夫の國籍に關する條項の實施は、露國駐在日本公使が該條項に依り殆ど全く外國人たる漁夫を雇入るゝを禁ぜらるゝ結果となるに依り、露領漁場就中薩哈噠島に數千人の漁夫を送る日本の利益を害すること少なからずとの理由を以て延期を請願したるにより一年間之を延期したり、加之此の新規則は殆ど全く漁業を禁じ、日本風に依りて鹹製とすることを禁ずるに均しきを以て、營業貸下人も亦困難の狀態にあるや疑ひなし、千九百一年よりは新規則の條項は十分履行せられたり。

漁場には固より露國臣民労働をなし賃銀は彼等の手に残り外國に輸出せざらんこと等は望まざることなれども、予の前に述べたる多くの理由に依りて立ちに斯かる状態と爲すこと能はず、就中困難を感じたるは北部漁區にして同地方の人民は怠惰にして機敏ならざるのみならず實際労働に應ずるほど多からず、且つ鹽漬法の如きは彼等の全く知らざる所なり、彼等をして之が爲めに必要の術を知らしむるは固より爲し得べき事なりと雖も、其目的を遂ぐるを得ずして露國の労働者は何人も之を雇入るゝ者なく漁業は遂に中絶の姿となれり、而して之に次て起る問

題堪察加の漁業を中止すること可なるや否や是れなり。

東洋に於ては未だ他の海産物製造法發達せざる以上（日本の鹽漬法貿易上に至大の勢力を占むる故）日本風の鹽漬方法たりとも之を繼續するの必要あり。

遠隔の露領沿海州其内部の各地方は一般に海外輸入の貨物就中亞細亞隣邦より輸入せらるゝ貨物の供給を仰ぎ、即ち支那には紅茶、磚茶の爲めに巨額の金を支拂ひ、日本には米及び日本各産物の爲め並に同國を経て露領に輸入する歐米品の爲め亦巨額の金を支拂ふことなるに、今日まで吾人が此等の國と收支の平衡を保ちたる唯一の貨物は輸出海産物なりき、此海産物の爲に日清兩國より我が露國に納むる所の金額は頗る多くして優に露國の労働者の受くべき賃銀を償ふて餘りあり、其營業捕獲高は露國政府が薩哈噠島より輸出する魚類に對し、「ブード」税毎年五萬留以上を徵收したるを見て之を推知するに難からず、堪察加に至りては露國臘臍營業會社の手を経て輸出したる鹽漬魚左の如し。

千八百九十六年	一、〇五〇 ^ブ	五二、 ^留 五〇 ^ブ
千八百九十七年	二〇、五三七	一、〇二六、八五
千八百九十八年	三七、八九七	一、八九四、八五
千八百九十九年	一一四、六八四	五、七三四、二〇

千九百年

一五二、五六〇

七、六二八、〇〇

千九百年堪察加半島に於て貸下げたる漁區は總計四十七箇所にして、同漁場より輸出したる鹽漬魚は約四十五萬「ブード」之に對し「ブード」に就き五哥宛の税二萬二千五百留を徵收したり。

然るに前記の漁業規則は實際日本風の鹽漬を中止せんとする主旨に出でたるを以て、其期待したる所の結果を呈して鹽漬法は衰へたり、紅魚の製造法を日本風の如くするときは魚の價格頗る安價となるを以て、實際高價と爲るべき魚の性質に相當せざることは我輩も亦是認する所に於て、寧ろ露國風の樽詰鹽漬法を發達し若くは英米人が太平洋沿岸に於て營むが如く、罐詰製造法を起すことは固より希望する所なりと雖も、此の如き事業を起すには多くの費用と多年の經驗とを要するものなるを以て、舊方法より新方法に移るには須らく漸を以てし新式の發達するに從て舊式を廢止すること至當なるべけれ、現時の如き急激の處置を執るは不可なり之が爲め舊式は中絶せられて而も新式は未だ起る能はず、此弊は就中新規則に「北部漁區」と稱する沿海州の部分に於て之を見るを得べし、同地方の魚類甚だ夥しきを以て之が絶滅を憂ふるが如きは殆ど杞憂なり。

附記 ○堪察加の漁期及魚族 (本會報告第六十三回轉載)

黒龍沿道總督府國財省支部附「ドクトル」スリユーニン氏の堪察加漁業視察記に依り同地漁業の一斑を抄譯すること左の如し。

堪察加半島は殆ど十徑度間に跨りて垂下したる丘陵起伏の廣濶なる半島にして、山間の隘路には溪水潺湲として流れ山下には河水漫々として縦横に溢流し半島を貫きて夏期の交通に便にす、此の河の或は流れて「オホツク」海に入り或は太平洋に注ぐの河口は、荒漠として目に觸るゝもの眺望際限なき叢林に非ざれば歩すべからざる茫々たる沼澤なり、頂上には白雪の猶皚々たる時海岸の低地には青草已に蒼々として花咲き鳥飛び春色妍々たり。

此時に當り堪察加土人の「チエウイチヤ」と稱する魚湖河し始め、乾魚を食ひ厭きたる土人は皆「チエウイチヤ」來れり々々として踴躍之を漁す、「チエウイチヤ」の湖河し始むるは通例大約五月十日(露曆にして我曆より後ること十三日)なれども、氣候の後れたるときは五月末に湖河し始むることあり、堪察加河に於ては孰れの河を問はず皆等しく魚類湖河の全盛を極むるは實見者の驚く所にして、各河口より各河の支流に至るまで皆一として紅魚の群集し蠢動せざる所なく其綠色の體は日光に觸れて水上に閃々たり、遙に海上を眺むれば細波鱗々として泡起し海鷗は群を爲し喧々として潑刺たる魚類の上に飛び狂ふの狀真に美觀なり、此の得て名狀すべからざるほど多き魚の群は狹隘の細流に溯りて川に溢れ急流をも淺水をも厭はず

争ふて溯河するの勢盛んにして殆ど小舟を漕ぐにも困難なり、而して此の如き魚類の溯河するは「バラツンカ」「アワチャ」「カムチャツカ」「ブイストラヤ」「チギル」及び其他數百を以て算するの河川にして、溯河は一週間乃至二週間に亘ることあり、今其漁獲高を示さんが爲め余の實見したる二例を示さん。

「バラツンカ」河の支流の一は二箇の岩の間に介在する長さ三四露里、幅一露里半の湖より流れ出づるものにして「クリユチャ」村人民の漁場は同村を距る七露里、湖を去る一露里の所にあり、同所の支流深さ二「アルシン」半、幅二「サーチエン」の所に通例堪察加土人の爲すが如く二列に柵を立て其の湖に向ひたる方面には満遍なく柵を立て僅に魚をして湖に入らしむる爲め小孔を穿ち入口の魚柵には常に魚をして其内に入らしめんが爲め亦小孔を穿ち兩柵間の距離を二「サーチエン」とす(時として更に狭くすることあり)、魚類溯河の全盛を極むる時には同所は全く魚の充滿する所と爲る、土人は長くして太き竿に吊したる鉤を以て之を捕ふ、一漁夫にして一日に漁獲したる鮭五百尾に達することあり、土人「ボトブルーギン」なる者一千八百九十三年の夏「マロワンスキ」氏に二萬五千尾、軍艦「ヤクト」號に五千尾、「ザビヤカ」號にも同く五千尾を賣り、英國の二隻の軍艦、同國汽船「プロント」號及び「プログレンス」號並に帆船「レオン」號も亦鹽漬魚若干樽を買ひ占めたりと云ふ。

又「アワチャ」河の一支流に於ては「アワチャ」村の人民八人づゝ二組と爲り各二統の小網(拾乃至拾五「サーチエン」あり)を以て余の目前に於て一日に鮭八千尾を獲たり、若し炎熱の爲め漁夫が其の漁獲したる取片付けを急がざりしならんには漁獲高更に多かりしならん、而も是れ只一の小流に於て然るのみ「アワチャ」河には此の如き河口六あり。

此の如く前記「アワチャ」海の二河に於て溯河する魚の過半殆ど十分の九は、溯りて湖中に入り源流に達して産卵したる後、死する者山積す、堪察加人の言に依るに此魚は再び海に歸らずと云ふ。

余は茲に一例として紅魚溯河の一般の狀況を述べ尙堪察加に於て見る所の鮭屬の魚類も亦同様なりと言すべし、其差は只溯河の時期と時期の長短にあるのみ、然れども之が例外として堪察加に所謂魚の饑饉年と稱し一定の時期に溯河する魚の數の少きことあり、同伴に關して正確の調査を爲したることなきを以て之を説明すること難しと雖も、此の魚の饑饉年を以て屢々堪察加にある冬の魚の缺乏と混すべからず、此の缺乏は鳥類豊かなりし時にも見る所にして、一は堪察加人の懶惰の弊風と、一は政府の補助を恃むとに依り、適當の時期に漁獲及び製造を怠るに依るなり。

此に堪察加に於ける各鮭魚屬の溯河する時期を概述せん。

(第一)「アワチャ」灣及び「ペトロバウロウスク」附近の諸河に於ては、「チエウイチャ」と稱する魚(编者曰く北海道邊にて「イトウ」と稱する鮭の一種)は通例多くの群を爲して湖河し始むるは約五月十日にして、此魚の湖河期は堪察加全半島の諸河に於て大概同様なり、「デトマル」氏は一千八百五十二年「カマク」村附近の川に於て初鮭は五月十二日に漁獲したりと云へり、一千八百九十二年の春には「アワチャ」灣の諸河に於て漸く五月二十四日より少數づつ湖河し始めたり、一千八百九十三年には「オホック」海より氷は早く流れ去りたるに拘はらず、亞細亞大陸の東部全體に冬の後れたるに依り、「アワチャ」灣に「チエウイチャ」の來りたることも遅く、五月二十六日より少數づつ湖河し同三十日漸く七尾を獲たり。

此の「チエウイチャ」魚は最も大きく且旨き魚と見做され堪察加土人の春季の好食物たり、通例二乃至三呎の大きさに達すれども時として四呎の長さのものを獲ることあり、「デトマル」氏は其の捕へたる長さ五呎の魚を稀有の例外として擧示したり、此の魚の居る區域に限りあり、「ペーリング」島、「ベンジナ」灣、「ギジガ」灣、「アングーラ」等には全く之れなく堪察加に於ては河川の南するに從て其數多く「カラグ」川に於ては甚だ稀有のものとし西岸に於ては「チギル」河以南に限れり、湖河は數日連續するも時として其間の甚だ中絶することあり。

(第二)紅魚(鮭の一種)は「チエウイチャ」に次ぎ灣内に來るものにして豫め暫時灣内に止まり

而して後六月五日頃より湖河して湖に漸々減少しつゝ、九月初まで繼續す、一千八百九十二年には「ペトロバウロウスク」に於て七月十六日まで紅魚の來るもの少く漁獲微々たるを嘆じたり、余は同十七日「ダリネー」湖及び「バラツンカ」河を通過したる時殆ど一尾をも見ざりしが、翌七月十八日には「バラツンカ」川に同魚已に群集し湖の門の所に於て數人釣にて之を釣り上げ難きほどの多さに達し同夜遂に残りの魚を悉く湖内に放入するを見たり、同湖に於ては「クリユチャ」の人民組合法を立て漁業を營み斯かる小流に於て年々漁獲する高拾萬尾に達し一尾の量目八乃至拾「フント」にして即ち總計二萬乃至二萬二千「ブード」なり、是れ只一小湖流に於て漁獲するものにして他の「プリジネー」湖に於ては水流僅に地を蔽ひ且岩石に觸れ急下するを以て魚の來るもの少し、余は一千八百九十三年の秋水流全體と湖とを視察し、同湖が「バラツンカ」河の水面上より高きこと二「サーチエン」なりと鑑定したり、若し同所の小村落の人々にして放水溝を深く穿ちたらんには魚の自由に通過する路開くべしと思はる。紅魚の湖河するものは専ら湖中に産卵の場所を得んとするものにして河を湖りて湖岸に死魚の横はるもの多し、堪察加に於ては魚の多きを爲め熊すら死魚を食せず湖岸に坐し生魚を捕ひ其頭の軟かなる部分を食するのみ、堪察加人の言ふ所に依るに紅魚は皆必ず川より去つて湖に入り産卵するものなりと云ふ、然れども「カムチャツカ」川又は「アナツイル」川の如き大河

に於ては遠く湖河しつゝ湖を發見せずして穩かなる淺瀬に止まる、紅魚の「アナヅイル」河より「マルココ」村に湖河するまでは約二箇月を費すものにして、「アナヅイル」河口に於て紅魚の初物は六月廿一日（一千八百九十一年に）漁獲し「マルココ」に於ては約八月十五日乃至二十日に漁獲したり、而して同所には紅魚は鱒及び「ハイコ」及び鯡と共に來りたり。

紅魚は其肉の色に由りて名稱を付せられたるものにして其肉甚だ甘く脂肪強し海には「イトウ」魚と同じく再び歸らず紅魚の仔は湖中に越年して春に至りて河に出づ之を捕ふるに其大さは五乃至十五「サンチメートル」あり老壯の紅魚は「イトウ」魚と同く河に下るものあり。

(第三)六月十五日頃より紅魚と共に土音「ハイコ」若くは黒龍江の蛙と稱する魚亦群を爲して來る、此魚は湖に入らず河川の山上の上流に湖りて産卵す、淺瀬には常に産卵後死魚の堆積するもの多し。

「デトマル」氏は七月廿二日（一千八百五十二年の）「バラツンカ」河に「ハイコ」の名狀すべからざるほど多く湖るを實見し、又八月三十一日に「アイストラヤ」河の「マルココ」村附近にも同様の状態を實見したりと云ふ、初め「ハイコ」は常に河中の深き所に居り産卵終りて後淺瀬に至るを例とす、「ハイコ」は夜間にのみ湖河すと云ふの説あれども眞ならず、「ハイコ」は海に歸らず其形の大小の變化著し、此の「ハイコ」は「キジュエーチ」に似て其肉色の黄紅なる魚亦稀

に見ることあり、堪察加人は之を「モナカ」と稱す同魚の牝魚も亦見ることあり。

(第四)「キジュエーチ」は寒氣の至ると共に八月の初頃多くの群を爲して堪察加の諸河に湖る故に鱒と共に秋の魚と見做さる、其の湖河は九月末まで繼續し時として「クリヌマス」祭に至ることあり、又此鱒屬の魚は通例九月海に歸り又十一月頃に歸ることあるも或る部分は更に遅く殘ることあり、故に安逸怠惰なる堪察加人は就中此魚に重きを置く、寒氣の暮ると共に十月の末及び十一月の初）又は冬に入り之を鹽漬にし又は乾製にするの要なきが故なり。

此魚の肉は紅魚の肉に似て只點々黄色あるのみ、堪察加人の説に依るに此魚最も要慎深くして且狡猾なりと云ふ、此魚若し犬の河を渡るを見るときは湖河せずして海に歸るとは土人の確言する所なり、山上の結氷せざる小川には冬に來り結氷したる湖に於ては一月に此魚を漁獲することあり、「ペーリング」島に於て老人の「アレウト」人「バダイフ」なる者余に語りて「サランノイ」湖に於て三月一日魚卵を有したる「キジュエーチ」魚を捕へたりと云へり、「キジュエーチ」が強風に際し湖河するものにして「ペーリング」島の「サランナヤ」川には北風の時「アフチャ」灣并に總體堪察加の東海岸の諸河には東風及び南東風の時湖河するを例とす、若し八九月の交此の如き風起らざる時は「キジュエーチ」も亦現はれず。

(第五)鱒は堪察加に於て純乎たる秋季の魚と見做され九月「アフチャ」海に現はる、然れども

此魚の湖河期は所に由りて甚だ異同あり、例へば「クロノク」「カムチャツカ」「カラウ」等の諸河に於ては七月半或は紅魚と共に湖河し或は「ハイコ」と共に湖河す、千八百九十二年、同九十三年には「ペトロパウロウスク」灣及び「バラツンカ」河に於て六月二十日已に獲漁したり、「ペーリング」島の「サランナヤ」川に於ては鱈は通例六月廿日乃至三十日頃より湖河し始め八月二十日まで繼續す、「ポリセレンツク」に於ては之に反して鱈は秋の最も遅き魚たり、「アナヅイル」の「マルコオ」村に於ては鱈は八月十五日より現はれ「アナヅイル」河口に於ては紅魚と共に七月初に現はる、此の如く「ペーリング」島に於ては此魚は湖河の第二期漁にして、黒龍江に於ては第三期、「キジガ」に於ては第一期漁なり、鱈の湖河期に此の如く甚しき差ある所以何如は之を知るに苦しむ。

(第六)「ゴレツ」と稱する魚あり堪察加人は通例之を分て五種とす大小色合等に依るなり、其の大なるものは「バラツンカ」川の上流にあり長さ約一「アルシン」幅五乃至六「ウエルシヨク」あり、湖に在るもの量目最も重く二乃至八「フント」あり、此魚は通例河川及び湖に蕃殖し三月二十五日より徐々川を下り四五月の交る海に出づ、一見したる所瘦せたる魚にして之を割くも毫も脂肪の跡なく魚の身には背に沿ふて寄生蟲の塊の如き黒色點々を見るを得可し、灣内に於て「ゴレツ」は専ら鮮卵を食し著しく肥滿して九月湖河す、土人の言ふ所に依れば

「ゴレツ」は肥滿すれば寄生蟲脱すと云へり、余六月の末屢々之を割きたれども一も寄生蟲を發見せしむ。

(第七)鮮は堪察加の灣内に群を爲して入るもの多しと雖も堪察加人は毫も之に意を介せず、彼等は之を漁するの網を有せざるのみならず其の通例止まる場所にも注意せず、鮮は同地方に於て食糧としての意味なく只稀に之を取りて肉汁とすることあるのみ、「バラツンカ」川地方の人民も「アワチャ」地方にも「ヤウイノ」にも「ニジチ、カムチャツスク」に於ても鮮漁の網を有する者なく、只「ペトロパウロウスク」に米國人の注文に依りて鮮漁に用ゆる小網二三あるのみ、曾て米國臘膈會社の支配人鮮漁を爲したりしが、今又露國臘膈會社の支配人「マロワンスキー」氏毎年鹽と器物とを輸入し土人を雇ふて鮮漁及び鹽漬を爲さしむ、余も屢々此の鮮の鹽漬を試みたりしが結果良好なりき。

鮮の堪察加沿岸に現はるゝは二回にして第一回には「チエウイチャ」(イトウ)と共に來り五月九日より灣内に遊ぶも無數の大群を爲して來るは六月二十日以後と見做すべし、第二回の集來は六月末にして斷續しつゝ八月末に至る、但し此の第一回及び第二回の期間とも年に依りて著しく差あるものと知るべし。

鮮が「アワチャ」灣より湖河するや否やは余の確言する能はざる所なり、想ふに鮮は灣内の淺

き沿岸の淡水ある所に産卵するならん、余は小舟にて「アワチャ」灣より遠く「サランナヤ」灣に至り「カラフツイルカ」河口に於て堪察加の港灣に來る鯀の驚くべきほど平均に長く連りたるを見たること少からず、堪察加北部と東海岸には鯀は何故にや來ること早し、同方面の港灣解氷するや鯀は忽ち來るを例とし、初めは四月十日頃に來り次回は八月に來る、「カムチャツカ」川には遠く溯河し「アナヅイル」川にも「マルコオ」村まで（此間八百哩）溯河す、堪察加の西海岸に於ては鯀は殆ど見ることなく「ベンジナ」灣に於ても見ること甚だ稀なり。

（第八）土音「ミキジャ」と稱する魚あり、鯀の一種にして冬の間に居り春早く海に歸り八月に至りて再び溯河し好んで苔多き沮洳の小川に居るを例とす、此魚の形は「キジューチ」に似て肉は黄紅色を帯び兩脇には紅色の線ありて背に黒點あり、「キジューチ」及び鯀の如く産卵の爲め湖に入らず、好んで鼠を食し其胃中に常に之を見ざることをなし、古老は皆此魚決して海に出づることなしと云ふ、此魚を漁するは「バラツンカ」川「アワチャ」川及び「ポリシヤヤ」川（「ポリセレック」附近）なり。

（第九）土音「クンジャ」と稱する魚あり、「オホタ」川に多きも堪察加には稀に來るのみ、大きさは約二呎ありて目方六七「フント」あり、三月九日より海に出て、専ら鯀の魚卵を食とし八月末より溯河す、土人は之を川の魚と稱すれども冬期河中に居るが故なるべし。

平魚、比目魚、竹鏡魚等も夥しく居れども、此等小魚は只地方人民の食料たるに過ぎざるを以て余は此に之を説かず、以下「シヨームガ」(鯀の一種)及び鯀に就て一言すべし。

（第十）土音「シヨームガ」と稱する魚(鯀の一種)も前者と同じく河中に冬籠る魚なり、堪察加に於ては此魚専ら西海岸「ポリシヤヤ」川と「オブルコムリヨシヤヤ」川の間に居るものなり、堪察加南部の東海岸には全く之を見ず、八月の頃海岸に近づき多くの群を爲して溯河す。

（第十一）鯀のことは堪察加人之を口にせず、彼等は能く此魚の性質を知らず且屢ば他の同種の魚「ワフニヤ」と之を同一視して全く之を漁獲せず、鯀は六月の初産卵の爲め西海岸の成るべく浅き處に近づき海岸を距る五哩乃至拾哩の所甚しきは拾五哩の距離に於て漁獲せざるを得ざることあり、堪察加の西海岸には之を漁獲するの漁具一もあるなし、堪察加土人の言ふ所に依るに鯀は食用に適せず大も之を食せずと云ふと雖も是れ全く非なり、軍艦「ヤクト」號の乗組員は「コンマンドルスキー」島附近に於て屢鯀を漁獲して食膳に供して美味を賞したることあり、鯀の甚だ多き證據として余の實見したる所を述べんに、余會て「グリーンカ」灣に投錨せる時「アレウト」土人の釣具たる六箇の大釣を繋ぎたる太き筥の如きものを取り海中三四「サーデェン」の深さに下して之を引上ぐるや忽ち二三尾の鯀を釣り半時間にして

二十尾を釣り上げたり、堪察加の西海岸には鱈甚だ多きが爲め米國帆船の年々之を漁獲せんとして来る者少からず、一千八百九十二年より同九十三年に亘るの冬には米國帆船「ヤウイノ」及び「ゴルイギノ」村に来ること二回にして土人を役して鱈漁に助力せしめ、其報酬として食糧及び種々の貨物を與へたり、一千八百八十九年には二隻の帆船來り乗組員八十二人にて前記の場所に於て鱈三十一萬尾を漁獲し去れり、此鱈の量目各尾二十八「フント」以上に於て少魚は海に投棄したりと云ふ、「ヤウイノ」村に住する漂流芬蘭人「クオリコスキー」氏は米國帆船の爲め五千尾の鱈を漁し、一千尾毎の報酬として五十留に價する貨物を得たりと云へり、該帆船は一箇月半内(六月十五日より八月一日に至る)に只釣にて漁獲しつゝ鹽漬にしたりと云ふ。

是くの如く堪察加に於ては五月より九月末に至るの間無數の魚類群を爲して河口に蟻集し或は河口に止まるあり或は産卵の爲め溯河せんとするありて其の夥しき状態と筆紙に盡すべからず、而して土人の漁獲法と云ひ貯藏法と云ひ共に甚だ拙にして、調査監督皆無なるを以て魚の實際の漁獲高すら之を知るに由なし、且つ土人の漁業なるものは單に村落附近の河川に止まり良好の漁具漁船なきを以て遠く海に出て、漁業を營むが如きは到底期すべからざることなり。

第四章 「コンマンドルスキー」諸島

一 「コンマンドルスキー」諸島行政一斑

「コンマンドルスキー」諸島の千七百四十一年「ベールング」氏に據りて發見せられたる時には無人島にして、其後同島に來りたる船舶は臘臍及び臘虎を捕獲するのみにして稀に越年の爲め人夫を留めたるに過ぎざるが故に同島は久しき間殆んど無人の姿なりき、後に至り露米商會は始めて「アレウト」諸島より「ベールング」及び「メードヌイ」島に數戸の土人を移住せしめ之をして毛獸を捕獲せしめ、千八百九十七年同島には男女合せて六百六十四人(「ベールング」島に三百九十四人「メードヌイ」島に二百七十人)ありしが其繁殖は甚だ微々たりき、其原因は同島人民の婚儀が限りある「アレウト」土人の間にのみ行はれ更に他より新鮮なる血液の注入なかりしが故なり、時として少壯の「アレウト」人は良妻を得んとして堪察加の「ペトロバウロウスク」に赴くことありたれども、「コンマンドルスキー」諸島の生活が無論同地に比して惡しきが故に一人として婚儀を諾する處女無く、加之ならず島の氣候と云ひ其營業生活の状態と云ひ人民の疾病を醸し死を招かしむるの媒介たらざるなかりき。

「コンマンドルスキー」諸島は始め「ペトロバウロウスク」郡の一部にして、「ペトロバウロウスク」の地方官は年々同島を巡回して當時露國內務省と「ハッチンソン、コール」商會と締結した

る毛獸捕獲貸下契約の履行を監視するの義務を有し、同官は一年間に撲殺すべき臘腸豚の数を定め人民に需要品販賣の價格を定め、同島の直接の監理は堪察加哥薩克隊中の二名の哥薩克兵に委ね、兩島に一名宛駐在せしめたり、千八百七十七年同島監督及び營業監理の爲めに東部西比利亞總督官房附理學士「グレブニツキイ」氏を派遣せられたりしが、千八百八十八年に至り同島を以て特別の一郡と成すに及び氏は其長官に任せられたり。

行政廳の所在は「ニコルスコイ」村（ペーリング島にあり）にして長官此處に住居し、副長官をして「メードヌイ」島の「ブレオブラゼンヌコイ」村に居らしむ、露國政府が「コンマンドルスキー」諸島に於ける毛獸營業の貸下契約を露國臘腸豚營業會社と締結したる後は、國庫の收入著しく増加したるを以て、（最初は殆んど五十萬留に達したり）政府は離隔せる孤島に住居する官吏の生活の狀態を改良するのみならず、年々醫師、藥劑師、藥種店、學校、寺院等の維持費として國庫より相當の金額を支出して同島民の生活の狀態をも改良することに決したり、現時「コンマンドルスキー」諸島には同島長官一名、副長官一名、監視官二名、僧官三名、醫師一名、藥劑師一名、産婆一名ありて、此人々は兩島に分置せらる。「ペーリング」島には藥種店ありて醫師之を監督す、僧官は兩島の寺院附屬小學校に在りて教鞭を執る。

此等職員は大陸の北部諸郡に於ける官吏に比し生活費の遙かに廉なるに拘はらず、同地方職員

よりも多額の俸給を受く、其一例を示せば、千八百九十一年より同島長官の年俸は五千留、同副長官の年俸は二千五百留なるも、大陸の同等官吏の年俸は長官三千留、副長官千五百留なり。

二 島民の生活及漁業

「コンマンドルスキー」諸島の人民は一見貧困の狀態を呈するが如くなるも、是れ其の資力の缺乏に據るにあらず、天性怠惰不潔に安んじ秩序を重んぜざる等に因るものにして、其生活は全く豊かなり、土人は毛獸捕獲の營業に依りて多くの貨銀を得、其肉を食物と爲すのみならず地方一般の人民に有する富即ち多くの魚類を有す、（就中「ペーリング」島の「アレウト」人然りとす）。

「ペーリング」島及び「メードヌイ」島は魚類の多少に關しては各々相同じからず、「メードヌイ」島には川なさを以て紅魚は海より溯河すること能はざるも、「ペーリング」島に於ては「ニコルスコイ」村の「ガフンスカヤ」川及び「サラシナヤ」川に於て漁業を營むを以て同島人民は魚類に豊かなり。

「サラシナヤ」川は長さ約二海里半乃至三海里あり、深さ七十四「サーヂェン」に達する「サラシナヤ」湖より流出するも川は深からずして夏の半ばに至る時に非常に淺水と爲る、土人は同河の海より遠からざる所に魚梁を設け、海より溯河する魚を漁獲するを例とす、魚類は五月二十日

(但し露曆にして我曆より遅るゝ十三日なり)頃より湖り初め其數非常に夥多にして忽ち魚梁に充滿するに至る、土人は鉤を以て之を岸に釣り上ぐ、魚梁を掛けたる左岸には若干の穴居の小屋掛を爲したる村落ありて、漁業の時期には婦女子及臘臍業を營まざる者此に住居す、乾魚チリコに製するは紅魚のみ、而して同川に湖る紅魚は大ならず大概五「フント」(一フントは我百九匁)のもの最大と稱せらる。

「ニコリスコイ」村の「ガワンスカヤ」川は同名の湖水より流れ出て海に注ぐ、土人は露曆五月の半より臘臍棲息所に赴くに至るまで同河に於て紅魚を漁獲す、同魚は「サランナヤ」川に於ける紅魚よりも巨大にして七半乃至九「フント」の量あり。

「ペーリング」島の北西の岬には鱈多きにも拘らず人民は船にて海に乗出てざるを得ざるが故に之を捕ふるに稀なり、比目魚、鯖其他の魚類の漁獲もありて生魚の儘人民及び犬の食物とす。

「メードヌイ」島は「ペーリング」島の如く魚類に豊かならず、是れ重に魚類の湖る河川なきが故なり、同島には紅魚の種類なく、人民の食料とする唯一の魚は鱈なり、同島人民は殆んど皆臘虎業の爲めに小舟を有するが故に鱈を漁するにも之を用ふるを以て便なり、鱈は甚だ貪り深く餌に食付くこと甚だ速かなるが故に之を捕ふるに最も易し、人民は鹽漬及び乾魚として之を

蓄ふ「メードヌイ」島民は臘臍肉の外、鱈及び其他の柔かなる魚類を以て食物と爲すのみならず同島には犬なきが故に乾燥の紅魚なきも不便を感ぜず。

「コンマンドルスキー」諸島に於て貯藏の爲め製造する魚類の數は左の漁獲數に由りて知るを得べし、即ち千八百九十四年同島に於て漁獲したる鱈、比目魚及び其他を合し二萬八千二百匹、鮭四萬五千匹、千八百九十五年に於ては鱈一萬一千匹、鮭五萬二千五百匹、千八百九十六年に於ては鱈一萬二千匹(内「メードヌイ」島に於て乾製としたるもの四千五百匹、鹽漬としたるもの六千五百九十四)紅魚八萬二千二百五十四匹(内「ペーリング」島に於て乾魚としたるもの八萬四百五十四、鹽漬としたるもの千八百匹なり)。

前記の數に依れば「ペーリング」島に於ける乾製魚の數漸次に増加するが如しと雖も六箇月乃至七箇月間鮮魚の絶無なる時犬の飼養に充つるに足らざるは勿論、好んで乾魚を食する人民の食に供するに足らざるべし、「ペーリング」島には犬の數五十五組(即ち五百五十四)あるを以て大約二百日間、一日一頭に乾魚一疋を給するとするも冬期間十一萬匹を要すべし、初め犬にも臘臍肉を興へたれども、今日「ペーリング」島に於て捕獲せらるゝ臘臍の數漸次減じて七千頭に超過せざるを以て殆ど人民の食物とするに足らざるが故犬には乾魚のみを給す、而して人民も臘臍肉の外乾魚を多く食するを思はば、前記の貯藏乾魚のみにては住民と犬との食料に

供するに不充分なるは明かにして、春期食物を得ずして餓死する犬の年々増加するは之が證たり。

臘臍臍營業は年々時期遅くなり、且つ益々減少するを以て人民の漁業に身を委ぬる餘暇を生じ従て今日の漁業を一倍半増加するを得べきも人民怠惰なるを以て食物に窮するに至る、例へば「ガワンスカヤ」村の如き「アレウト」人は其日に於て自己の食料及び犬に給するだけの魚類を捕へ明日も亦魚類の川に棲息する以上明日の爲め魚を捕ふるは無益の勞なりと考へ全く安閑として家に歸るを觀ること往々之れあり。

「メイドヌイ」島に於ては魚類微々たり、土人は魚の缺乏を補ふに鳥を以てす、(同島には「ベリリング」島よりも鳥類多し)概して「コンマンドルスキー」諸島の人民は夏季中は常に鳥を食するを例とし、「ベリリング」島に於ては二三日間附近の小島に獵師を出し多くの鳥を獵して歸ることあり、「メイドヌイ」島の人民も屢々海に出て、鱈の捕獲を妨ぐる暴風起ることあるが故に夏季中は捕鳥に従事し、之を捕ふるに専ら銃器を用ふ。

食物に關して人民の最も困難を感ずるは冬期の終りと夏の初めとす、二月には魚類皆海岸より大海に出て去りて漁業中絶し乾魚の蓄へも非常に減少し若くは絶無となり、臘臍臍の肉も盡き果て、鳥類は一匹も來らざるが爲め商店にて購買するの外なきも此の如きものにては土人満足

するを得ず、同島にては全く黒麵麩を製するの法を知らざるのみならず(且つ西洋産の類もなし)普通の白麵麩は之れを得るに由なく唯米國製の「ビスケット」類を以て食用に供するに過ぎず。

三 牧畜農業及獵業

「コンマンドルスキー」諸島に於ては牧畜業と稱すべきものなく、同島に在る家畜類は單に食用として屠るが爲め飼養するに過ぎずして牧草あるにも拘はらず畜類の繁殖不良なり「ベリリング」島に於ては常に五十頭乃至六十頭有るも「メイドヌイ」島に於ては十頭にすら達せず而して其數と雖も春に至れば著しく減少し再び堪察加より夏期輸入するものを以て其缺を補ふ。

畜類を飼ふ者は行政官、僧官、醫師、營業會社並に富裕の土人のみにして冬期牛を屠るに先だち之が飼主は他の人々と協議し豫め分配すべき部分を定む、同島内に畜類を養ふの困難は乾草の皆無なることなり、是が原因は夏には常に牧草充分なるも人民は臘臍臍に身を委ぬるを以て草を刈り蓄ふるの餘暇なきが爲めなりと云ひ、又一説には空氣の非常に濕氣多きが爲め草を乾燥するに由なきに依ると云ふ、之が爲め營業會社は畜類を飼養する牧草を常に桑港より輸入するを例とす。

菜園業も島中にはなく「ベリリング」島に菜園と稱する場所あれども馬鈴薯の外何物をも播種せ

ず、千八百九十五年の調査に依るに島中の男女總計六百四十八人なるに馬鈴薯の收穫高は六百二十四「ブード」あるに過ぎず、人民にして若し怠惰の風を去り耕作に従事したらんには收穫高の増加するは疑ひなき事なり。

「コンマンドルスキー」諸島の人民の富源とするものは狐、腫虎、臙肭臙の獵業なり。

島中に於ける毛獸獵業は目下(千九百一年八月以來)露國臙肭臙營業會社に貸下げられ、政府は直接貸下人たる會社と一切の勘定を爲し人民は政府より獸皮代として一定の賃銀を受く「コンマンドルスキー」諸島の獵獸業は甚だ重大にして同業は我北東領土に取りて重きを爲すが故に此に前記の貴重なる三種の獵獸業に就きて詳説すべし。

四 綠狐獵業

「コンマンドルスキー」諸島に産する狐は夙に「オホツク」より獵獸業の爲め同島に来る者の最も注目する所なり、「ペーリング」氏の同島を發見したる年に於ては狐の數甚だ多かりしも露米商會の成立前に於て何等の制限もなく濫獵盛んに行はれたる爲め殆ど絶滅せんとするの危殆に瀕したり、然れども露米商會が他の獵獸業と共に此狐の獵業の獨占權を政府より貸下げらるゝに及び、此獵業にも一定の規則を設けられ同獸繁殖の目的を以て各島に於て隔年に獵獲することゝ定められたり、同規則は漸次改正増補せられ、遂に千八百八十三年「獵獸業條例」として東部西

比利亞總督「アヌーチン」氏の認可を得るに至れり。

此狐皮は獸皮中最良の性質を有す即ち充分暖き外甚だ軽くして且毛厚し、同島の狐には毛色二種ありて一は綠色一は白色なり、綠色の狐は最も貴重視せらるゝと雖も、白色のものは珍奇にもあらず色合とてなさを以て更に高價なる獸皮の色に染上げらるゝを得るものに限り市場に販路を有するのみ。

「ペーリング」島には綠色白色の兩種ともあり、他の島には白色の狐全く之なきも同島には年々若干の數を見ることあり、「メードヌイ」島の綠狐は世界に於て最良のものと見做さるゝ、「ペーリング」島に白狐の居る所以は北西の風にて屢々同島に北極の氷塊の流れ來ることあり、白狐之に乗りて島に移るものなりと云ふ、此白狐は綠狐と交合して同狐の特色たる綠色を薄くし以て其皮の質を害するが故に、「ペーリング」島に於ても何等の制限なく白狐を見れば直ちに之を撲殺するを許し之を絶滅せんとす。

狐の獵業を營むが爲め島中に區域を立て春に至りて抽籤にて獵師の間に之を配分し、其業に著手する前、獵師は各自己の獵區に赴き遠隔の地には土小屋を造りて獵師は此に棲居し天候の不良なる時亦此に避け、獸皮の最良なるは十一月及び十二月頃のものを見做さるゝを以て此二箇月間に獵業を爲す、春季は脱毛して色を失ひ、夏に捕ふるものゝ如きは全く價格を有せず、初

め狐を捕ふるには多く陷穽を用いたれども目下此捕獲法は禁ぜられ、最も廣く使用せらるゝは米國製「ニューハウス」式の係蹄にして此外銃殺することもあり。

千八百七十一年露國政府が米國の「ハッチンソン、コール」商會と向ふ二十箇年間の貸下契約を締結したる時には唯臘豚臍の爲め價格を定めたるのみにして、狐及び臘虎は會社をして人民と相互の協商に依りて買入れしむる事としたり、狐の價格は甚だ廉にして左の如くなりき。

最良の狐一疋 四留

一等狐一疋

三留乃至三留五十哥

二等狐一疋

金貨二留

一年以下の幼獸一疋 七十五哥乃至一留

「メイドヌイ」島に於ては唯前記の二種類を定めたるのみにして、幼狐の爲にも會社は人民に二留五十哥宛を支拂ひたり。

此價格は甚だ廉にして「アレウト」人の爲にも亦國庫の爲にも損失少なからざるが故に、露國政府は千八百九十一年露國臘豚臍營業會社と契約を締結するに當り此獵業にも注意し之を契約中に編入して前者よりも著しく價格を高めたり即ち左の如し。

上等綠狐 一疋に就き 金貨十留三十三哥

二等綠狐 一疋に就き

五留十九哥

白狐 一疋に就き

二留八哥

政府は會社に對する總ての勘定は自ら直接に之を行ひ、土人に對しては其營業の賃銀を支拂ふ事としたり。

「グレブニツキー」氏の「コンマンドルスキー」島長官に任せられし時より各獸の性質、其習慣及び繁殖の條件等を研究すると共に之が獵業に多く秩序を立て獵業を整理し獵狐業の爲め左記の規則を制定するに至りたり。

第一條 隔年必ず禁獵とすること。

毎年兩島の一に於てのみ順番に營業し同年他の島に於て營業すべからざること、此の處置は狐の繁殖を圖るが爲め設けられたるものにして、此の方法に依れば甲の年に獲る所假令少しく多きに過ぐるも翌年に至りては其數亦平均となるべし。

第二條 獵師を獵場に配分すること。

前述せし如く獵狐業の爲めに全島に區劃を設け其業を始むる前に獵師(十八歳乃至六十歳)の爭論を避けんが爲め抽籤せしむ、區域の大小は獸の數に據りて相同じからざるが故に其中の或區域就中好き獵場に對しては數人の獵師を派遣す、各區域の獵業條件は毎年之を變

更す、是れ「アレット」人が常に狐の行先に注意し如何なる區域に於て其年に多く棲息するかを認むるに依る。

第三條 綠狐の營業は制限せらる。

獵師をして濫獵狐の群を絶滅せしめざらん爲め各區域内に於て捕獲すべき狐の數を定じ、營業の時期も亦一定の日數(十日乃至十二日)を以て制限せらる。

第四條 白狐の營業は制限せられず。

本條は「ペーリング」島に限り實行せらるゝものにして綠狐の皮質を害する白狐を全く絶滅するの目的を以て制定せられたり。

第五條 營業の時期は十二月とす。

溫度の低き時に獸毛の最も濃きことは人の知る所の如し故に「コマンドルスキー」諸島に於ては寒氣烈しからざるも十二月に於ては狐の毛皮も他の月に於けるよりも好良なりと認めらる。

第六條 狐を穴中より捕ふることを禁ず。

此獵法にては牝獸の撲殺せらるゝ恐れあるが故なり。

執近拾年間兩島に於ける狐の營業捕獲數左表の如し。

年次	「ペーリング」島に於て			「メイドヌイ」島に於て			合 計
	綠 狐	白 狐	計	綠 狐	白 狐	計	
一九九二	一、一〇九	四六六	六、一五八一	四九二	三三一	八三六	二、四一七
一九九三	一、八九三	一、一四	六、二〇	四三〇	〇	三三二	二、〇九〇
一九九四	一、一六二	一、八三	一、三三八	一八九	〇	七三三	二、〇九〇
一九九五	一、八九五	一、八三	一、一五	三三〇	〇	四〇〇	一、三二五
一九九六	一、八九六	七八九	一、二七五	三七〇	〇	四〇〇	一、三二五
一九九七	一、八九七	一、四	一、二七五	三七〇	〇	四〇〇	一、三二五
一九九八	一、八九八	一、〇八四	一、三一九	七四二	〇	九七五	一、三二五
一九九九	一、八九九	一、二八	一、三三二	三六	〇	六六	一、三二五
一九〇〇	一、九〇〇	一、三〇八	一、八九三	三〇	〇	三〇	一、八九三
一九〇一	〇	一	六	四	〇	〇	一、八九三

本表に現はるゝ如き獵狐業は實際各島に於て隔年に行はるゝ、「ペーリング」島に於ては偶數の年に營業を行ふを例とし、奇數の年に記載しある若干の狐の數は營業に依りて獲たるものにあらずして偶然に捕へたるものなり、即ち其中白狐は常に撲殺するを得るものにして、綠狐の表中に示さるゝものは食物の不足なるに依りて斃死したるものなり(此の如き狐は概ね良好ならざるものなり)。

「メイドヌイ」島に於ては獵狐業の行はるゝこと甚だ不平均なり、即ち千八百九十四年より同九

十五年に亘る冬及び千八百九十五年より同九十六年の冬に渉るの禁獵を爲したれども二年間禁獵の最近の年(千八百九十七年)に於ける獵獲高は割合に多く増加せず、千八百九十八年より同九十九年に渉るの冬には「メードヌイ」島に於て營業すべき筈なりしも、島中に狐の數甚だ少しとの理由に依りて行はれざりき、前の副長官「ワクスムート」氏は「ペトロバウロウスク」市に越年しつゝ二月二十一日の日附を以て「メードヌイ」島に於て同年十二月千疋迄獵狐を爲すことを得べしとの布告を發したれども、長官「グレブニツキー」氏同島に來るに及び「メードヌイ」島に在る狐の最多數は、實地の視察に由りて證明せられたるが如く六百疋乃至七百疋を超過せずとの理由を以て其命令を取消したり。

「メードヌイ」島に於ては千八百九十六年より同九十七年に至るの冬に於て獲たる所のもの九百七十五頭なりしに、是の如く減少する原因は之を究むること甚だ難し、況んや營業方法整頓せるを以て之が唯一の原因は食物の不足と爲すの外なきに於てをや、狐は食を選ばず凡と得る所のものを食す、其重なる食物は近年に至るまで常に土人が臘臍の棲息所附近に投棄する同獸の肉なりき、然るに今日臘臍の數減少して土人は自己の爲めに其肉を運び去るを以て、狐は食物を求めんとして「ブレオブラゼンスコイ」村内に入り來り時として家屋、倉庫、物置小屋に這入り込むことありと聞く、斯の如き狐は素より撲殺することなるが、狐の斯く大膽なるは畢

竟島中に狐の食ふべき食物の不足なるを示すと、もに猶ほ同島に狐の多く棲息するを知るに足る、牝狐は四疋乃至十五疋の幼獸を(六月)産するが故に(其數は食物の如何に依りて差異あるべし)繁殖甚だ速かなり、「メードヌイ」島の人民は皆同島に狐多くして食物の不足なるを證明す、故に若し「メードヌイ」島に於て獵業の爲め狐數の減ずる事實を調査したらんには久しからずして狐の悉く餓死すべきを發見せん、此の如くなるに於ては國庫の收入を失ふと同時に住民も亦貨銀を失ふに至らん。

五 臘虎獵業

第十八世紀及び第十九世紀の初に於ては臘虎は重に「ベリリング」島に棲息したるも、目下は「メードヌイ」島の沿岸にのみ棲息せるが故に、「メードヌイ」島の人民は「ベリリング」島の人民に比して勝る所あり、古より「オホック」海に冒險的遠征を企てたる主なる原因の一は「アレウト」群島「コマンドルスキー」諸島「ブリブイロフ」島並に「ベリリング」海の西岸に群集したる此高價なる海獸の毛皮を成るべく多く獲得せんとするの希望なりき、當時臘虎は實に夥多にして同地方に赴く人々は廉價なる物品と之を交易するを得たり、當時「アレウト」人等は常に特種の小舟に乗じ半野蠻人の得意なる矢を巧みに射て臘虎を撲殺したりしが、爾來臘虎を追ひ廻し牝社の區別なく之を濫獵したる結果其數著しく減少したるを以て、今同地方に於て捕はるゝ臘虎の

皮は頗る珍奇にして且つ高價のものとなれり。

「ペーリング」島に臘虎の皆無となりたる所以は獵師の之を濫獵したるの外、同獸が屢々棲息所を替へ就中その靜肅を破られたる時直ちに之を替へる習慣あるを以て彼等が「ペーリング」島より去りたるにも因るなるべし、臘虎は感覺極めて敏きを以て之を獵り始むる時就中必要の用心を爲さず火器を以て擯に之を獵り始むる時は臘虎は直ちに之を認め其場所を去りて人の追跡を遁れ思ふ所に至りて隠匿す、第十九世紀の四十年代まで「ペーリング」島に最も多かりし臘虎が、當時同獸の少なかりし「メードヌイ」島に移りたるもの亦此原因に由るならん、千八百七十年代千島の北部諸島に多く棲息したる臘虎は「メードヌイ」島に移り來りしより同島に臘虎獵業が始まりたり、近年千島方面の海上に於て初めは米國人、後に至りては日本の密獵船舶現はれ銃器を以て濫獵したるが故に此に此獸を驚かし、又「アレウト」諸島に於ても臘虎獵に必要なる規則を守らざりし爲め幸にも「メードヌイ」島は良好の棲息所と成りたり（「ロバトカ」岬及び千島諸島より來る臘虎は同一の群に屬すること無論なり、故に堪察加に於ては臘虎を保護するの施設あるにも拘らず密獵船の海上に於て濫獵することは堪察加の臘虎に取りても頗る有害なりとす）。

「メードヌイ」島の北西の岬は臘虎の最も好みて棲息する所にして此處に彼等の生殖場あり、臘

虎は常に海水の深からずして海岸附近昆布の繁茂したる所を選び其間に横臥安眠し、陸に上ること稀にして暴風疾病及び其他の止むを得ざる場合に非ざれば岸上に出でず、始終海中に生活するを以て「ペーリング」島及び「メードヌイ」島の間を航する時は、船上に於てすら雙眼鏡にて水中に悠々と安眠する臘虎を見ることあり、臘虎の食する物は主に魚類、蟹、軟體動物等にして又海藻をも食す。

臘虎を捕ふるには目下専ら建網を用ふ、獵師は日々の觀察にて臘虎の最も多く棲息する場所を推知するが故に、彼等は其場所を選び成るべく海藻の繁茂せる場所に隠くして網を建つ、此營業たる臘虎の極めて感覺敏き特性を有するが爲め充分の注意を以て營まざるべからざるに由り經驗ある獵師に限りて之を行ふを許す、要するに「メードヌイ」島の臘虎獵は頗る完全にして同獸を驚駭せしむる行爲は一切禁ぜらる、北西の岬より「マトウエーウスキー」岬及び「ワシレウスキー」岬に至る間の地方に於ては射撃することを禁ずるのみならず喫煙及び火を焚くことをすら許さず、北西の岬には常に監視人を置く、且つ土人亦自ら此規則を守るの緊要なる所以を知るが故に決して自ら之を犯すが如きことなし。

獵師は小舟に乗り岸を離れて岩と礁との間に成るべく多く海藻の繁茂せる場所を擇び此處彼處に網を張る、而して其網は浮木にて吊されたる姿を爲して水中に浮びつゝあるを以て、臘虎は

食物を得んとして水中に潜るに際し(臘虎は決して深く水中に潜ること能はざるなり)網に懸りて之に絡まる、獵師は網を巡視するに際し成年の牡の網に懸るを見る時は静肅に之を撲殺して岸に運び去り網は依然海中に張り置く、其撲殺したる臘虎は皮を裂かずして肉を奪去す、而して臘虎は其網に懸りたる網主の所得とす。

營業の時期は頗る制限せられ僅か二箇月にして露曆四月一日より五月末に至る間に限る、初め臘虎獵は土人の造りたる土音「バイダルカ」と稱する一種の細長き小船にて行はれたり、此舟は木造にして船體皆海豹の皮にて蔽はれ單に其上部船口の獵師の坐すべき部分に圓孔を穿つのみ、土人は驚嘆すべき程輕妙に一箇の櫂を以て之を操り波音をも立てず海上を航す、此の恰も臘虎を捕ふるが爲め造られたる如き船の今日廢止せらるゝに至るは惜まざるを得ず、就中臘虎の爲めに歐洲人が初めて同島に至りたる時、土人の獵船の代りに獨艇に乗り古風の矢を以て臘虎獵を爲したることは甚だ惡しき影響を及ぼしたり。

目下「メードヌイ」島に在る土人の船は五十隻を超えざるべし、其船の此の如く減少したる所以は専ら同船を蔽ひたる海豹皮の減少したるに由るなり、海豹は目下概ね「ペーリング」島の「マナツ」岬に於てのみ撲殺するものにして其數年々十頭乃至十五頭のみ、海豹の土人に取りて貴重なるは舊に前記の船を蔽ふの用に供するのみならず、其皮を以て特種の衣服を製し靴を造

るの習慣ありたるに依るなり、同皮は透水せざるが故に雨天の際小船に乗りて海上を航する時の如き終日海上に有るも水に濡ることなく、土人に取りて頗る便なり、昔其上衣一枚の價格十留のもの目下該皮の得難さに由りて十八留にても求め難きに至れり。

「ハッチンソン、コール」商會が「コマンドルスキー」諸島の臘虎營業を爲すに當り、同島人民より相互の協商に依り定めたる値段に由りて臘虎の皮をも買ふことを許されたり、其價格は甚だ廉にして左の如くなりき。

一等臘虎皮一枚に就き千八百八十一年迄金貨四十留、千八百八十一年以後金貨五十乃至五十留。

二等臘虎皮一枚に就き千八百八十一年迄金貨三十乃至三十五留、千八百八十一年以後金貨四十乃至四十五留。

露國政府は千八百九十一年露國臘虎營業會社と契約を締結するに及んで臘虎(及び狐)の獵業をも貸下營業の中に編入し之に對して前年の代價に比し左の如く價格を高めたり。

一等臘虎皮一枚に就き 金貨百十五留三十五哥半

二等臘虎皮一枚に就き 金貨五十七留六十六哥四分の三

此の如く千八百九十一年以後臘虎の價格は大に高められたるのみならず、永久確定のものとな

れり、營業會社が臘虎の爲め政府に納むる所の金額は僅かに其十分の一のみ、自餘の九分は獵師の収入となるが故に、現時の貸下人の營業に就て「メードヌイ」島の人民が千八百九十一年前より臘虎の爲め如何に多くの収入を得るかを知るに足るべし。

臘虎獵業の重大なると同獵業の爲に深く用心するの必要あるを以て同獵業の爲めに左の規則を設けたるは全く至當の處置と謂ふべし。

第一條 營業は場所と時と數とを以て制限せらる、行政官は臘虎棲息所の状況を斟酌し臘虎の捕獲數を定め獵師をして次年の營業に害を及ぼさざるほどの數を捕獲せしむ營業の時期は常に二箇月にして露曆四月一日より五月末に至る。

第二條 網の數は各獵師に對して二統に限る。

第三條 秋には網を張ることを禁ぜらる此季節には海豹及び臘臍の網に懸ることあり之を脱せんとして網を破り且つ臘虎を驚かすの恐れあるが故なり。

第四條 獵師は二十一歳以上の者即ち經驗あり沈著なる者に限る青年者は棲息所に來ることを許さざるは勿論時として小舟の漕手としても許されざることあり是れ臘虎の居る場所に於て小舟を漕ぐに當りては音なくして櫂を漕がざるべからざるが故なり。

第五條 火を焚くこと喫煙することは勿論「マトウエーウスキー」岬外の海邊を歩むことすら

禁ぜらる。

第六條 若き臘虎及び牝を撲殺するを禁ず牝の多く居る場所は人々之を知るが故に其邊には網を建つるを許さず。

第七條 銃器を以て營業することは臘虎若しくは臘臍の棲息所を去ること五露里以内に於て許さず。

本規則は完全にして十分に目的は達せらる、營業の捕獲數は「コマンドルスキー」島の行政官之を定め、捕獲後同行政官は營業會社の代表人及び「アレット」土人の村長と共に獸皮の種類を定む、輓近の營業捕獲高は左表の如し。

年次	臘 虎			臘 臍			兩島合計
	一 等	二 等	計	一 等	二 等	計	
一八八八							一七九
一八八九							一七九
一八九〇							一八五
一八九一							一七五
一八九二							一九六
一八九三							一九六
一八九四							一五一

第四章 「コマンドルスキー」諸島

一八九五	二	三	三	五	一	二	二
一八九六	一	一	二	四	一	一	二
一八九七	二	一	一	三	一	一	一
一八九八	一	一	一	四	一	一	一
一八九九	二	二	一	七	一	一	一
一九〇〇	二	一	三	〇	一	二	一

本表に依るに軌近十二年間「コンマンドルスキー」諸島に於ける臘虎の増加せざることを明かにして唯千八百九十五年一たび而も前年の禁獵に依りて二百頭増加したるのみ、營業捕獲數は年々甚しく異動ありて一年中の平均數を定むること能はず(算術的に云へば百五十疋)。

「コンマンドルスキー」島を視察したる人々の言葉に依り又同地方官の報告に依りて推測すれば、同島附近に於ける臘虎の數は常に減少せざるのみならず著しく増加するもの、如し「メー」ドヌイ」島の如きは臘虎の群を爲して全島の周圍を遊泳するを見ることあり、「ペーリング」島に於ても同じく臘虎を見ることありて既に之が營業に著手せり。

「コンマンドルスキー」諸島に臘虎の繁殖するは素より當然なり、前記の規則は常に營業の方法を整理するのみならず臘虎の保護即ち成るべく多く臘虎の群を繁殖することを旨としたり、加之該島に於ては營業捕獲數の増加するを得べき諸般の處置を執らん(人民と國庫並に貸下營業人の利益に關するが故)且つ密獵者も近年は棲息所を騒がさず、故に臘虎の繁殖すると共に營

業捕獲數も増加すべき理なるに似たれども前表に見ゆるが如く實際然らず、其原因は營業を妨害する事情例へば天候、風及び其他に因るものなり。

千八百九十八年の捕獲數は實に微々たるものにして僅かに八十七疋なり、同年の四月初めより北西の強風起り張りたる網は截られて海中に持去られ、網を以て營業するに由なく矢を以て射殺したれども土人特有の小舟なかりしが故多く捕獲すること能はざりき、次に營業監理官の處置は捕獲高に多少の差を生ずるに與かりて大に力あり、例へば該地方長官「グレンニッチ」氏が自ら春に「メー」ドヌイ」島に居る時には副長官(近年屢々交迭する)の居る時よりも臘虎の捕獲高多し、要するに營業と臘虎の性質に通曉し些細の點に至るまで充分注意する當局者を要するなり、前記せし如く臘虎は非常に用心深くして且つ恐怖し易きが故に營業上常に日々變更する事情を鑑み臘虎の性質等を斟酌せざるべからず(例へば風の方向に依りて網の立て場所を變更すること、多くの船の隊を爲して旗を掲げて臘虎の棲息所に行くべからざること等)然らざれば徒らに臘虎を驚かして遂には同島に恢復すべからざる害を及ぼし、人民と國庫に非常の損害を來たすの恐あり。

六 膾膾膾獵業の狀況及獵業規則

「アレウト」土人は濃霧曇天の日を選び拂曉三四時頃に群を爲し用心深く海岸に至り、各海水に

接して位置を占め以て臘肭臍の海上に通る路を塞ぎ、時を計り相圖に應じて衆皆高聲絶叫しつゝ拍手するや、昏睡したる臘肭臍は大に驚き危難を免れんと欲し狼狽して反對の方面に逃れ海に遠ざかる。此の如く臘肭臍の群を其の棲息所より逐ひ出して(即ち島中に追ひ込みて)後營業者は細かに其中に牝獸(母)の居るや否を檢し之れある場合に於ては速に其の牝獸を海中に追ひ戻す、暫くして復た之を檢し撲殺すべからざる牡獸牝獸と鯨とを區別し鯨のみを海岸より遠く追ひ込みて之を撲殺す、棲息所にある臘肭臍をして其の逐ひ出されたる鯨の撲殺せられたることを知らしめざるを主旨とするが故其の逐ひ出しの距離は毎回同じからず、撲殺の用に供するは土人の「ドリカルカ」と稱する棒にして獸の頭上に一打撃を加ふるや直ちに死す。輒近に至るまでは臘肭臍の毎年の捕獲数は「コンマンドルスキー」島行政當局者一年前に豫定すべき筈なりしが、同島に遊泳し來るべき臘肭臍の數を判定するの標準としては尠も之れなかりしが故其の豫定は單に推測に過ぎざりき、此弊を避けんが爲め現時に於ては其の撲殺する臘肭臍の中に脱毛したるもの即ち獸皮の價値なきもの一割を占むるまで獵するの規定としたり(初め五分と定めたるも後に至り一割に増したり)。逐ひ出しは只鯨の數著しく多數に達したることを推定するの理由ある時に限りて之を實行す蓋し少數の逐ひ出しを行はんが爲め棲息所を騒がすこと不利なればなり。

「サウキツチ」氏は其の報告中に右棲息所に於ける逐ひ出しの實況を詳説す同島に於ける臘肭臍獵業は其技實に完全に達したり、嘗に年長の獵者のみならず少年盡に至るまで皮の剥ぎ方、鹽漬方及び其他の營業に熟す、是れ彼等が幼少より臘肭臍獵業にのみ其身を委ねるが故なり。毎年獵業の開始前地方官は獵業の模様、之を始め及び終るの時期、各棲息所に於て逐ひ出すべき頭數等を規定したる布告を發す、此に一例を擧げんに一千八百九十九年該地方官の發布したる獵業規則露曆五月十六日發布第五百七十號左の如し。

「コンマンドルスキー」諸島に於ける臘肭臍獵業條例に基づき「コンマンドルスキー」諸島管理官「グレンニッキイ」氏左の如く規定す。

第一條 一千八百九十七年及び一千八百九十八年「ベリング」及び「メードヌイ」島に臘肭臍の來集したる割合に基き、獵業時期の極めて遅れたる一千八百九十九年に於ては六月の中旬(露曆)より獵業を始むべく、且「ベリング」島に於ては鯨の逐ひ出しの最少數を北方棲息所に於て二百頭とすべし、同方面に於ては六月の極末に於て漸く之を營むを得べし。

第二條 少數のものを數次逐ひ出すことは、其の逐ひ出しにて徒らに幼獸を踏み斃すの恐あるに依り之を避くべし。

第三條 「メードヌイ」島に於ては人の近づくこと能はずして逐ひ出しを行ひ、遠隔したる場

所より獵業を行はん爲め同島の西方に小舟を繋留するを得べし。

第四條 「メードヌイ」島に於ては人民の獸肉を要すると海上の風向、漁業を營むが爲め小舟を出すを妨ぐる事情あると斟酌し、西方に於て獸を撲殺し其皮を運ぶに就て逐ひ出しの數は百頭以下にても可なりとす。

第五條 「ペーリング」島の「ホルデンノイ」棲息所に於ては棲息所の少數なる故に依り同じく看守人の獸肉を要する事情あるを顧み獸の數に遠慮することなく逐ひ出しを行ふべし。

第六條 「チュレニ」島に於ては前年の例に因りて營業すべし。

第七條 獵業の終期は年々脱毛の始まる時期同じからざるに依り、脱毛の獸皮五分に達する時を以て限りとす。

第八條 「ペーリング」島に於ける秋季獵業は十月に於て小逐ひ出しを試み、脱毛獸五分に達するを確かめたる上北方西方及び「クック」獵場、狐獵業者の需要に限り、三百頭以内を撲殺すべし。

第九條 「メードヌイ」島に於ける秋季獵業は十月に於ける獵業の至難なると、脱毛獸の全然撲殺せられたるとに依りて實施すべからず。

第十條 本條例は漏れなく之を實施せんが爲め、島中監視官に通告し、監視官は副監視官並

に各村長又は其代理人に通告すべし。

前記の規定は同條例發布の年に營業する手續を規定するのみにして變更すべからざる獵業總則例へば偶然逐ひ出されたる鯨獸を撲殺することを禁止せる規定の如き之に入らず。

獵業を指揮する人は充分臘臍の習慣、天性等に通曉するものたるべく、且つ常に牝牡獸の關係に意を注ぐを要し、牝獸より牡獸の數二十倍少なきを以て標準とす、又獵獲高を定むるに當りては其の逐ひ出しの時に於ける脱毛の現はるゝ徴候に著目するの外、牡獸に對する將來の需要を斟酌せざるべからず、即ち天然死亡の場合並に棲息所の妨害となるが爲め老獸を撲殺する場合には他の牡獸を以て之を補ひ以て生産的幹部を補充すること必要なり、目下「コマンドルスキー」諸島に於て獵業を生理的に行ふが爲めの處置は悉く採用せられたりと斷言するを憚らず、同島に於ける臘臍獵業は獨り幼年より斯業に習熟したる土人「アレット」人の專業とする所にして、且つ地方官の直接監督を受け各種の證書報告等の手續を要するが故に、營業貸下人の臘臍獵業に對する處置は充分完全なり。

七 臘臍皮に關する國庫納付金

獵業を終りたる後獸皮は「コマンドルスキー」諸島の貸下人たる露國臘臍營業會社の代表者に引渡さる、同會社は最初の七年間は契約に應じて臘臍の各皮毎に金貨にて十留三十八哥を

支拂ひたれども、千八百九十八年(我が明治三十一年)以後其の價格を變更し左の如く支拂ふ事となれり。

- 一年間 一萬頭以下の獵高に就ては獸皮一枚毎に紙幣九留づ、
- 一年間 一萬頭乃至一萬五千頭の獵高に就ては同十二留づ、
- 一年間 一萬五千頭以上の獵高に就ては同十五留五十七留づ、

此の如く政府への納金を減じて會社の利益を計りたる所以は同會社が「コンマンドルスキー」諸島より捕獲する獸皮の數非常に減少し、隨て千八百九十一年の始め前國財省と會社との間に締結したる際に、會社に引渡さるべく豫定せられたる數より減じ收支償はずとの理由に基づき同會社の請願したるに依るものなり。

八 一千八百九十三年乃至千九百一年間の臘腦臍獵獲高

晩近十年間「コンマンドルスキー」諸島及び「チュレニ」島に於て捕獲したる臘腦臍の數は左表の如し。

年次	「ペーリング」島	「メードマイ」島	「チュレニ」島	總計
一八九二	一八、二二二	一五、六一五	—	三三、八三七
一八九三	一二、四九七	一六、二七二	一、五三九	三〇、三〇八
一八九四	一三、一六五	一三、二二二	—	二六、二八七

一八九五	九、五二八	六、八九五	一、三〇〇	一七、七二三
一八九六	七、〇九八	七、一七一	一四九	一四、四一八
一八九七	五、九二二	七、六九九	三三二	一三、九五二
一八九八	三、九四一	四、七七八	—	八、七一九
一八九九	四、一五二	五、〇八三	五五〇	九、七八五
一九〇〇	四、四三一	八、一〇三	五八七	一三、一七七
一九〇一	—	—	—	一三、一〇〇

本表に據れば露領諸島に於ける臘腦臍獵業が非常に悲むべき状態に在り此の如く漸々減少するに於ては近き將來に於て此業の全く衰退するに至るべきこと明かなり、而して此原因たる同島に遊來する臘腦臍の群の減少する結果たること勿論なりとす。

前記の獵業狀況並に獵業規則に示せるが如く臘腦臍の群は同島に於ては充分の保護を受くるものなり、加之當局者は時々特別の處置を施し臘腦臍をして一時に繁殖せしめんが爲め禁獵期なるものを設けて全く獵業を禁止することあり、然るに實地に就て觀るに此處置が臘腦臍に應用せられて果して有効のものたるや否や甚だ疑はし、何となれば臘腦臍の性質に依るに産殖年齢に際しては牡獸の牝獸に對する關係は數に於て一と二十との比例を要するも、牝獸の産殖する數が實地の調査に依り各相等しき事實確かめられたる以上、禁獵期に於て牝牡獸同數なることは牡獸の過剰は總體臘腦臍の群に不良の結果を及ぼすべし、臘腦臍の性質に依れば牡獸の總

數二十分の十九を撲殺するに適當したるものなりとす。

九 腦朧臍獵獲高の減少及び之が原因

腦朧臍の繁殖減少の唯一の原因は密獵にあり、此の密獵と稱するは通例放海に於てする腦朧臍撲殺業にして海上に於て之れを行ふが故に、獸の牝牡を區別せず其の多くは銃殺する所となる之れに依りて常に牝獸(母)を亡ぼすのみならず、(牝獸の殺さるゝ數は牡獸より多く時として海上撲殺總高の九割五分に達することあり)海岸に在りて母獸の來るを待ち受くる兒獸をして餓死せしむること尠ならず、何となれば牝獸は自身の産みたる兒獸のみを養ひ他を顧みざればなり。

海上に於ける密獵業及び腦朧臍保護に就ては古來種々の處置を執りたるも其處置たる毫も好結果を奏せず、密獵業は實に腦朧臍減少の唯一の原因にして海上に於ける獵業を斷絶する斷乎たる處置を實行するに非ずんば腦朧臍の群は減少し隨て其の島に來る數も漸々減少して遂には全く根絶するに至らん。

極東の諸種の營業中腦朧臍獵業のみは其價格其獵業の狀況等に由り、特別の歴史を有し常に一は多少政府の注意を惹き、一は就中民間企業者の注意を惹きたり。

露國政府は「コンマンドルスキー」諸島を發見すると共に人口の絶無なるを見て凡そ民間の希望

者に同島の富裕なる營業を利用するを許したり、蓋し此の如き自由を與へたらんには「コンマンドルスキー」諸島及び其他の諸島との間に往復する航海業頻繁となるべしと豫期したるに依るなり、是に於て各種の會社は獵獸營業を企て船舶を派したりしが腦朧臍は獵獲の自由を與へられ且つ獵業の容易なるに拘はらず其獸皮は久しき間人々の嗜好珍重する所と爲らざりき、下りて第拾八世紀の末腦朧臍獵業は「ペーリング」海及び其沿岸に於ける自餘の營業と共に當時各種の企業を併合して成立したる露米商會の専有に歸し、同商會は千八百六十七年まで其業を繼續したり。

露米商會の動作に就ては「コンマンドルスキー」諸島に関する記録甚だ乏しく獵獲高の如何なりしや知るに由なく、唯同會社が「コンマンドルスキー」諸島に労働者を移住せしめ、同労働者が年々腦朧臍四千頭を捕獲したりとの事實あるのみ、其他の記事に至りては「ブイブイロフ」島に關係したるもののみ、千八百六十七年「ブイブイロフ」島が北米合衆國の領有となりしより兩島の營業相分れ、同年以後三年間は「コンマンドルスキー」諸島の營業に毫も政府の監督を施さざりしが故に、同島に四方より輻輳する冒險者等は士人に酒を飲ましめ之をして惜氣もなく成るべく多くの腦朧臍を撲殺せしめたりしが、其中には皮の柔かきを以て價格の高き牝獸をも多く殺したり、之が爲め撲殺高は前記四千頭より直ちに左の如く増加したり。

年次	「リンドルスキー」島	「メドカイ」島	合 計
一八六八	六、七五〇	九、〇〇〇	一五、七五〇
一八六九	一一、一〇〇	一〇、〇〇〇	二一、一〇〇
一八七〇	一五、五〇〇	二二、〇〇〇	二七、五〇〇

四方より群來せる商人及び獵業者の競争は直ちに其結果を呈したり、土人に酒を飲ましめたる弊害は姑く措き、非常に多數の貨物を貸付け其價格多額に上り、土人が獵業者競争の結果として生じたる割合高き臘臍の價格（一頭四留に達したり）より得たる利益は皆無となれり。

十 臘臍獵業貸下沿革

政府は遂に斯の如き状態を中止せんと欲し「コンマンドルスキー」諸島に於ける獸皮營業を民間に貸付け以て政府の收入並に土人の利益を計ると共に同島に於ける獵業及び貿易の方法を整理せんとしたり、之に依りて千八百七十一年二月十八日米國の「ハッチンソン、コール」商會と契約を締結し向ふ二十年間「コンマンドルスキー」及び「チユレニ」島に於ける臘臍獵業の專權を同會社に附與したり、之が爲めに會社は毎年貸下料として五千留を納め其外臘臍獸皮一枚に就き二留宛を納むるの契約を爲し、捕獲高と毎年春地方官の定むる所に從ひ臘臍の捕獲に從事したる土人には會社より獸一枚に就き五十哥宛を支拂ふ事とし、此契約實行の擔保として露西亞帝國銀行に三萬留の金額を預納したり。

然れども土人が 皮一枚に就て五十哥宛を受くるは其勞働賃微々たるに依り、露國政府は千八百七十七年三月九日桑港駐在の領事をして追加條約を締結せしめ、「ハッチンソン、コール」商會は同條約に依り土人に對する支拂高を倍加して一留と爲し、其代り露國政府は會社の納付高を獸皮一枚に就き二十五哥（即二留の代りに一留七十五哥）を減じたり、但新條件は最初の捕獲高三萬頭に關するのみにして其以上の捕獲數に對しては會社は政府と土人とに對し一千八百七十一年の條件に由りて支拂ふ事としたり。

此價格は會社に取りて非常に利益なりき、何となれば同會社は他の名稱「アラスカ」商社を以て北米合衆國政府より「ブライロフ」島に於ける臘臍獵業の貸付に就て得たる條件は之に比して頗る不利なりしが故なり、同島貸下に對する競争者十四の多きに達せしが、米國政府は二百萬弗の資本を有する前記「アラスカ」商會に貸下ぐるに決し、同會社は二十年間毎年十萬頭までを捕獲し、貸下料として政府に五萬五千弗を納付し、外に撲殺して輸出する臘臍獸皮一枚に就き二弗六十二仙二分の一宛を支拂ふことを約したり、加之會社は毎年土人に無代價にて乾魚二萬五千匹、薪六十束、食鹽及び肉を必要だけ供給し各島毎に學校を設置すべき義務を有したり。

露米商會は二大群島に於ける臘臍營業の契約を爲したるに依り獸皮貿易市場に於て獨占の位

地を占め巨大の利益を壟断するに至れり。

之が結果として(第一)、露國政府の發議に由り國庫納付金を前記の如く増加せしめ、(第二)、千八百八十二年契約の終結八年前會社は同契約を延期せんことを申込み且之に就て「ハッチンソン、コール」商會は著しく獸皮の買受價格を増すことを承諾したり。

此問題を起したるは東部西比利亞總督「アムーチン」氏にして、氏は「コマンドルスキー」諸島より政府に收むる収入の増加を慮り、同島監理官「グレブニツキー」氏に托するに「ハッチンソン、コール」商會と協議を遂ぐるの任を以てし、氏をして千八百八十二年の秋桑港に赴かしめたり、氏は同地に於て會社の代表者と契約の條件に就き協議せしに、會社は同契約を千九百十一年一月三十一日迄延期するに於ては政府に貸下料として毎年二萬留宛を納め、外に島に於て捕獲したる臘納臍皮一枚に對し二留宛を納め、土人には營業料として獸皮一枚に就き七十五哥宛を支拂ふことを諾したり。

西比利亞總督は此條件を以て政府の爲め有益なるものと認め、氏の建議に基づき内務省より關係の各官省に其案を廻附し意見を徴したり、新契約の特點と看做すべきものは貸付料の増額にして(即ち五千留の代りに二萬留)千八百八十三年即ち現行契約の終局八年前より會社が自費を以て島の維持法(醫師、教員、學校、藥劑店等)に對する經費を支出することを承諾したるもの、

外巨額の收入を得べき譯なりき(即ち一萬五千留に入を乗じたるもの)、然るに外務省及び海軍省は此特點あるにも拘はらず、「ハッチンソン、コール」商會と前記契約を締結することに反對したり、外務大臣は「露領諸島に於ける獵獸の獨占權を以て外國商會に附與することは不利甚だしきものなり、況んや新契約の草案に依れば「ハッチンソン、コール」商會が、既に合衆國に屬する「プリプリオフ」島に於て同業を營む米國商會をして該島沿岸にまで手を伸ばしめんとするの意あるに於てをや、要するに同業を露國企業者の手に委するは得策なり」との理由に基き、「露國の有力なる商會に此權利を附與する能はざる場合に限り、或は同業を前記の米國商會に貸下ぐるを得べきも、其營業の區域を限りて露領沿海州沿岸に及ぼさしめざるの制限を附すべし」と主張せり。

海軍大臣も亦内務省の提議に對して反對を表し、「若し内務省にして「ハッチンソン、コール」商會と現行條約の終局時期即ち千八百九十一年に於て、露國臣民中より有力なる貸下げ人を見出すとを得るの望あるに於ては追加契約は採用するに及ばざるべし」と云ひ、且海軍大臣は臘納臍の契約價格を頗る低廉なりと認め、其價格を増加し臘虎及び狐皮に對しても課税し、臘虎に對しては約三十留、狐皮は約三留宛の納附金を課すべしと主張し、更に米國商會に種々の權利例へば軍艦旗を掲揚するの權利、巡邏するの權利等を附與せんとする事に就き熱心に反對を表したり。

前記の反對ありたるが故に「ハッチンソン、コール」商會とは新契約を締結するに至らず、同問題は以前の儘に存したり、然れども千八百八十七年に至り貸下げ二十年期の終局（千八百九十一年）漸く近づきたるに依り、會社は再び契約の延期を請願し、千八百八十二年の「グレブニツキー」氏の提案したるよりも露國々庫に取りて一層有益なる條件を提出したり、會社の代表者「エトリン」氏は政府が「ハッチンソン、コール」商會と直ちに二十年間貸下契約を締結するに於ては、政府に納むる毎年の貸下料を十萬留に増加し獸皮一枚の代價を七留にまで増加することを承諾したり、然れども之が交渉談判久しきに涉り同問題は更に調査を遂ぐるまで延期せられたるを以て、此時も米國商會は目的を遂ぐるに至らざりき。

黒龍江沿道總督「コルフ」男は同商會に營業權を貸下げんことを主張し、同商會をして獸皮一枚毎に國庫に九留宛を納めしめんとし、當時北方露領各地に官有食料を供給し併せて廣く商業を營める「ヒリツペウニス」氏が米國人と同様の條件を提出したるに拘らず之を排斥したり、莫斯科の有力なる皮革商は政府にして若し米國商會の代りに「ヒリツペウニス」氏の條件を容るゝに於ては、組合人と爲りて合資組織と爲さんとするの意あるを言明したり、此の如く企業者と交渉談判し各官省の間に交渉行はるゝ時に當り北米合衆國は露國政府に向て海上に於ける臘腦臍密獵防禦を目的とする國際協商審議に合同せんことを提議したり、當時已に密獵は盛に行はれ市

場に現はるゝ臘腦臍の數著しく増加して合法の貸下人の販賣する獸皮の價格頗る低落したり、米國政府の此問題を提議したる所以は、密獵防禦の外千八百九十年に至り「ブリブロン」島の「アラスカ」商會に對する貸下期限終るが故に、合衆國は同島を將來更に自國の爲めに有利なる條件にて貸下げ、臘腦臍獸皮の價格を高めんと欲したるより、國際間の協議を遂げ廣く調査を遂ぐるに於ては臘腦臍獸業の収入高を一定し、新契約に於て市場の價格に相當する價格を制定するを得べしと豫期したるなり、露國政府は臘腦臍を繁殖し之が營業を整理することに關しては、米國と利害の感を同するを以て米國政府の提議を採用し、「ハッチンソン、コール」商會に契約を締結することを見合せたり。

「コンマンドルスキー」諸島課稅改正の談判開始せらるゝに先ち、已に我中央諸官省の間に「コンマンドルスキー」諸島の實況並に營業の狀態其の収入等に就て明確なる調査を缺くを認め、同事業と聯關したる各種の問題を調査せんが爲め千八百四十四年同八十五年の兩年間、參謀本部陸軍中佐「ウオロシノフ」氏を派遣して調査せしめたり、其調査報告は露國に於て「コンマンドルスキー」諸島に關する最初の明確なる調査なりと謂ふて可なり（此報告は一千八百八十六年「ハッロウスク」總督府に於て刊行せられたり）「ウオロシノフ」中佐の報告は會社の利益を充分に調査したる外、「コンマンドルスキー」諸島に政治上重大なる意味を付し、「露國臣民たる」コン

「コンマンドルスキー」諸島人民の生活を安全にせんが爲には、第一之を他國人民の勢力より防ぎ、第二金錢上の關係に於て土人と同島の唯一の販賣者及び購入者たる會社の專横より防がざるべからず」と云ひ、且之と共に「露國が「コンマンドルスキー」諸島に於ける臘腦臍營業より得る所の利益は、前記二箇の條件を守るに於て年々益々増殖して永久無盡なるべし」と謂へり、氏は臘腦臍營業の收入額は政府の爲めに之を定むるに、第一獵業高若くは年々同島にて捕獲する臘腦臍の獸皮の數、第二市場に於ける價格、第三同島の天産物を利用する方法に依るべしと爲せり、且つ同氏の報告には臘腦臍の外同氏の調査以前未だ政府の注意を惹くに至らざりし臘虎及び狐の價值と收入額とを説明したり、要するに「ウオロシノフ」氏の報告は其經濟上より加へたる説明に依り將來營業税を改正するに當り、貸下人に非常の高價を附するを得せしめたるを以て國に利する所大なり、政府は其報告の材料に基き始めて「コンマンドルスキー」諸島の獸皮に對し競争入札を廣告し嚴重に契約者を選定するを得たり、外人排斥問題は此時益々重きを置かれ國財省は成るべく多く露國臣民中より貸下人を求めんが爲め各地商業會議所に當時事情の明かならざる「コンマンドルスキー」諸島臘腦臍營業の説明を添へて競争入札の勸誘書を發したり。

大臣委員會は農務國財省大臣の提議に基づき契約の履行に就て最も多額の契約履行保證金を納付せる、「グリーンワッド」「サウサッチ」「ブロンローフ」及び「レベシキン」諸氏の組織せる組合に

獸皮營業を貸下る事に内定し、貸下條例は千八百九十年十二月廿一日裁可を得たり、同條例に基づき千八百九十一年二月十二日露國臘腦臍營業會社と稱する商會を組織したる前記諸氏と契約を締結し、之に由り國財省は同會社に十年間露領「コンマンドルスキー」諸島及び「チュレニ」島に於て臘腦臍、臘虎及び狐の皮を買受くる特權を與へたり(第一條)、新契約に於ては貸下總額を一定せず一切獸皮の數にて計算する事とし、臘虎及び狐も臘腦臍と同じく一定の價格を付して契約中に加入せられたり、同會社は(第四條に於て)獸皮一枚毎に政府に對し臘腦臍皮は十留三十八哥、上等の臘虎皮は百十五留三十三哥半、二等の臘虎皮は五十七留六十六哥四分の三、上等緣狐皮は十一留五十三哥半、二等緣狐皮は五留七十七哥、白狐皮は二留三十一哥宛を悉く金貨にて納むることとし、契約條件を正確に履行するの擔保として會社は金貨にて二十六萬留(紙幣にて約四十萬留)の保證金を納付したり、露帝「アレキサンドル」三世の特別の希望に依り會社が獸皮産物を輸送し並に貨物を諸島に送達するには、露國船旗を掲揚したる船舶のみを使用すべき條件第十一條を加へたり。

「ウオロシノフ」氏の意見は本契約の一般の精神に於て充分明白に表示されたり、此契約の定めたる價格の此の如く高さ所以は是より一年前合衆國政府が二十年間の期限を以て、「ブリンピョロフ」諸島に於ける獸皮營業を從來の「アラスカ」商會の代りに北米商會と稱する新會社に貸下げ、

同會社をして毎年六萬弗(十二萬留)の貸下料の外臘腦臍獸皮一枚に對し九弗六十二仙半を納めしむることを約したる結果なり、但し「コンマンドルスキー」諸島の臘腦臍皮は其性質に依り「ブライロン」島の臘腦臍皮より劣等にして通例二割五分廉價に賣買せらるゝが故に、露國臘腦臍營業會社との契約に於ては其差異に應じて價格を定めたるなり(即ち金貨にて十留二十八哥)、斯の如く千八百九十一年以來前記貸下料條件の高價なる故に由り、臘腦臍の皮は市場に於て從前よりも高價を保ちたるを以て營業者の「ペーリング」海に赴き此獸を獵獲せんとする者多く、其利益亦甚だ多かりしを以て密獵亦從て非常に増加したり、爲に臘腦臍の群は多大なる打撃を蒙り之と共に正當の手續を経て島中に營業する者の獵獲高減少し、高價の貸下料を支拂へる營業者は其豫期せざる競争密獵者の現はれたるに由りて損害を招きたり、北米商會の如きは全く政府に對する支拂を停止し、米國政府は大に其貸下料を減ずるの止むを得ざるに至れるを以て露國臘腦臍營業會社も著しく獵獲高の減少と市場の不景氣とを口實として貸下料低減の請願を爲したり(千八百九十七年)、臘腦臍獵業は實際一千八百九十一年以來一大變更を來し、露國政府は契約者の困難を救ふの必要を認め營業捕獲の數に應じて新たに左の如く納稅額を定めたり、(同會社は一千八百九十八年の獵期の半より此稅額にて納付したり)。

營業捕獲高一萬頭以下に就ては一頭に付紙幣九留宛。

營業捕獲高一萬乃至一萬五千頭に就ては一頭に付十二留宛。

營業捕獲高一萬五千頭以上に就ては十五留五十哥宛。

千九百一年二月に於て露國臘腦臍營業會社との契約期限終るを以て、農務國財省は「コンマンドルスキー」諸島及び「チュレニ」島に於ける獸皮營業貸下の要項を調査制定し、同業貸下を希望する者に對し封印の儘、臘腦臍皮一枚に就き國庫に納付すべき價格と其他の契約に關する條項を認め之を當局者に提出せしむることゝしたり、之と共に同年冬(二月)には諸島との交通絶えて契約を締結するに不都合なるが爲め新貸下契約は千九百一年九月以後に實行することゝし、前記會社に對し更に一獵期間(即ち千九百一年二月より八月末迄)契約を延期せしめられたり、千九百一年十一月に執行したる第一競争入札は契約希望者無かりしを以て之を締結するに至らず、更に千九百一年四月五日第二回の競争入札を廣告し、之に應じて競争入札を附したる者は「グリンワッド」氏、露國臘腦臍營業會社並に堪察加商工業會社の三者なりき。

十一 堪察加商工業會社及露國政府と同會社との契約條件

右の中堪察加商工業會社は國庫の爲めに最も有益なる條件を提出したるを以て之に貸下ぐる事とし、千九百一年(我が明治三十四年)八月四日同會社は露國政府と向ふ十年間(千九百十一年八月末に至るまで)獸皮營業の貸下契約を締結したり其條件左の如し。

會社は島に於て得る所の總ての獸皮に對し一枚毎に左の如く國庫に支拂ふを約す。

臘豚脰一年一萬頭以下捕獲の際は獸皮一枚に就き十留宛。

一萬乃至一萬五千頭捕獲の際は十三留宛。

一萬五千頭以上捕獲の際は十六留宛。

臘虎皮上等一枚に付二百留宛。

二等同百留宛。

綠狐皮一枚に就き十八留宛。

二等同九留宛。

此外會社は一年間に於て三回以上島民に對し生活上必要の物品を悉く供給し、其代價は貨物を買入れたる市場の原價に對し二割以上割増せざることをなし、保證金として九萬七千留を納付したり。

前記條件の外總體に於ては此條約は從來の貸下人の契約と同一なり、此の如く目下「コンマンドルスキー」及び「チュレニ」島に於ける獸皮營業は千九百一年以來向ふ十年間同營業權を得たる堪察加商工業會社の獨占する所たり。

十二 「コンマンドルスキー」諸島貿易の概況

「コンマンドルスキー」諸島に於ける貿易は沿海州の他の北部地方に於ける貿易と毫も相似たる所なし、其最も相異なる點は北部大陸地方に於ては人民殆ど金錢を見ることなく、其需要品は悉く之を貿易商より己の營業捕獲物に交へて受くるも、「コンマンドルスキー」諸島に於ては該地方官各「アレント」土人と其捕獲物即ち獸皮に對し現金を以て計算するが故に、金錢の流通裕かなるを以て貿易も亦皆現金を以て之を行ふ。

「コンマンドルスキー」諸島より得る處の毛皮に對しては毎年營業の終りたる後地方行政廳の算定せる計算に應じ聖彼得堡に於て國庫に二様（國庫に納むるものと土人に與る者との）の納付金を爲し、而して後島民の捕獲營業、皮剥ぎ等其他の勞働に對する賃金の部分（島民の捕獲營業及凡そ之に連關する一切の勞働に對し同島民に支拂ふべき賃金も會社の政府に納むる獸皮に對する納付金中に包含する旨契約第四條に規定しあり）は「コンマンドルスキー」諸島行政廳に轉送して島民に交付せしむ、是くの如き計算の方法は島民の勞働賃金受取上に遲滞を來すこと勿論なりと雖も、少くとも之が計算實施に就て不平を鳴し侮辱せられたりと訴る者あるべき謂れなし、島民は其の收得したる所の金を自己の意のままに使用するは勿論なりと雖ども、島民の食物としては乾魚（土音「ユーコラ」）及び臘豚脰肉の外之れなきに依り、其の收得したる賃金は自然悉く食糧及び其他生活の爲め必要なる物品を購入するに費消す、自製の衣服及び履物を使用するこ

とは殆ど全く廢止して今日は島民皆露米兩國より輸入する衣服を纏ふ。加之猶此に一言すべきは北部大陸各地に於ける貿易は全く自由の營業にして、地方官の監督に屬せざるも諸島に於ては貨物を輸入して之を島民に販賣することは一千八百九十一年（我が明治二十四年）以來毛皮營業貸下人の義務と爲り、始終地方行政官の監督を受け、地方官は常に貨物の良否を検査するのみならず其の時價を監督するの任を托せられたり。「ハッチンソン、コール」商會の「コンマンドルスキー」諸島に於ける毛皮營業貸下契約中に左の簡條あり。

「コンマンドルスキー」諸島に酒精飲料を輸入するを禁ず（第十條）此の飲料を除くの外該島土人は日用需要品を販賣することは「ハッチンソン、コール」商會に禁ぜられず但該地方長官が同商會代表者協商の上認可する特別定價表外高價に販賣すべからず。

商會が島民に食糧品を供給する義務に關して此上確乎たる命令なかりしが故に、該商會は土人に日用需要品を販賣することを「禁ぜられず」との文句を利用して非常の高價を以て土人に貨物を販賣したり、故に土人の得たる勞働賃が獸の豊かなるに依りて多かりしに拘らず常に負債の狀態を脱する能はざりき、政府は此高價なる不都合の狀態に意を注ぎ、同島貿易を改善する目的を以て營業税を改正するに當り、貿易に關する條項（第八條）は精確に規定したり即ち左の如し。

會社は凡そ島民の生活に對して必要なる物を地方行政官の預告に應じ、毎年一回其の貨物の輸送せられたる市場の原價に二割を増したる直段にて島民に供給するの義務あり。

（同島貿易は會社の獨占たり契約第七條に曰く凡そ契約の効力を有する間政府は該島に於て貸下契約人の承諾なしに他の商工業の經營若くは實行を許さざるべしと、只追加金の最多額を二割としたるを以て獨占貿易の不良の結果を除きたり）。

右第八條を實行する爲め夏の終に營業の已に確定し、隨て島民の得べき工錢高明白と爲りたる時、地方官は明年の航海期に冬期の爲め又は寧ろ一週年の爲め島に輸送し來るべき一切の物品の請求書を認め、之を露京聖彼得堡に送付し、而して同年冬の間に行政官の命令に應じて之を購入せしむ、即ち貨物の一部分は之を露國に於て購入し、他の一部分は米國に於て購入し、而して貨物の購入先きは會社の見込に一任せらるゝときは尙も價格の許す以上、露國産の貨物に重きを置かしむ、露國より輸送する貨物は三月之を「オデッサ」に集め義勇艦隊汽船に荷積して、浦潮港又は長崎に送らしめ、同所より會社の汽船をして「コンマンドルスキー」島に輸送せしむ、同時に會社の他の船をして米國貨物をも該島に輸送せしむ。販賣價格は船積證書に基づき之を定め地方廳の認可を得て之を販賣す。

十三 「コンマンドルスキー」諸島に貨物の輸送方、其總額、米國品及露國品

會社は契約に依り貨物の買入直段に僅に二割の割増を追加するの權利を得たる結果、米國品は桑港より島に直航したる故、最初より同國貨物に取りては甚だ都合なりしも、露國品は輸送の道長く且數回積替せざるを得ず、會社は之れに僅々二割の割増金を爲して販賣するが故大損失を蒙りたり、何となれば製造所より「オデッサ」港まで鐵道にて輸送し、同港より海路「コンマンドルスキー」諸島にまで輸送する約二箇月を要する長路の輸送費に加ふるに保険料其他の雜費を以てする時は、通例貨物の原價の一割八分乃至二割三分に達したればなり、斯く「コンマンドルスキー」諸島が露本國の生産地を距ること遠くして該島に對する米國貨物の輸入販賣には到底敵すべからざるを以て、露國政府は契約にて會社と約束したる割増金の外歐洲露國より「コンマンドルスキー」諸島に輸送する貨物の輸送買入直段に加ふることを許したり。

貨物の買入直段に二割を増すことは一見有利なるに似たりと雖も、斯の如き遠隔の地に貿易を行ふに就て多くの雜費を要するを以て會社の利益果して大なるやは疑はし、各島に商店を設置し支配人を置くことは姑く措て言はず、(皮革を引受くるは船長或は特に「ベトロパウロウスク」より派遣せらるる者に托するを得るが故支配人の終年島に居るは單に商店の事務取扱の爲めのみ)一年間島に置かれたる爲め始終絶えざる濕氣の爲に廢物と爲るの貨物頗る夥し、又地方官の注文に由りて輸送したる貨物にして數年間打棄てられ購買者の有無すら見込なきものあり、又

新輸入の貨物にして相場の場合に依り前年輸入の貨物より廉價なるものあれば、新貨物は自然賣行き良くして古物は賣れず、又色合に由りて土人の嗜好に投ぜざるもの、如き(土人は綠色のものは一切好まず)幾年を経るも賣れざる等のことありしが、近頃は地方官も大に土地の需要と土人の嗜好とに深く注意するに至りしもの、如し。

晩近拾年間「コンマンドルスキー」諸島に輸送せられたる貨物の數左の如し以て同島民の購買力少なからざるを知るべし。

(甲) 「ペーリング島」

年次	露國より	米國より	其他各國より	合計
一八九一—二	二二,二八八,一五五	三五,〇五六,〇四四	—	三七,二八四,一九九
一八九二—三	二二,六九三,〇四四	四〇,九一六,三三三	—	五三,六〇九,三七七
一八九三—四	三二,九一一,七五五	二二,八二〇,二一一	三,六九〇,九八	五九,四二二,九四四
一八九四—五	二二,二七七,〇九九	一〇,六一一,八〇〇	—	三三,八八八,八九九
一八九五—六	二二,六三三,一一一	一一,六一一,一〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	二四,八九五,二一一
一八九六—七	一七,三八八,〇七	一一,五四一,〇六	一,六九五,六四四	三〇,六二四,七七七
一八九七—八	七,六五九,二二二	一五,七九一,二二二	七,六九,四〇〇	三〇,六一九,八四四
一八九八—九	六,七二〇,五五五	一四,九一一,五六六	七,一〇一,七二二	二八,七三三,八三三
一九〇〇—一	三,〇七七,四三三	一一,三九六,七八八	九一八,六三三	一五,三九二,八四四
未詳	—	四,三〇〇,七六六	—	—

(乙) 「メイドヌイ」島

第四章 「コンマンドルスキー」諸島

年次	露 國 領 土			米 國 領 土		其 他 各 國 領 土		合 計
	露 國 領 土	露 國 領 土	露 國 領 土	米 國 領 土	米 國 領 土	其 他 各 國 領 土	其 他 各 國 領 土	
一八九一—二	三、一八二、六七	二〇、八九二、六八	未詳	二〇、八九二、六八	未詳	未詳	二四、〇七五、三五	
一八九二—三	八、六三六、八〇	二〇、三三一、九一	未詳	二〇、三三一、九一	未詳	未詳	二八、七六八、七八	
一八九三—四	一八、七三七、八〇	一三、三六七、七六	未詳	一三、三六七、七六	未詳	未詳	三一、一〇五、五六	
一八九四—五	一七、二九〇、六八	一三、一九九、九七	未詳	一三、一九九、九七	未詳	未詳	三〇、四九〇、六五	
一八九五—六	一〇、二二九、〇四	七、〇〇六、一一	未詳	七、〇〇六、一一	未詳	未詳	二七、一三五、一五	
一八九六—七	一五、〇三〇、二五	二〇、三九六、八二	未詳	二〇、三九六、八二	未詳	未詳	二二、九〇三、七九	
一八九七—八	六、三九四、五六	一七、四四〇、七八	未詳	一七、四四〇、七八	未詳	未詳	三一、九〇八、四一	
一八九八—九	三、九三六、九八	一、四六八、六二	未詳	一、四六八、六二	未詳	未詳	二六、五四七、四九	
一八九九—〇	三、〇二二、三四	四、九二六、四八	未詳	四、九二六、四八	未詳	未詳	一六、〇七九、〇七	
一八九〇—一	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	
一八九一—二	六二、三五九、五四	六二、九二四、五三	未詳	六二、三五九、五四	未詳	未詳	一二五、二八四、〇七	
一八九二—三	八二、三七八、一五	八五、一九〇、六四	未詳	八二、三七八、一五	未詳	未詳	一六七、五六八、八〇	
一八九三—四	九〇、五二八、五〇	一〇五、八九一、一六	未詳	九〇、五二八、五〇	未詳	未詳	一九六、四一九、六六	
一八九四—五	六四、三七九、五四	八三、四三三、八七	未詳	六四、三七九、五四	未詳	未詳	一四七、八一三、四一	
一八九五—六	五二、〇三〇、三六	六七、九〇〇、七四	未詳	五二、〇三〇、三六	未詳	未詳	一二九、九三〇、一〇	
一八九六—七	五三、五二八、五六	七七、三三一、二四	未詳	五三、五二八、五六	未詳	未詳	一三〇、八五九、八〇	
一八九七—八	六二、五二八、二五	八二、六七九、二八	未詳	六二、五二八、二五	未詳	未詳	一四四、二四七、五三	
一八九八—九	五五、二八一、三二	六七、九〇一、六八	未詳	五五、二八一、三二	未詳	未詳	一一二、一八二、〇〇	
一八九九—〇	三一、四七一、九一	四三、三七二、七三	未詳	三一、四七一、九一	未詳	未詳	七四、八四四、六四	

(丙) 兩島に於て

但契約の二割増及び貨物の輸送荷造等に關する雜費も賣上價額中に繰込みたるものなり
 本表に依れば「コンマンドルスキー」諸島に於ける日用需用品の價格が卸賣原價に比して騰貴の
 差の如何に微々たるかを知るべく、且つ「アレント」人が此點に關して他の露領在住の土人に比
 して如何に良好の情態にあるかを知るべし、加之彼等は營業の勞賃を得ること年々確保せらる
 らを以て、收入の點に就て亦安全なり、其の勞賃額は下表に示すを以て之を貨物の輸入高と對
 比するを得べし、但之に就いて該需要者中に同島地方管理官營業貸下人及び其他在住者あるを
 忘るべからず。

又本表に依るに一千八百九十三年以降同島に輸入する貨物の數漸次減少し近年に至りて益々著
 しきを見るべし、是れ捕獲獸の漸次減少して島民の所得賃銀亦減少し隨て其の購買力の減少し
 たるに依るものなり。
 米國商會にて「コンマンドルスキー」島を借受け營業せし時、同商會は島民に米國産の貨物のみ
 を供給したる故島民の其習慣に染むこと甚だ深く、露國臘肺齋營業會社が一千八百九十一年貸
 下營業の權利を得るに及んで、米國品に代へて露國品輸入増加に努めたるより上表に見ゆるが
 如く著しく其目的を達したり。

然れども人民は米國産物に慣れたるが故米國品は常に「コンマンドルスキー」島に輸入を絶たざ

るべし、露國風の黒麵麩は島民一人として食するものなければ、裸麥の輸入すべき見込なく米國産麥粉のみ輸入し、且「アレウト」土人は怠惰なるを以て總體麵麩よりも寧ろ其價の不廉なるに拘はらず、「ビスケット」の如きものを好む、此外同島に多く輸入するものは魚類及び臘臍臍皮、鹽漬用の鹽、板、丸太等の木材なり、次に擧ぐべきものは履物、勞働者の衣服地の厚き木綿類、「ゴム」靴等なり、米國との交通簡易且迅速なるを以て、同國より鹹製牛肉、牛酪、鶏卵、「ヘット」、野菜、果實を輸入す、而して此等の食物は（果實を除くの外）冬期中保存し得らるゝ如き包装にして、輸入せらるる島と交通の絶ゆる長さ冬の爲めには、米國の罐詰を輸入することなるが其種類驚くべき程多く而も廉價にして良品なり。

露國より輸入するものは砂糖各種製造品廉價の毛織物、壁紙、各種紙類、釘、鋸、銃丸の如く細かなる金製品、帽子、硝子製及び陶製の器物、石鹼、蠟燭及び其他の雜貨なり。

又表中に記したる如く他の各國より輸入したるものの中には、日本より輸入したる米及び露國石油、支那より輸入したる茶、堪察加の「ペトロバロウスク」より輸入したる、薪及び其他島中に缺乏を感じて同所より輸入したる貨物あり。

米國より輸入する貨物中の重なるものは前記せし如く日用需要品にして、多額の費用を費すに非ざれば露國より輸入すること能はざるものなり、然れども此の如く「コンマンドルスキー」諸

島が米國に干繋を有するは、露國に取りて極めて不快の事なりとす、一見島民に供給せらるゝ貨物の出所の如何は、孰れにせよ價格さへ廉なれば可なりと見做すが如しと雖も、其實島民は之に由りて隣邦と關繋を保つが故、外國品の多く輸入するは望ましからず、却て島民は出來得る限り本國の産物を使用せざるべからず。

十四 島民の收入

「メトドヌイ」島に輸入する高は人口の割合に依るに「ベリング」島よりも多し、是れ「メトドヌイ」島人民には臘臍臍及び狐の獵業の外人民に取りて、他の諸業よりも最も有利なる臘虎獵業あるが故なり、人民の收入は其の捕獲したる獸皮に對し、政府より受くる賃銀より成るものにして、政府は彼等に臘臍臍の皮一枚に對し一留五十哥づゝを受け、又臘虎及び狐の皮に對しては人民は營業會社が國庫に收むる總高の十分の九を受くるものにして、其の殘餘の一分のみ國庫の收入と爲る故に島民の受くるもの左の如し。

- | | |
|-----------|----------|
| 臘臍臍皮一枚に付 | 一留五十哥 |
| 一等臘虎皮一枚に付 | 百五十五留七十哥 |
| 二等同 | 七十五留八十五哥 |
| 一等綠狐皮一枚に付 | 十五留五十七哥 |

二等緑狐皮一枚に付
白狐同

七留八十哥
三留十二哥

若し此數を以て夫の「ハッチンソン、コール」商會の人民に支拂ひたる所のもの即ち

- 臘肭臍に對し三萬以内一留宛、三萬以上五十哥宛、
- 一等臘虎に對し金貨五十留乃至五十五留宛、
- 二等同く金貨四十留乃至四十五留宛、
- 一等狐に對し三留乃至三留六十哥宛、
- 二等同く金貨二留宛、

に對比したるには、人民の收入が一千八百九十一年の契約成立後如何に増加したるかは一目瞭然たらん、轉近四年間前記各獸の撲殺高に應じて人民の收得高左表の如し(但し紙幣留なり)。

年次	ペーリング島	メードヌイ島	兩島合計
一八九二	四五、八四〇	五三、九四七	九九、七八七
一八九六	二四、七一三	二三、一五八	四七、八七一
一八九七	九、九五五	三三、二七〇	四三、二二六
一八九八	一七、二五九	一四、九二〇	三二、一八〇
一八九九	七、八〇三	二三、五九一	三一、三九四

收入の最も多かりし千八百九十二年の賃銀高は唯比較の爲め擧げたるのみ、同年は契約貸下人の變更したる後に於て人民の收入殆ど拾萬留に達したるも、爾後臘肭臍及び狐の減少したる影響として著しく減少し、千八百九十九年の如き已に其の三分の一以下に減少したり、各島に於ける收入額の年々著しく相異なる所以のものは、其年の捕獲高の多少に因るは勿論にして、就中其年に臘狐業の行はるゝや否と「メードヌイ」島に於ける臘虎獵の好況如何に因るものなり。「ペーリング」島に於ては成年に達したる獵師は營業を爲すため、一の労働組合を作りて各人の收益高は、殆ど一般に平均なるも(「ペーリング」島の人民は「メードヌイ」の人民に比して怠惰なり)「メードヌイ」島に於ては然らず、同島に於ては各自己の爲めに労働す、同島に於ては人民の勤勉なる外組合の方法は全く臘虎獵に適せざるものゝ如し、何となれば同臘業には専ら獵師の機敏なる術を要するものにして、矢を以て臘虎を射る時の如き殊に然りとす、之れが爲め「メードヌイ」島の人民の間には、労働賃銀の收益平等に分配せられず、予の聞きたる所に據るに或土人の如き一夏季に十疋の臘虎を獲たりと、是れ千留以上の價格あるものにして、此外通常の狐及び臘肭臍の營業と、營業會社が土人を雇ふて種々の労働、例へば船積、貨物運搬等の爲に人民に分配する賃銀(總額約千五百留)と、外に地方廳の爲めに労働して得る所の少額の賃銀なり。

千八百九十一年新會社に毛獸の營業貸下を爲したる後、人民の収入は著しく増加したり、而して其収入の増加したるは二様にして、即ち一は營業の爲め人民の直接に受くる所の金額の増加と、一は政府の處置に依り會社が同島に販賣する貨物の、價格を著しく減低したるの影響是れなり、米國商會に貸下の時代に、人民一年間の収入高は平均三萬八千留なりしに、露國會社が貸下營業したる三箇年間、土人の營業に由りて得たる一年間の収入高平均約七萬五千留なりき、即ち一人に就き百十九留四十三哥にして、既往二十年間一人の収入額より多きこと約四十六留なり、是の如く人民の収入高は増加したるに拘はらず、此増加の模様は現今著しく目に觸れざる所以は新貸下の初年に於て著しく増加したる人民の収入は、再び臘腦臍群の減少するに従ひ減少し、政府が貸下營業者に對し目下の如く臘腦臍皮一枚に就て一留五十哥の代りに、其價格を高めて二留五十哥となし以て人民の利益を圖らんとするの問題すら起るに至れり。

十五 臘腦臍皮販賣の概況、獸皮の區別

臘腦臍の販賣は初め露米商會一手の販賣にして、英米及び露國に販賣したりしが（其沿革は此に略す）千八百六十八年同商會の契約を解くに及び、「ブレナイロフ」島「コンマンドルスキー」島に於ける臘腦臍は、密獵者の濫獵する所となり、其皮は概ね鹽漬として各地方に輸送したりし

が、結局倫敦に集中したり、是れ臘腦臍皮の製革法及び著色法の秘訣を知るものは、倫敦にある二三商館に過ぎざればなり、此後「コンマンドルスキー」諸島の臘腦臍營業は、「ハッチンソン、コーン」商會に貸下げられ、米領「ブライロフ」島の營業は「アラスカ」商會に貸下げられたりしが、兩者其の名を異にするも其の實同一の會社にして、此貸下の締結の時より撲殺並びに販賣の方法は、再び整理するに至りたり、前記の二商會は臘腦臍皮の專賣權を有し、其價格を高むるが爲めに充分盡す所あり、而して價格は注文の多少に直接關係するを以て、注文を受けるが爲めに會社は充分の盡力を爲し、巧みに廣告するの外、皮革商及び貴婦人の流行品を造るの裁縫師と協商し、之をして他の毛皮よりも臘腦臍の皮の流行を競はしめ、而して市場に餘計に皮を賣出さずして、價格の下落を防ぎ臘腦臍皮を以て、遠く他の毛皮に比すべからざる華美なる贅澤品と看做さしむるに至れり、此時に於ても臘腦臍皮は悉く倫敦に輸送して之を競賣に附し、之が製造方は依然英人の秘密に守る所となれり。

然るに千八百九十一年の後「ブライロフ」島及び「コンマンドルスキー」島の營業が、全く別箇の二會社に貸付けらるゝに及び專賣權の性質を失ひ、市場に毛皮を賣出すに就て、從來の如き一致を守ること能はざるに至りて價格は下落したり、二會社とは露國商會、米國商會にして、當時密獵盛んに行はれ、其市場に出す所の臘腦臍の毛皮は甚だ多くして需要に超え、價格を下落せ

しめたるを以て、二會社は到底協商すること能はざりき。

一千八百九十一年露國政府及び合衆國政府に於て、新契約者に對し毛皮賣下の價格を高むるに及び、密獵をして益々得意ならしめたり、當時密獵の俄然擴張したるを以て之を知るべし、海上に於て捕獲する臘腦臍の皮は、市場に於ては割合に廉價なりと雖も、密獵者は何れの國の政府にも税を納めざるが故に、其廉價にても充分有利なり。

島に於ける臘腦臍皮の取扱に關しては、鹽漬に若干の技術的改良を加へたるの外、露米商會の時代より何等の變更をも來さず、獸皮は皆倫敦に送られ、未精製造品として競買に附せらるゝを例とし、之を取扱ふ者は殆んど「ランブソンコンパニー」の一商會のみ、唯前時と異なりたるは輸送の速かになりたることのみにして、先には皮を島に貯藏したれども、現今は毎年秋に桑港に輸送し、冬に倫敦に送りて、翌年三月販賣するを例とす、毎年市場に乾燥して現はるゝ毛皮亦數百枚ありと雖も、其數は總體に對しては微々たる割合を爲すものにして、一般に鹽漬製なりとす。

甲表に載近十年間倫敦市場に於て販賣せられたる鹽漬製臘腦臍皮の數を示す、此表に依るに臘腦臍の皮を最も多く供給する所は北半球にして、南半球に於て多數を出すものは僅かに「ロボス」島あるのみ、往昔臘腦臍の皮を市場に送り出したるものは、「ブイブイロン」島及び「コンマ

ンドルスキー」諸島に限りたりしが、今は甚だ微々たり、最も多數を占むるは第三項の密獵者なり、且之に就て一言すべきは、北米合衆國政府が臘腦臍保護の處置を取りたるに依り、目下密獵者が「ベリリング」海の西部に集中して、擅に露國臘腦臍の南より北に遡る時、並に「コンマンドルスキー」諸島に棲息する時に之を撲殺すること是なり。

臘腦臍皮の價格は目方、性質及び寸法等に依りて高下の區別あるが故に、市場に於て其種類を定むること頗る嚴密なり、獸皮の量のこととは姑らく措き性質に依りては之を別ちて四種と爲す、(第一)性質善良なるもの、(第二)劣等のもの即ち晩秋變毛の時に撲殺したるもの、(第三)毛皮に疵あるもの即ち銃殺されたるもの、(第四)鹽漬の不充分なるに依りて損じたるもの即ち腐壞したるもの等なり。

「コンマンドルスキー」の臘腦臍を前記四種に區別する時は左表の如し。

一千八百九十四年以來密獵の盛んに行はるゝに及び第三種の皮の市場に現はるゝもの甚だ多きを見る、是れ銃殺されたる獸の多き故なり。

年次	甲種	乙種	丙種	丁種	計
一八九一	二七、三五一	三、〇四七	二六八	一五	三〇、六八一
一八九二	二七、九六四	二、八七三	五三三	一〇	三一、三八〇
一八九三	二九、二一〇	三、二九三	三二二	七	三二、八三一
一八九四	二四、一二三	二、四三五	六八〇	六〇	二七、二九八
一八九五	一五、一四九	一、八二四	七〇五	四三	一七、七二一
一八九六	一〇、七三七	一、一八九	四〇六	八三	一四、四一五
一八九七	一〇、八九九	一、九八九	七〇六	一三二	一三、七二六
一八九八	八、一四七	四三五	三一六	四四	一三、七八四
一八九九	八、五九五	八五二	三〇四	三三	九、七八四
一九〇〇	一一、七七四	九〇一	五六二	四二七	一三、二三七
拾年間合計	一七五、九四九	一八、八三八	四、八〇二	四二七	二〇〇、〇一六

本表に依るに「コンマンドルスキー」諸島(及び「チユレニ」島)に來たる臘臍の群の、如何に著しく減少せしかを見るを得べし、較近十年間に捕獲したる獸皮の數、僅に二十萬枚にして即ち平均二萬枚に過ぎず、加之後に至りては其捕獲數三萬より著しく減少を來し、今日に於ては一年の捕獲數平均一萬枚と認めざるを得ず、加之この微々たる數の中第一種の良好の性質を帯ぶるものは、平均百中の約八十八に過ぎずして、其他の百分の十二が不良のものたるを知らば、臘臍皮衰類の如何を知るに足らん(尤も千八百九十七年には良質の皮百分の七九、四〇にして

不良のもの百分の二〇、六〇なりき)而して臘臍獵業に就て得る所の收入の年々著しく減少するや明かなり、此に其目方同じきも性質の良否に由りて、各皮に對する價格を掲げたらんには、劣等なる毛皮の價格如何に廉なるかを知るに足るべし、例へば千八百九十六年倫敦市場に於ける價格を擧げんに左の如し。(此年は平均に最も近きが故なり)

皮ノ目方	甲種	乙種	丙種	丁種
一、二〇七	五三	三八	三八	三八
一、〇〇九	五一	三八	三八	三八
九、〇〇五	五〇	三〇	三九	四二
七、一〇〇	四七	三〇	三九	四二
七、〇〇〇	四七	三〇	三九	四二
六、一一一	四四	三三	三八	四二
六、〇〇二	四〇乃至四六	三一	三六	四二
六、〇〇二	四六	三一	三六	四二
六、〇〇一	四二	二八	三六	四二
五、一一一	四二	二八	三六	四二

但斤は英斤にして英貨志を單位とす

次に臘臍皮の目方に付きて一言すべし、初め營業の獸と看做したるものは、其皮の目方七斤に達する年頃の壯獸なりしが、臘臍の數の減少するに従ひて其目方を變じ目下六斤までとす、

臘臍皮の目方の如何に就ては、概近十年間貸下營業人に賣渡したる皮の表を比例(百分)に依りて左に示さん。

千八百九十一年	千八百九十二年	千八百九十三年	千八百九十四年	千八百九十五年	千八百九十六年	千八百九十七年	千八百九十八年	千八百九十九年	千九百年
四六、三七	三七、三一	八八、二〇	八一、四三	五三、四九	六八、七一	五五、五〇	六六、四〇	四七、三八	五三、七七
五三、六三	六二、六九	一一、八〇	一八、五七	四六、五一	三一、二九	四四、五〇	三三、六〇	五二、〇二	四六、二三

本表に依れば十年間に七斤以上の量ある、皮百分の八十三及び八十一以上を占めたる年、僅かに二年(千八百九十八年及び千八百九十四年)ありたる外、自餘の年は殆ど捕獲数は半ば七斤以下の目方にして、五斤のもの各年現はるゝを例とす、千八百九十七年の如き、目方三斤三「オンス」の皮は十八枚ありたり。(是れ素より灰色の臘臍なり)
如上詳説する所に依れば目下の状態にては、「コンマンドルスキー」島の臘臍の群は、其減少甚

だ速かなりと雖も、猶毎年約一萬枚の臘臍皮を捕獲し、其中約八十八は好良の性質にして、其半ば七斤より重きもの有ると斷言するを得べし、臘臍の性質と云ひ其目方と云ひ、猶甚だ憂ふるに足るものなきが如しと雖も、其群の減少の著しき事實には驚かざるを得ず。

彼の投捨せられたる臘臍の肉のみにて生活する狐の事は姑らく措いて云はざるも、臘臍肉の減少して、地方人民の食物の需要に應ずること能はざる時の來るは、極めて近きにあらん、「コンマンドルスキー」諸島を視察する人は、同島に來る臘臍の年々如何に減少して、其棲む所の區域の漸々縮少し、近頃まで其牝牡にて蔽はれたる生殖所の、空漠となりて草の生ずるを認めん。

島中に於ける營業の充分整理したることは前説したるが如くにして、海岸には繁殖の法整然として設けられ、牝は充分に庇護せられ(已に千八百五十六年より)單に剩餘の牡のみ撲殺せられ、群を驚かさざるの處置も採られて缺くる所なきが如しと雖も、此等の手段は無益にして臘臍益々減少す、繁殖を計るには牝の數を増加するの必要あるが故に、密獵行はれて海上に於ける臘臍保護法設けられざる以上は、縱令禁獵期を設くるも其甲斐なかるべし。

第五章 結 論

「オホック」海及び堪察加沿岸は、殆ど全く種々の土人のみ住する所にして、其間に散在する露國人民の村落あれども、同村に住する露西亞人は土人と異なりたる所尠し、同地方占領後數百年を経たれども人民の状態に變化少なく、戰爭傳染病等に依りて人口の減少を來したるのみにして、現時に於ても人口は依然減少するを免かれず、同地方を探見したる「スリューニン」氏は、土人の減少の主なる原因は、氣候及び生活の状態にあらずして、醫術の絶無なるに在り、一度傳染病の流行することあれば、殆ど全村病死する憂ありと云へり、我輩は此説を非とせざるも、此外人民の死亡に影響を及ぼすものは、同地方人民の食料殆ど全く魚類に限り、而も衛生に適應せざる乾製魚のみを用ゆるに由るものと謂はざるを得ず、土人は此滋養分乏しき食物のみにて養はるゝが故に、健康を害すること甚しく、流行病等の襲ふ所となるは之が原因なり、人民の食料品中より魚類を除却することは、素より能はざる所なるを以て、魚類製造法を改良するは當局者の最も注意を要することなるべし、予は鹽漬魚を製するを以て望まじきことなりとす、目下日本に於て海水にて多くの食鹽を製することなれば、堪察加に於ても之を企つること難きにあらざるべしと思惟す、況んや第十八世紀に於て「オホック」及び其他の場所に於て、既に製鹽業ありたるに於てをや、土人は素より之を慮かる者なく、土人をして之を營ましめんとするは到底不可能のことたり。

耕作も亦當局者の充分注意を要すべき所なり、魚類のみを以て食品とすることは前記の如く土人の衛生に害あり、穀類を以て其食料に供することは素より望まじきことなりと雖も、輸入の穀類は高價なるを以て、土地に耕作の方法を設けざるべからず、従來の視察に由るに耕作は堪察加川の「クレチエウスキー」村、及び「ニヂネカムチャツカ」村並に「ウード」川に沿ふ所の溪谷が耕作に適すと謂へば、地方官之れが實行を圖らざるべからず、先づ人民をして最も簡易なる馬鈴薯を植ふしめ、而して後穀類の栽培法を計るべし、土地の肥沃なることは無論なるも、目下彼岸に徒らに腐敗する魚類を以て肥料となさば、更に好結果を得べし。

次に「ペトロパウロフスク」及び「オホック」附近に於て牧場の多きを見れば、牧畜業も充分發達するの望みあり、「オホック」堪察加地方に於ける獸獵業は、前記せし如く年々減少するは一般に認めらるゝ所なるも、之が減少を防ぐの處置は實施するに難く、人民の唯一の收入とする此獸獵業の衰頹するに依り、人民は生活の爲め要する所の、物品を購ふの資力を減ずることは頗る嘆ずべし。

同地方の貿易は獸皮との交易にして、昔は貨物の代價を高く見積り、獸皮は之を廉價にして多く獲たるが故頗る有利の事業なりしが、目下輸入貨物の代價は極度にまで低減せられ、獸皮は殆ど歐洲の市場に於ける價格に近き値段にまで騰貴せられたれども、其捕獲數著しく減少した

り、卸賣商は今日昔の如き利益なく、唯危険を冒して内地に入込む行商は、土人と直接交易するに由りて利益を得ることあり、近年卸賣貿易事業は、露國臘臍聯營業會社の手に歸したりしが、目下自餘の事業と共に此貿易は堪察加商工業會社の手に移りたり、同商會は將來永く存在すべきや否やは今日明言し難しと雖も、從來堪察加地方の貿易事業が、甲より乙に乙より丙に轉じたるを思へば、同會社も五七年間繼續するに止まるべしと豫言するに難からず。

目下資本家の著目すべきものは、獸皮にあらずして鑛業及び漁業なり、然れども此二者の營業とも政府の處置に由り、決して發達すること能はざる状態にあり、同地方の鑛物に富むことは探險者の報告する所なれども、實際其事は未だ確められず、千八百九十五年乃至九十八年に於て、「オホツク」堪察加鑛業探險隊組織せられ、探險調査の上「オホツク」海の南西部分に饒かなる金鑛あるを證明し、同時に該地方は民間の鑛業者の營業區域外とせられ、後に至り同鑛區を貸下ぐるが爲め貸下條件を制定せられたりしも、我露國には之に著手するを望む者無きのみならず、外國人中にも貸下を出願したる者なし、是れ貸下條件の營業者に不利なる證據なり、沿海州の北東にある唯一の金鑛探掘業は、某大佐の經營する所にして、二年間巨額の資本を投じたるに拘らず好結果を呈せず、其他鑛業に富むを聞き探掘業を企てたるもの數多ありたれども、何れも不成功に畢りたり。

「オホツク」及び堪察加地方に於ける漁業は、魚類に饒かなると魚の性質甚だ高尚なるとに依りて、將來充分發達の見込みあり、目下同地方に存するは、堪察加商工業會社が「アワチン」灣に建てたる二個の製造場にして、一つは罐詰製造所、一つは搾粕及び魚油製造所なりとす、甲の製造所は一千九百一年の夏の半より事業に著手し、其製造品は全く「アラスカ」製の鮭と競争するに足り、乙の製造場は千九百二年の夏事業に著手したり、此事業は企業者の計畫に依れば、甚だ大なる希望を以て擴張する豫定なりと雖も、其結果は未だ言ひ難し。

最初に採用したる日本風の鹽漬製造法は、前に述べたるが如く中絶せられたるを以て、今日に於ては同地方の他の製造法の發達を期せざるべからず、他の「オホツク」及び堪察加地方に於ける漁業全體に關して、黒龍江沿道總督府の發布したる海産營業の嚴重なる假規則は、大に發達の妨害とならんとする恐れあり、本規則は同地方に初めて前記事業の起ると同時に發布せられたるものにして、其中には縦令實行するを得るとするも、多くの困難と失費を要する政府の處置あるに依り、一度び同規則を見るものは、恐らく事業を企つるに躊躇せん、此の如き規則は漸く同地方に起らんとする事業を扶くるを目的とせず、單に消極的の性質を帯び、民間の事業の順當に發達するを阻止するものなり、沿海州軍務知事たりし「ウンテルベルグ」氏の漁業報告中に、北部地方の狀況は輸出の點より殆ど全く研究せられざるが故に、充分之を調査研究す

るに至るまで、民間の企業者をして、好んで之に著手すること能はざらしむる如き原則を設くるを可とすと云ふの言あり、斯の如き方針なるに於ては、寧ろ全く總ての事業を禁止するに如かず、何となれば所謂充分の調査は到底當局者の爲し能はざる所なればなり、同地方には此處置に依りて困難を感ずるもの尠からず、例へば千八百九十五年發見せられたる金礦の如き、當局者の發布したる實行不可能の條件に由りて未だ採掘せられず、漁業の發達は當局者之を希望せず、臘腸臍群は充分探險せられたるに拘らず、今日に至るまで保護せらるゝ所なく、地方衰頹するも等閑に附せらるゝの状あるは怪しむに足らず、而も太平洋の米領沿岸に於ける漁業(往昔の露領地も其中に含有す)の發達著しく、晩近三十五年乃至四十年間に數千人の營業者が、同地方の天産物を獲得せんとして、競ふて同地方に入込みたるもの多きに、同一の緯度であり同一の天然の状態を有する我露領の漁業は、年々衰頹し人口亦減少し、天産物の多分は既に米國密獵船の掠奪する所となり、我當局者之を防ぐの策を講ぜざるを以て、彼等は我國の所謂充分調査するを俟たずして、西比利亞の北東全體に跋扈す。

「オホツク」堪察加地方の生活上に、政府の特別の注意を爲したるもの唯一つあり、是れ蒲潮斯德より以北の各港に對し、一年四回の定期航海を爲さしむる航運業是れなり、從來官費食料を同地方に供給し、各港に寄港するものに對して國庫より支出したるもの、毎年一萬八千七百留

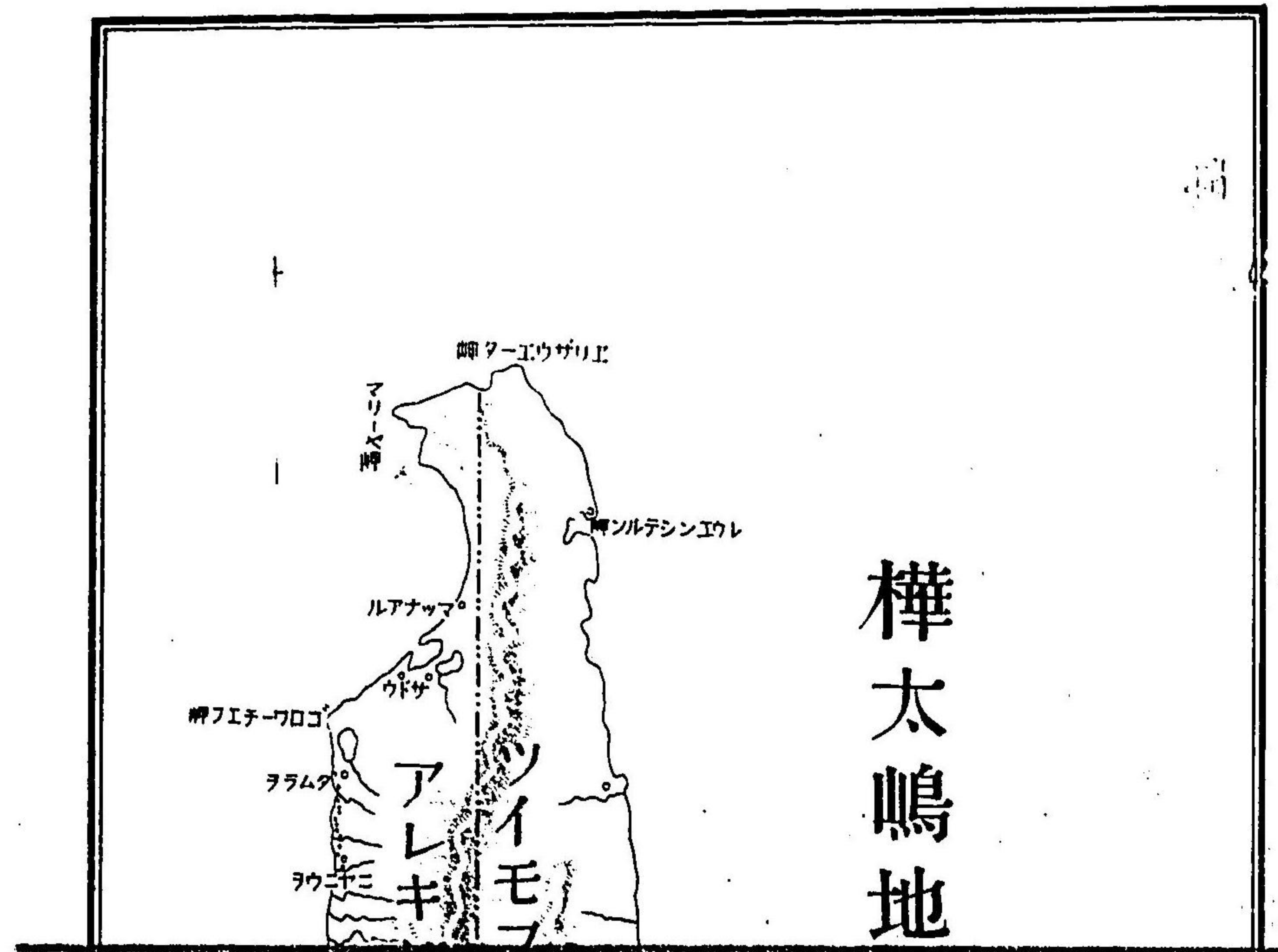
なりしに拘らず、同航運業は東清鐵道に委託せられ、一年十六萬留の巨額の保證金を給與す、我輩は之に就て同地方には、一年四回廣漠無人の沿岸を航海するに先だち、政府の補助を藉りて實行すべき事業ありと謂はざるを得ず、政府の此補助金を半額なりとも割きて、同地方人民の事業補助費に充て、更に數箇年たりとも、毎年地方人民より徵收する數千留の税を國庫に納むることを廢止し、地方の事業費に充てたらんには、過去世紀の始めに政府の計畫したる處置たりとも實行するを得ん、今や「オホツク」堪察加地方全體に(「コンマンドルスキー」諸島を除く)一の病院もなく、僅に三名の醫師と若干の藥劑師あるに過ぎず、同地方の交通道路の皆無なること、住民の各所に遠隔して散在すると、其他の地方的不利の事情を思はゞ、殆ど一も施設なきに等しと云ふも可なるべし、若干の學校ありとも全く人民の爲め不利益にして、之に代ふるに初等の職業學校を以てすること可なるべし、同地方には職業なるもの一も無く、例へば靴を縫ひ縫を鑄造する者の如き一人も無し、昔建造したる教會堂は破損するに任せ牧師の數は減せられ、地方監理署は管に哥薩克をして、土人の村長に布告命令を配達せしむるのみにして、人民の生活上に就ては之を慮ることなく、一言以て之を言へば、堪察加人民に父と呼ばれて敬愛せられたる堪察加の最後の知事「ザライコ」將軍の經營は、過去五十年間に全く當局者の頭腦より滅却するに至りたることなり。

第五卷

百七十八

北沿海州事情

終



樺太鳴地